

平成22年第1回西予市議会定例会会期日程表

会期3月3日（水）～3月17日（水）

（会期15日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
3月 3日	水	本会議（開会）	・ 理事者提案説明
3月 4日	木	本 会 議	・ 一般質問 ・ 質疑 ・ 委員会付託
3月 5日	金	常任委員会	
3月 6日	土	休 会	
3月 7日	日	休 会	
3月 8日	月	常任委員会	
3月 9日	火	常任委員会	
3月10日	水	常任委員会	
3月11日	木	本 会 議	・ 補正予算採決
3月12日	金	常任委員会	
3月13日	土	休 会	
3月14日	日	休 会	
3月15日	月	休 会	
3月16日	火	休 会	
3月17日	水	本会議（閉会）	・ 委員長報告 ・ 質疑・ 討論・ 採決

平成22年第1回西予市議会定例会会議録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 平成22年3月3日
 1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場
 1. 開 会 平成22年3月3日
 午前10時00分
 1. 散 会 平成22年3月3日
 午後 3時23分

1. 出 席 議 員

- 1 番 兵 頭 竜
 2 番 二 宮 一 朗
 3 番 兵 頭 学
 4 番 明 智 祥 勝
 5 番 井 上 勲
 6 番 小 野 正 昭
 7 番 松 山 清
 8 番 宇都宮 明 宏
 9 番 松 島 義 幸
 10 番 元 親 孝 志
 11 番 嶋 川 武 文
 12 番 沖 野 健 三
 13 番 森 川 一 義
 14 番 藤 井 朝 廣
 15 番 浅 野 忠 昭
 16 番 岡 山 清 秋
 17 番 酒 井 宇之吉
 18 番 兵 頭 勇
 19 番 山 本 昭 義
 20 番 梅 川 光 俊
 21 番 菊 地 ミスギ
 22 番 大 竹 忠 盛
 23 番 二 宮 元
 24 番 坂 本 隆 重

1. 欠 席 議 員

な し

1. 会議録署名議員

- 10 番 元 親 孝 志
 11 番 嶋 川 武 文

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 別 宮 静
 教 育 長 森 英 二
 公営企業部長 九 鬼 則 夫
 会 計 管 理 者 上 甲 悦 子

総務企画部長 清 水 忠 夫
 産業建設部長 藤 中 彰
 生活福祉部長 炭 倉 貞 明
 教 育 部 長 森 精 一
 明浜総合支所長 高 岡 和 廣
 野村総合支所長 角 藤 和 幸
 城川総合支所長 清 水 享 司
 三瓶総合支所長 宇都宮 又 重
 消防本部消防長 中 野 竹 夫
 総 務 課 長 上 甲 憲 章
 財 政 課 長 河 野 敏 雅
 企画調整課長 上 田 甚 正
 監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 岩 本 明 定
 議 事 係 長 井 上 千 浪

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 会議録署名議員の指名

(10 番 元親孝志、11 番 嶋川武文)

2 会期の決定

(3月3日～3月17日 15日間)

3 議会報告第1号 総務常任委員会の視察研修報告について

4 議会報告第2号 西予市し尿処理場問題等特別委員会の中間報告について

5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

6 議案第 6号 西予市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

議案第 7号 西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について

議案第 8号 西予市敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について

議案第 9 号 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について

議案第 10 号 西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について

議案第 11 号 西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 12 号 西予市林業センター条例の一部を改正する条例制定について

議案第 13 号 西予市みかめ海の駅条例の一部を改正する条例制定について

議案第 14 号 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 15 号 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 16 号 西予市消防団条例及び西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 17 号 西予市元気な三瓶っ子育成基金条例を廃止する条例制定について

議案第 18 号 西予市農林水産業振興事業基盤整備用機械使用料条例を廃止する条例制定について

議案第 19 号 市道路線の廃止について

議案第 20 号 市道路線の認定について

議案第 21 号 西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について

議案第 22 号 平成 21 年度西予市一般会計補正予算（第 11 号）

議案第 23 号 平成 21 年度西予市授産場特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 24 号 平成 21 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 25 号 平成 21 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

議案第 26 号 平成 21 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 27 号 平成 21 年度西予市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 28 号 平成 21 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 29 号 平成 21 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 30 号 平成 21 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）

議案第 31 号 平成 21 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 32 号 平成 21 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 4 号）

議案第 33 号 平成 21 年度西予市病院事業会計補正予算（第 4 号）

議案第 34 号 平成 21 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第 4 号）

議案第 35 号 平成 22 年度西予市一般会計予算

議案第 36 号 平成 22 年度西予市授産場特別会計予算

議案第 37 号 平成 22 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第 38 号 平成 22 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算

議案第 39 号 平成 22 年度西予市国民健康保険特別会計予算

議案第	40号	平成22年度西予市老人保健特別会計予算
議案第	41号	平成22年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
議案第	42号	平成22年度西予市介護保険特別会計予算
議案第	43号	平成22年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
議案第	44号	平成22年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第	45号	平成22年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第	46号	平成22年度西予市上水道事業会計予算
議案第	47号	平成22年度西予市病院事業会計予算
議案第	48号	平成22年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
追加	議案第 49号	西予市情報基盤整備事業第2期伝送路施設整備工事(第6工区)変更請負契約について
議案第	50号	西予市情報基盤整備事業第2期伝送路施設整備工事(第7工区)変更請負契約について
議案第	51号	西予市立小中学校電子黒板の取得について
議案第	52号	西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議会報告第1号 総務常任委員会の視察研修報告について
- 4 議会報告第2号 西予市し尿処理場問題等特別委員会の中間報告について
- 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推

6 議案第	6号	西予市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
議案第	7号	西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
議案第	8号	西予市敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について
議案第	9号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について
議案第	10号	西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について
議案第	11号	西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第	12号	西予市林業センター条例の一部を改正する条例制定について
議案第	13号	西予市みかめ海の駅条例の一部を改正する条例制定について
議案第	14号	西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第	15号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第	16号	西予市消防団条例及び西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第	17号	西予市元気な三瓶っ子育成基金条例を廃止する条例制定について
議案第	18号	西予市農林水産業振興事業基盤整備用機械使用料条例を廃止する条例制定について

議案第 19号	市道路線の廃止について			会計予算
議案第 20号	市道路線の認定について	議案第 36号		平成22年度西予市授産場特別会計予算
議案第 21号	西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について	議案第 37号		平成22年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第 22号	平成21年度西予市一般会計補正予算（第11号）	議案第 38号		平成22年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第 23号	平成21年度西予市授産場特別会計補正予算（第4号）	議案第 39号		平成22年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第 24号	平成21年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）	議案第 40号		平成22年度西予市老人保健特別会計予算
議案第 25号	平成21年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	議案第 41号		平成22年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 26号	平成21年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	議案第 42号		平成22年度西予市介護保険特別会計予算
議案第 27号	平成21年度西予市老人保健特別会計補正予算（第2号）	議案第 43号		平成22年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 28号	平成21年度西予市介護保険特別会計補正予算（第4号）	議案第 44号		平成22年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第 29号	平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	議案第 45号		平成22年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第 30号	平成21年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	議案第 46号		平成22年度西予市上水道事業会計予算
議案第 31号	平成21年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	追加 議案第 47号		平成22年度西予市病院事業会計予算
議案第 32号	平成21年度西予市上水道事業会計補正予算（第4号）	議案第 48号		平成22年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第 33号	平成21年度西予市病院事業会計補正予算（第4号）	議案第 49号		西予市情報基盤整備事業第2期伝送路施設整備工事（第6工区）変更請負契約について
議案第 34号	平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第4号）	議案第 50号		西予市情報基盤整備事業第2期伝送路施設整備工事（第7工区）変更請負契約について
議案第 35号	平成22年度西予市一般	議案第 51号		西予市立小中学校電子黒板の取得について
		議案第 52号		西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

開会 午前10時00分

○議長 ただいまの出席議員は24名であります。これより平成22年第1回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より今定例会招集のあいさつがあります。

三好市長。

○三好市長 平成22年第1回西予市議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日3月3日は、桃の節句であります。女の子が優しく、そして健やかに育つことへの祝いの日でもあります。また、間もなく啓蟄となりまして、春の季節を感じるころとなりました。

2月13日からカナダのバンクーバーで開催されました冬季オリンピックは、17日にわたる熱戦が繰り広げられまして一昨日閉会となりました。メダルの数こそ奮いませんでしたが、注目の日本人選手の活躍もあり大いに盛り上がりました。オリンピックという夢の大舞台、日々積み重ねてきた成果を発揮すべく全力を尽くして競技をする各国の選手たちの姿にさわやかな感動を覚えたところでございます。

さて、先日南米チリで発生した大地震による津波警報では、当市においても明浜、三瓶地区5,274世帯、1万1,918人に対し避難勧告を出し、注意と対応を呼びかけました。幸い被害の報告もなく安心したところでございますが、改めまして災害時における判断や対応の難しさを感じるとともに、住民一人一人の防災意識の啓蒙及び情報のとらえ方など、今回の事例を今後の教訓として生かさなければならぬと感じた次第でございます。避難に協力いただきました方々には、長時間にわたり不便をおかけし、また消防団員を初め各種防災組織の皆様には大変ご苦勞をおかけいたしました。この場をかりましておわびとお礼を申し上げます。

このような中、議員の皆様におかれましては、年度末を控え公私ともにご多忙のところ、西予市の平成22年度施策の指針となるべく当初予算の審議をしていただく最も重要な本定例会にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、昨今の国内外の政治経済などの変化は著しい早さで進んでおり、だれしも世情の変化の戸

惑いと変化による希望の光を追い求める気持ちが複雑に交差されているものと推察いたします。このような社会現象の中にあって、昨年政権交代を果たした3党連立の政府は、本当の国民主権の実現と内容の伴った地域主権を政策の2つの大きな柱にして新たな国づくりに向けて始動をしております。

特に鳩山政権は、地域主権改革を一丁目一番地としてのスローガンを掲げておりますが、この一丁目一番地という文字を掲げている以上、文字どおりの最優先、最重要課題として取り組む必要が求められるものであり、また一方こうした政治的スローガンを掲げていることに対して、明治以来の中央政権的な発想から脱し、地域のことは地域で決められる体制にしようという意気込みがあることが十分伝わってまいりますので、早期に真の地方主権が確立されることに大変期待を寄せるところでございます。

振り返りますと、これまで地方分権改革の議論の場でA市はできるけれどもB市はできない、地方は経験もないし人材もないという声が上がっていましたが、今後はこうした声が起こらないように、地方自治体みずからがしっかりと真の地方主権という時代の大きな変化に素早く対応し、地域のニーズに適切に対応した行政サービスを提供していくことができる人づくり、環境づくりを構築していくことが最重要テーマになってまいりますものと思っている次第でございます。

また、過疎地域にとって大変重要であります過疎法の一部改正が昨日衆議院に可決いたしました。地方からの運動が国の場に届いたもので、大変うれしく皆様とともに喜びたいと思っておる次第でございます。

本市にとりまして、平成22年度はCATV事業と新庁舎建設事業の2つの大事業が完成する記念すべき年度に当たりますとともに、新たな都市基盤の構築に向けたし尿処理施設整備事業や市民の健康と生命を確保する視点での西予市立病院建設事業に取り組まなければならない最重要施策に着手する年度でもございます。

こうした新年度からの新事業に対して、議員の皆様や市民の皆様からさまざまな場で貴重なご意見を賜り、議論を重ねながら進めてまいります所存でございますので、何とぞ力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会におきましては、議員の皆様からの一般質問をお受けするとともに私の平成22年度の市政に対する所信の一端を申し上げるほか、諮問2件、条例改正11件、廃止2件、その他3件、平成21年度補正予算13件、平成22年度当初予算14件の合計45件につきましてご審議をお願い申し上げます。諸議案の提案理由につきましては、上程の際にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、それぞれご決定を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単でございますが、招集のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、前定例会以降における諸般の報告及び監査委員から提出された例月出納検査報告書は、お手元に配付のとおりでありますのでお目通しを願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておるとおりであります。

(日程1)

○議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に10番元親孝志君、11番嶋川武文君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、会期の決定を議題いたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から3月17日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、本日から3月17日までの15日間と決定いたしました。

(日程3)

○議長 次に、日程第3、議会報告第1号「総務常任委員会の視察研修報告について」を議題いたします。

第1回臨時会の議決に基づき実施いたしました総務常任委員会の視察研修結果について、報告を求めます。

総務常任委員長岡山清秋君。

○岡山清秋総務常任委員長 おはようございます。

それでは、総務常任委員会が行政視察を行いました研修報告をさせていただきます。

総務常任委員会では、2月19日、デマンド乗り合いタクシーについて、香川県まんのう町で行政視察を行いました。その概要を報告いたします。

まんのう町は、香川県仲多度郡の3町、満濃町、琴南町、仲南町が平成18年3月20日に合併をして誕生した新しい町であります。合併により、負の遺産である多目的多機能の公共交通機関、福祉有償運送、スクールバス、温泉バス、高校生バス定期券購入助成、福祉タクシー券、丸亀コミュニティバスなどが存在するようになり、地域間格差の解消が求められるようになりました。

それと同時に、高齢化社会の進行により交通弱者の足を確保することが急務となり、財政負担の少ない効果的で効率的な公共交通機関の仕組みづくりが求められるようになりました。

このような経緯から、まんのう町では合併2年目の平成20年3月にまんのう町地域公共交通協議会を設立、公共交通に関する住民アンケート調査やバス、タクシー事業者を対象にヒアリングを実施しながら翌21年3月に協議会においてデマンド乗り合いタクシー運行実施を決定。5月には予約センターを商工会が事業承認し、オペレーター2名と運転手3名を採用し、研修終了後11月2日から試験運行を開始いたしました。

運用開始から3カ月半ばのため、利用者数、利用率も低く、データは少なかったわけですが、利用状況は町中心地域より遠隔地の利用者が多いことが判明いたしました。なお、年間利用者は1日42名で240日稼働で1万人を見込み、5年後には1万8,000人の利用を予定されているそうであります。

問題点は、1地区に1台デマンド乗り合いタクシーを配車して合計3台で運行をしている。運行時間や待ち時間の関係で利用者の要望に対応できないことで利用者が乗れない場合もあり、車の台数をふやせば経費の負担がふえ町財政を圧迫する点や費用対効果の面からも当分は現状の3台で運行を続けていくとのことでありました。また、遠隔地から町の中心部へ行くには乗り継ぎが必要な

ため待ち時間がかかるという欠点もあります。まだまだ改良の余地があるように思いました。しかし、まんのう町が合併後３年半でこの事業ができたことは、行政、商工会、町民の思いが一致団結したすばらしい成功例だと思います。

これを西予市に当てますと、デマンド乗り合いタクシーの運行時間がかかり過ぎる地域が多くあり難題が多いとは思われますが、２３年度には庁舎内に交通係を新設する計画もあるようなので、ぜひデマンド乗り合いタクシーの特性を生かしながら西予市の実情に合った新たなシステム構築を行い、いつでもどこでも安心して利用ができる事業を展開してほしいと思います。

以上、総務常任委員会の視察研修報告といたします。

平成２２年３月３日、総務常任委員会委員長 岡山清秋。

○議長 以上で視察研修報告を終わります。

(日程４)

○議長 次に、日程第４、議会報告第２号「西予市し尿処理場問題等特別委員会の中間報告について」を議題といたします。

会議規則第４５条第２項の規定により同委員会より中間報告を行いたいとの申し出がありますので許可いたします。

西予市し尿処理場問題等特別委員長兵頭勇君。

○兵頭勇西予市し尿処理場問題等特別委員長 ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、し尿処理場問題等特別委員会の中間報告を申し上げます。

中間報告書。

当委員会の付託事件であるし尿処理施設建設と処理方法、建てかえ及び施設集約建設候補地の検討について調査研究中であります。２回開催された特別委員会の中で議論して決定された事項の概要を報告いたします。

市内から排出されるし尿及び浄化槽汚泥を西部衛生センター及び東部衛生センターにおいて適正処理を行ってきたが、両施設はともに竣工３０年程度が経過し施設の老朽化が著しい状況にあり、今後の補修工事費の増大、搬入し尿等の質的、量的変化を考慮すると、早急に対応が必要となっている。

以上のことから、現在の施設を統合し、循環型

社会の構築に寄与する新たな施設を早急に建設すべきであることを平成２１年１１月２０日の委員会において全会一致で決定いたしました。

そこで、調査の参考とするために、建設するのであれば西予市にとってどのような方式が一番望ましいかということで、先進地である熊本県山鹿市バイオマスタウンセンター及び福岡県大木町のおおき循環センターの視察研修を行いました。

初めに、熊本県山鹿市バイオマスタウンセンターについては、家畜排せつ物の適正処理と可燃ごみの減量等による環境負荷の低減、また地域のバイオマスの有効利用による環境保全型農業を図るため整備され堆肥と液肥の資源化を図っており、処理の過程でメタンを発酵し、そのエネルギーを施設内の電力に利用しているが、すべてを賄うほどではなく化石燃料も一部使用しており、し尿浄化槽汚泥の処理までには至っていなかった。

次に、福岡県大木町のおおき循環センターくるんは、町内から発生する生ごみやし尿、浄化槽汚泥をメタン発酵させ、バイオガスを利用して電気とお湯の供給を行い施設内の電力や給湯などのエネルギーに利用し、バイオガスを発生させ有機肥料を作成し有機肥料として農地に還元し、水稻や野菜等の元肥として１０アール当たり１，０００円にて散布し、循環型社会や自然環境に関する学習をし、豊かな地域の食材を提供したり地域住民の皆が憩い集うための施設となっている。液肥の安全性、生産物、米、麦、大豆、野菜等については大学と提携し十分なチェックを行い、有機米として販売し、農業振興にも寄与している。

また、２期工事として隣接地に郷土料理館や交流広場等の道の駅を建設中でまちづくりの拠点となっている。ちなみに、生ごみはバケツコンテナ方式による収集を行っており、生ごみ処理は無料となっている。

当市においても製造された有機肥料がすべて農地還元できるかという課題はあるが、解決策が考えられるなら、今後の施設整備についても十分検討の余地があるのではないと思われる。

今回の中間報告は、過去の議論、研修をベースにしたもので、その内容には現状認識と実施すべき活動などがありますが、現段階では十分な合意がなされていないものやさらなる議論が必要なものも含んでおり、今後においても議論を深めるなど実現に向けて引き続き調査研究を行ってまい

ことを申し添えまして、し尿処理場問題等特別委員会の中間報告を終わります。

平成22年3月3日、し尿処理場問題等特別委員長 兵頭勇。

○議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の中間報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結とします。

以上で中間報告を終わります。

（日程5）

○議長 次に、日程第5、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」及び諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

法務大臣から委嘱された人権擁護委員のうち、兵頭義之氏、渡邊美恵子氏が平成22年6月30日をもって任期満了となります。今回の任期満了に伴い、その後任について検討しました結果、渡邊美恵子氏につきましては、引き続き推薦をすることとし、兵頭義之氏にはご勇退いただき、後任として栗田満氏を推薦したいと存じます。

渡邊氏は、長年にわたり教職を務め上げられ、在職中いじめ、不登校の問題などを最優先課題として取り組んでこられ、平成19年7月から人権擁護委員としてご活躍をいただいております。栗田氏は、会社勤務の後、野村町役場職員、市職員として長年にわたり勤務され、退職後は西予市青少年補導員としてご活躍をいただいております。

それぞれ人格、識見高く、広範な知識と豊かな経験から社会の実情全般に通じ、人権擁護に深い理解があり適任であると考え、人権擁護委員法第6条第3項に基づき議会の意見を聞くものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

諮問第1号及び諮問第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

お諮りいたします。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第1号は原案のとおり同意いたしました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第2号は原案のとおり同意いたしました。

（日程6）

○議長 日程第6、議案第6号「西予市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」から議案第48号「平成22年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」についてまでの43件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

清水総務企画部長。

○清水総務企画部長 議案第6号「西予市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、時間外労働の割増し賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえた人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正されたことを受け、国の取り扱いに準じた措置を講ずるため、西予市職員の給与に関する条例、西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び西予市単純な労務に雇用される職員の給与の

種類及び基準を定める条例の一部を改正するものであります。

主な内容につきましては、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が月60時間を超えた場合においては、その超えた時間にかかる時間外勤務手当の支給率を引き上げるものであります。また、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が月60時間を超えた時間における時間外勤務手当の支給割合と本来の支給割合との差額分の支給にかえて、正規の勤務時間においても勤務することを要しない日または時間外勤務代休時間を指定することができる制度を新設するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 炭倉生活福祉部長。

○炭倉生活福祉部長 議案第7号「西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市宇和福祉センターは、市内における社会福祉活動の向上と充実を図り社会福祉の発展に資するため設置した施設であります。

今回の改正は、利用時間や休館日を変更することで施設の効率的な管理運用を図るものであります。具体的には、利用者からの要望や利用実績の分析に基づき、利用時間を午前8時30分から午後5時15分までとし、休館日を毎週日曜日と祝日及び年末年始とするものであります。

続きまして、議案第8号「西予市敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市においては、当条例及び同施行規則に基づき、満88歳になられた方に対し3万円、数え年100歳になられた方に対し10万円を毎年9月期に祝い金として支給しているところであります。

今回の改正は、支給条件の対象年齢区分や基準日を明確にするとともに、特別養護老人ホーム入所者を支給対象に追加するものであります。具体的には、9月2日から翌年9月1日までとしていた今までの対象年齢区分を4月2日から翌年の4月1日までの学年度に改め、同級生同士がもれなく受け取れるようにするほか、9月の老人週間にあわせ、祝い金を支給するよう基準日を9月1日

と定めておりますが、基準日以前に対象者が異動した場合は資格が喪失することを明記することで市民にわかりやすい支給条件といたしております。

また、特別養護老人ホーム入居者は、支給対象から除外といたしておりましたが、特別養護老人ホームの法的な位置づけが養護老人ホームと同じ市町村の措置制度から介護保険法に移行しており、市内施設は民営化されたことから支給対象と認める判断をいたしました。

続きまして、議案第9号「西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、本件の最低賃金の時間額が昨年10月に引き上げられたことに伴い、その最低賃金を基礎に算定している隣保館館長の報酬額を月額1,000円増額改定するものであります。

続きまして、議案第10号「西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、患者数の減少等により平成20年4月より休止しております坂石診療所の廃止及び診療所の診療日、診療時間の取り扱いの変更によるものであります。当市は10の診療所を運営しており、その診療日や診療時間はさまざまで患者数や医師の配置状況により変更することも多いため、弾力的な運営を図るため規則委任するものであります。

続きまして、議案第11号「西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」提案理由のご説明を申し上げます。

クアテルメ宝泉坊は平成17年11月より営業を開始し、西予市内外の住民の健康増進、憩いの場として親しまれております。開館以来、毎月第2、第4火曜日を休館日といたしていましたが、当施設は水回りの施設が多く修繕費等もかさむため、5年を経過した中で毎週火曜日を休館日とし、さらに施設メンテナンスの充実を図っていかうとするものであります。

以上、5議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 議案第12号「西予市林業

センター条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市宇和林業技術センターは、国から平成14年に購入し林業関係施設として活用していましたが、平成19年度からは西予市社会福祉協議会宇和支所として使用しております。今後におきましても林業関係施設として利用する予定が見込めず、今回廃止することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第13号「西予市みかめ海の駅条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、みかめ海の駅潮彩館内のいけす棟につきまして、ろ過殺菌設備の整備に伴い、無料としておりましたいけす棟の入場料金を新たに設定するものであります。

いけす棟は、マンボウ飼育槽とタッチングプールがあり、マンボウを主とした海の生物と直接肌で触れ合うことができる施設としてファミリーを中心とした集客向上の一翼を担っておりますが、海水温の調整やろ過殺菌設備の不備により半年以上マンボウを飼育できない状況が続いておりました。このたびの地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業により待望のいけす棟のろ過殺菌設備が整備されマンボウの周年飼育が可能となり来館者数の増が期待されますが、設備の設置に伴う維持管理経費が年間80万円程度発生する見込みであります。

このため、今回いけす棟の入場料金を設定し、入場料収入を指定管理者であるみかめホールディングの収入とすることで少しでも採算性の維持と施設の安定的な維持運営を図ろうとするものであります。

なお、入場料金は大人100円、11名以上団体は50円とし、小学生以下は無料としております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 九鬼公営企業部長。

○九鬼公営企業部長 議案第14号「西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、西予市宇和町さくらへの給水を

開始することに伴い、本条例第2条第2項にあります別表中、宇和町の給水区域にさくらを追加するものであります。

続きまして、議案第15号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、三瓶町南地区簡易水道における第2水源掘削に伴い、水道法第10条第1項の規定に基づく変更認可申請において、給水区域内人口の減少に伴い、計画給水人口を見直したものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 中野消防長。

○中野消防本部消防長 議案第16号「西予市消防団条例及び西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は西予市消防団に機能別消防団員制度を設けることに伴い、それぞれの条例の一部に所要の改正を行うものであります。

西予市消防団の条例定数は1,895人ですが、今年度当初の実際の消防団員数は1,795人で、100人の減少となっております。この条例定数と実際の団員数との乖離は、少子・高齢社会の到来と人口の減少傾向の中ですまざるばかりで、今後さらに消防団員の確保が困難な状況となるとともに、サラリーマン団員の増加による昼間の火災等に対応する消防団員の確保が危惧されるところであります。

このような中で、消防団員や消防吏員の経験者を地域の消防力、防災力の担い手としてその知識と経験を有効に生かし、消防団員の消防活動に参加、協力し支援するためのものとして、機能別消防団員制度を設けるものであります。この機能別団員は、消防団員としてその居住する地域、いわゆる分団内の消防活動に従事していただくことを基本としつつ、大規模災害時には消防団の後方支援活動等を想定するものであり、消防団活動を補うものであります。また、消防活動に必要な消防団員がその地域に不在または少人数しかいない時間帯などには地域の有用な消防力としても期待さ

れるところであります。

なお、機能別消防団員は、ポンプ操法大会や出初め式への参加、出動を活動範囲から除外することとし、その地域内の火災等に対する消防活動とそれに伴う必要な業務に限定するものであります。

また、機能別団員の報酬額については、基本団員との活動範囲の相違等をかんがみ、年間1万2,000円といたしております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 炭倉生活福祉部長。

○炭倉生活福祉部長 議案第17号「西予市元気な三瓶っ子育て基金条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

三瓶地区における出産祝い金の特例制度は平成19年度に廃止しておりましたが、支給時期の関係で経過措置を設けておりましたところ、今般経過措置の適用を受ける対象者への支給がすべて終了しましたので基金を廃止するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午前10時46分）

○議長 再開いたします。（再開 午前10時59分）

藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 議案第18号「西予市農林水産業振興事業基盤整備用機械使用料条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、旧城川町が農林業振興補助の一環として、パワーショベルなどの重機を所有し、住民等による農林道の開設など生産基盤の整備に利用する際の使用料を定めていたものであります。現在所有しております重機は、耐用年数もかなり経過し維持費も増大しており、また雇用しておりますオペレーターも今年度末で全員定年退職となりました。さらに、住民からの事業要望も少なくなったことから今年度末をもって事業を廃止し、本条例を廃止するものであります。

なお、所有しております重機につきましては、状態を見て他施設への転用または処分をすることといたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第19号「市道路線の廃止について」、議案第20号「市道路線の認定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回、6路線の廃止と8路線の認定をお願いするものであります。

石城地区74号線は、生活道路として機能していないため廃止するものであります。

旧町地区311号線は、地域内の重要な生活道路のため、廃止の後路線を延長して再認定するものであります。

下宇和地区96号線は、地域内の重要な生活道路のため、廃止の後路線区域を変更して再認定するものであります。

蔵貫6号線は、改良を計画しているため、廃止の後路線の一部区域を変更して再認定するものであります。

朝立1号線は、国道378号のルート変更に伴い、廃止の後朝立52号線と合わせ1路線として再認定するものであります。

朝立52号線は、朝立1号線と合わせ1路線として認定するため廃止するものであります。

蔵貫23号線は、蔵貫6号線の再認定のため廃止となった区域を認定するものであります。

安土19号線は、市営墓地の設置にあわせて開設された道路であります。公共施設に通じる道路のため認定するものであります。

茅場下線及び大野ヶ原入り口線は主要地方道野村柳谷線の改良工事の完成に伴い、旧道敷地区間を認定するものであります。

なお、本件に係る市道の廃止、認定につきましては、さきの2月10日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいているものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第21号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について」提案のご説明を申し上げます。

本施設は、昭和45年度に国営草地開発事業で整備されました公営牧場で、妊娠前の育成牛を酪

農家から預かり、約２年近く飼養管理し、妊娠をさせた後で酪農家に返却する酪農業の基礎的部分を担う施設であります。この施設で牛乳を生産する段階まで管理することから酪農家の負担を軽減し、生産基盤の確立に大きく寄与いたしております。

今回、本施設の指定管理者の候補として、非公募により東宇和農業協同組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、昭和５１年度から３０年余り愛媛県酪連が委託事業者となり現在に至っており、平成２１年度まで管理をしていたておりましたが、委託団体の諸事情により来年度以降の指定管理を辞退する意向が示されたことから、来年度からの受託先として東宇和農協を指定管理者とするものであります。

東宇和農協に指定する理由として、県内最大の畜産産業の中核であり、現在も子牛育成棟を運営しており飼養能力が高いこと、さらに西予市の生乳は全量東宇和農協が集荷しているなど、生産者と密接に連携した運営がされていることから、生産から出荷までの一貫した管理運営が可能であります。また、東宇和酪農業生産者協議会とも密接な連携体制がとれており、生産者の意向が反映されやすいなど、顧客サービスの面からもその能力を十分有しており、施設の管理を行わせることが適当と判断したものであります。

なお、指定期間につきましては、平成２２年４月１日から２５年３月３１日までの３カ年としております。

大野ヶ原育成牧場の指定管理者候補の概要及び事業計画につきましては、別添の参考資料をご参照ください。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 三好市長。

○三好市長 議案第２２号「平成２１年度西予市一般会計補正予算（第１１号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、物件費等の事業費確定による増減額と工事請負費の入札減少金、事業の不採択による減額などが主なものであります。

このほかに、国の第２次補正予算による地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業５億１，５５２万４，０００円を計上しております。

この事業は、平成２１年１２月８日に閣議決定された明日の安心と成長のための緊急経済対策において、電線の地中化、都市部の緑化など地方公共団体によるきめ細やかなインフラ整備等を支援することとされたことを踏まえ、国の平成２１年度第２次補正予算において創設された交付金であり５，０００億円の予算化がされております。この予算化のうち、第１次配分として４，５００億円が配分され、西予市には４億３，１７２万４，０００円が交付されることとなりました。

西予市ではこの交付金事業として、補助事業とならず一般財政のみで実施しなければならない事業や財源の都合により先送りとしているインフラ整備で、単年度で実施でき、地元発注が可能な事業を中心に実施することといたしました。

具体的には、三瓶総合支所移転事業８，５１３万４，０００円、三瓶町、明浜町地区を対象とした漁港施設等維持管理事業２，０００万円、橋梁維持管理事業として傷みが激しい延長がおおむね１５メートル以下で地元で発注できる橋梁１２橋の改修費１億３，６００万円、市内全域を対象とした道路維持完了事業６，６００万円、市道改良事業として緊急性、地元発注、工期等を勘案して６路線の改良舗装工事費１億４，３４５万円、下水路維持管理事業２，０００万円、中学校施設維持管理事業として野村中学校外壁爆砕修繕費４，４９４万円を計上しておりますが、２次補正配分を見込んで総額５億１，５５２万４，０００円を計上しております。

また、西予市では、市民の足の確保として、宇和島自動車株式会社が運行しております西予市内の収支比率が低いバス路線に対し補助金を行っているところでありますが、その生活交通バス路線維持確保対策事業費補助金が確定しましたので、総務費において、その経費４，８５１万７，０００円を計上しております。

さらに、将来に備えて災害対策基金、新市立病院建設基金及び学校施設整備基金に積み立てる経費を計上しております。

歳入につきましては、決定額及び決定見込み額を計上しておりますが、歳出でも説明いたしました国の第２次補正予算における地域活性化・きめ

細かな臨時交付金4億3,172万4,000円を計上しております。

また、寄附金につきまして、ふるさと納税寄附金75万円を計上しております。

平成21年度は現在のところ21名の方から105万円の寄附をいただきました。寄附申し込みの際に、どのようなことに対して使ってほしいかということをお聞きしておりますが、8名の方から希望がありましたので、その希望を尊重して使わせていただきました。

また、用途の指定がなかったご寄附につきましては、誇れる地域づくり事業等に充当させていただきました。

なお、寄附をいただいた方々には、個別にこれらの報告をするとともに、これからも温かいお付き合いをお願いしたいと考えております。

以上によりまして、本予算の補正額は、歳入歳出予算にそれぞれ2億5,870万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を295億6,067万8,000円と定めるものであります。

また、大和田小学校、宇和中学校、三瓶中学校耐震化事業を平成21年度、22年度の2カ年事業として継続費を設定しておりましたが、前倒しをして今回計上するために継続費の廃止をしております。

仮庁舎改修事業、庁舎建設事業、重要伝統的建造物群保存地区選定記念記録映画等製作事業につきましては、入札等により事業費が確定しましたので継続費の変更を行っております。

また、債務負担行為を行っておりました汚泥再生処理施設整備事業費、生活環境影響調査業務は施設候補地見直しのため、また土地開発公社に対する債務保証につきましては、土地開発公社が借入れを行わなかったため、債務負担行為を廃止し、宇和郵便局の土地建物購入のための流通開拓連携促進事業費では、債務負担行為の期限を平成22年度までに延長する変更を行っております。

以上、ご説明をしまいましたが、詳細につきましては、担当課長にご説明させますので、よろしくご審議を賜りご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 河野財政課長。

○河野財政課長 それでは、予算書に沿って補足

説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、事業費の確定による調整と人事院勧告による給料、期末勤勉手当の減額及び国のきめ細かな臨時交付金事業が主なものでございます。

まず、歳出につきまして説明をさせていただきます。

28ページをお開き願います。

5目財産管理費8,513万4,000円ありますが、これは三瓶総合支所移転のための三瓶保健総合福祉センター改修工事に係る経費であります。きめ細かな臨時交付金を充当しております。

29ページでございますが、6目17節公有財産購入費9,000万円の減額であります。これは平成21年度に現宇和郵便局の土地と建物を購入することとしておりましたが、郵便事業株式会社が移転先の用地取得等に時間を要し今年度の購入に至らなかったため、全額減額し、平成22年度当初予算に計上するものであります。このに伴い、債務負担行為の変更も行っております。

9目13節システム開発導入委託料584万5,000円ありますが、これは平成22年度から実施されます子ども手当支給のためのシステム導入に係る経費であります。全額国庫補助金を充てております。

30ページをお開き願います。

12目13節測量設計監理委託料国庫補助分765万1,000円ありますが、これは三瓶町地域のCATV整備のための設計委託料であります。

31ページでございますが、18目庁舎建設事業費1億7,853万4,000円の減額につきましては、入札等による事業費の確定による減額であります。

39ページをお開き願います。

3目19節地域介護・福祉空間整備交付金事業補助金750万円ありますが、これは中川地区に建設予定のあんしんの家建築に対する国からの補助金であります。

また、同じく宇和福祉の里事業補助金375万円につきましては、同建築に対して市から補助するものであります。

41ページをお開き願います。

7目28節繰出金291万1,000円であり
ますが、これは償還金未納に対する住宅新築資金
等貸付事業特別会計への繰出金であります。

50ページをお開き願います。

13節地質及び測量調査業務委託料871万
5,000円の減額及び生活環境影響調査業務委
託料404万5,000円の減額であります、
これは汚泥再生処理施設建設候補地の見直しによ
る減額であります。

56ページをお開き願います。

工事請負費市単分2,000万円でありま
すが、これは三瓶、明浜町地域の漁港施設等維持管
理工事に係る経費であります。きめ細かな臨時交
付金を充当しております。

57ページでございますが、2目19節プレミ
アムつき商品券助成事業補助金1,000万円であ
りますが、これは平成20年度において西予市
商工会へ前払いにより交付したプレミアム補助金
1,000万円が平成21年度の会計処理すること
が適当であるため、一度返還を受け、改めて交
付するものであります。

60ページをお開き願います。

2目13節委託料2,900万円及び15節工
事請負費1億7,300万円でありますが、これ
はきめ細かな臨時交付金事業に係る経費でありま
す。

市内道路維持補修費6,600万円及び15メ
ーター以下の橋梁で至急に補修の必要がある宇和
地区6橋、明浜地区5橋、城川地区1橋の維持補
修に係る経費1億3,600万円であります。

また、14節借り上げ料800万円につきま
しては、除雪のための重機借り上げ料であります。

同じく3目道路新設改良費の主なものは、きめ
細かな臨時交付金事業として野村地区の市道栗木
川平線、城川地区の市道片平泉川線、桂1号線、
今出線、三瓶地区の市道20、12、15号線改
良及び野村地区の肱川右岸幹線道路舗装工事に係
る経費1億4,345万円であります。

また、各事業内事業間での経費の組み替えも行
っております。

61ページであります、6目15節工事請負
費2,000万円につきましては、これもきめ細
かな臨時交付金事業として市内の用悪水路の改修
工事に係る経費であります。

67ページをお開き願います。

小学校建設費3,594万6,000円であり
ますが、これは大和田小学校及び皆田小学校校舎
の耐震補強工事に係る経費であります。

68ページをお開き願います。

1目13節委託料294万円及び工事請負費
4,200万円でありますが、これは野村中学校
校舎改修工事に係る経費であります。きめ細かな
臨時交付金を充当しております。

次に、69ページであります、3目中学校建
設費2,187万5,000円でありますが、こ
の内訳は、宇和中学校体育館改築事業の確定によ
り8,791万8,000円の減額と宇和中学校
及び三瓶中学校の耐震補強に係る経費1億979
万3,000円であります。

75ページをお開き願います。

3目林業用施設災害復旧費1,100万円であ
りますが、これは林道中筋鉢ヶ森線災害復旧工事
に係る経費であります。

77ページをお開き願います。

1目25節積立金5億146万9,000円であ
りますが、これは主に基金利子の積み立てを計
上しておりますが、災害対策基金事業に5,00
0万円、新市立病院建設基金に2億5万円、学校
施設整備基金に2億5,000万円を積み立てて
おります。

さらに、城川地域育英資金貸付基金事業につ
きましては、寄附金100万円を充てております。

次に、歳入であります、11ページをお開
き願います。

1項市民税につきましては、個人所得の低迷
により減額修正をしております。

2項固定資産税につきましては、住宅建設等
の実績により増額修正をしております。

12ページをお開き願います。

9款1目1節地方交付税9億2,048万1,
000円でありますが、これは普通交付税の確定
によるものであります。

なお、平成21年度の交付決定額は110億
6,266万4,000円となりました。

16ページをお開き願います。

7目1節学校建設費国庫補助金1,401万
2,000円。2節学校建設費国庫補助金9,3
58万円でありますが、これは小学校及び中学校
の耐震補強に係る補助金であります。

8目1節に地域活性化・きめ細かな臨時交付金

4億3,172万6,000円を計上しております。

21ページをお開き願います。

17款2項1目1節財政調整基金に6億5,592万3,000円を繰り戻しております。

また、今回の入札減や事業費の確定などによって、国県支出金の増減あるいは市債の増減措置を図っております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 炭倉生活福祉部長。

○炭倉生活福祉部長 議案第23号「平成21年度西予市授産場特別会計補正予算（第4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費の精査によるもので、歳入歳出それぞれ160万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,867万8,000円とするものであります。

歳出につきましては、施設授産場費の時間外勤務手当を10万円、臨時雇用賃金を150万円減額いたしております。

歳入では、事業収入60万円を増額し、一般会計繰入金を220万円減額いたしております。

続きまして、議案第24号「平成21年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、住宅新築資金貸付債について繰上償還を行うことによるもので、歳入歳出それぞれ260万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,625万7,000円とするものであります。

歳出につきましては、住宅新築資金並びに改良資金に借り入れている公債費の元金260万9,000円を増額いたしております。

歳入につきましては、償還金の貸付金元利収入7万5,000円、県補助金22万7,000円を減額し、一般会計から291万1,000円を繰り入れさせていただいております。

続きまして、議案第25号「平成21年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出では、各項目実績見込みに伴う不用額の減額、高額介護合算療養費の計上、共同事業拠出金確定に伴う調整、直営診療所繰入金金の増額。

歳入では、実績見込みによる国民健康保険税繰入金の調整及び国庫、県支出金並びに共同事業交付金の確定に伴う調整が主なものであります。

4ページの歳出では、総務費を403万円、保険給付費を5,830万2,000円、共同事業拠出金を2,070万9,000円、保健事業費を1,233万円それぞれ減額し、諸支出金を246万円増額いたしました。

3ページの歳入では、国民健康保険税の補正額が0となっておりますが、一般分を710万円減額し、退職分を同額増額し、使用料及び手数料を6万円、国庫支出金を1億6,354万4,000円それぞれ減額し、療養給付費交付金を1億8,616万2,000円増額し、県支出金を32万6,000円、共同事業交付金を6,951万5,000円、繰入金を5,122万4,000円それぞれ減額し、諸収入を559万6,000円増額いたしました。

これによりまして、議決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ9,291万1,000円を減額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額を58億5,798万1,000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算についてですが、今回の補正の主な内容は、歳出では、総務費と医業費の精査による調整、歳入では、外来収入の精査による減額とそれに伴う一般会計繰入金、事業勘定繰入金の増額であります。

それでは、診療所別にご説明を申し上げます。

18ページ、俵津診療所の歳出では、総務費を240万7,000円増額し、医業費を150万円減額いたしました。

17ページの歳入では、診療収入を1,196万9,000円、手数料を2万4,000円それぞれ減額し、繰入金を1,215万4,000円、諸収入を74万6,000円それぞれ増額し、歳入歳出予算の総額を6,908万4,000円といたしました。

次に、26ページ、狩江診療所の歳出では、総務費を36万7,000円減額し、医業費を325万2,000円増額いたしました。

25ページの歳入では、診療収入を17万1,000円増額し、使用料及び手数料を13万6,000円減額し、繰入金を210万4,000円、諸収入を74万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を6,690万6,000円といたしました。

次に、34ページ、高山診療所の歳出では、総務費を221万9,000円、医業費を35万5,000円それぞれ減額いたしました。

33ページの歳入では、診療収入を611万円減額し、歳入歳出を349万7,000円、諸収入を3万9,000円それぞれ増額し、歳入歳出予算の総額を9,883万3,000円といたしました。

次に、42ページ、田之浜診療所の歳出では、総務費を105万9,000円増額し、医業費を4万9,000円減額いたしました。

41ページの歳入では、診療収入を87万円、諸収入を14万円それぞれ増額し、歳入歳出予算の総額を1,595万7,000円といたしました。

次に、48ページ、惣川診療所の歳出では、医業費を50万円減額いたしました。

47ページの歳入では、繰入金を50万円減額し、歳入歳出予算の総額を1,269万9,000円といたしました。

次に、54ページ、土居診療所の歳出では、総務費を418万2,000円減額し、医業費を937万円増額いたしました。

53ページの歳入では、診療収入を980万円増額し、繰入金を461万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,468万3,000円といたしました。

次に、62ページ、杉之瀬出張診療所の歳出では、総務費を450万円減額いたしました。

61ページの歳入では、診療収入を450万円減額し、歳入歳出予算の総額を827万8,000円といたしました。

次に、68ページ、遊子川出張診療所の歳出では、総務費を1万5,000円増額いたしました。

67ページの歳入では、繰入金を1万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を441万8,000円といたしました。

次に、74ページ、二及診療所の歳出では、総

務費を23万円減額し、医業費を366万3,000円増額いたしました。

73ページの歳入では、診療収入を263万6,000円増額し、使用料及び手数料を11万9,000円減額し、諸収入を91万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を7,905万5,000円といたしました。

次に、82ページ、周木診療所の歳出では、総務費を13万5,000円減額し、医業費を146万1,000円、基金積立金を126万6,000円それぞれ増額し、予備費を126万4,000円減額いたしました。

81ページの歳入では、診療収入を96万6,000円、使用料及び手数料を3万7,000円、財産収入を1,000円、諸収入を32万4,000円それぞれ増額し、歳入歳出予算の総額を4,823万2,000円といたしました。

続きまして、議案第26号「平成21年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、総務費においては不用額の見込まれるものの減額と、後期高齢者医療広域連合納付金においては保険料軽減措置の継続等による保険料、保険基盤安定負担金、広域連合共通経費の事務負担金がそれぞれ減額となったこと、保健事業費については健診受診結果に伴う不用額の減額で、歳入歳出それぞれ7,706万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を5億9,416万7,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、総務費を244万6,000円減額いたしました。内訳は、総務管理費が174万6,000円、徴収費が70万円の減額となります。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金を6,761万7,000円減額し、保健事業費については後期高齢者健康診査負担金を700万円減額いたしました。

歳入につきましては、保険料徴収見込み額減少により、後期高齢者医療保険料を4,868万円減額いたしました。また、繰入金においては、2,162万1,000円を減額いたしました。内訳といたしまして、事務費繰入金572万1,000円、保険基盤安定繰入金1,590万円をそれぞれ減額いたしました。また、諸収入におい

ては、制度の周知広報に要する経費に対して広域連合より交付される高齢者医療制度特別対策補助金を23万8,000円計上し、広域連合受託事業収入を700万円減額いたしております。

続きまして、議案第27号「平成21年度西予市老人保健特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、平成20年3月診療分までの老人保健診療報酬請求による老人医療給付費及び支給費において、過誤等による月おくれ請求分が少なかったための減額補正と第三者納付金等の増額に対するもので、歳入歳出の総額を824万円減額し、歳入歳出予算の総額を2,914万6,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、総務費では第三者納付金の増に伴う求償事務委託手数料を27万6,000円増額し、医療諸費においては実績見込みによる医療給付費を1,184万円、それから医療費支給費70万円の減額、償還金については医療費実績に伴う県負担金償還金50万円を増額、一般会計繰入金352万4,000円を増額いたしました。

次に、歳入につきましては、医療費の実績見込みにより医療費交付金646万9,000円、審査支払手数料交付金3万3,000円、国庫負担金411万2,000円、県負担金102万7,000円を減額し、繰入金においては療養給付費繰入金を102万8,000円減額し、第三者求償事務委託手数料の増額と審査支払手数料の充当減による事務費等繰入金を30万9,000円の増額をいたしております。

また、雑入においては、第三者納付金を376万円、診療報酬及び審査支払手数料返納金分を36万円増額するものであります。

続きまして、議案第28号「平成21年度西予市介護保険特別会計補正予算（第4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、年度末精算に当たり歳入歳出ともに調整を行うものであります。

それでは、補正予算の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,988万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を47億2,278万7,000円とするものであります。内訳としましては、歳出では総務費の総務管理費で人件費等を247万8,000円、賦課

徴収費で事務的経費を4万円減額いたしました。

次に、保険給付費の介護サービス等諸費で4,998万8,000円、介護予防サービス等諸費1,655万1,000円、高額介護サービス等費で719万8,000円、高額療養合算介護サービス等費1,600万円を増額し、特定入所者介護サービス等費を508万5,000円減額いたしました。

次に、地域支援事業費では、介護予防事業費を434万9,000円、包括的支援事業任意事業費を790万円減額いたしました。

歳入では、保険料を1,562万1,000円減額し、各事業費に応じた負担金や交付金等を見込んで分担金及び負担金を278万円減額し、国庫支出金の国庫負担金を1,185万7,000円、国庫補助金を2,130万1,000円増額いたしました。県支出金では、県負担金を277万5,000円増額し、県補助金を298万9,000円減額いたしました。次に、支払基金交付金を356万9,000円、繰入金の一般会計繰入金を646万5,000円増額いたしました。また、財源不足を補うため、基金繰入金を4,530万8,000円増額し、繰り入れることにいたしました。

以上、6議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 議案第29号「平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、主に施設整備費の減額、供用開始処理区における新規加入金の増額とそれに伴う繰入金の減額、施設管理費の減額とそれに伴う給付金の減額、明間地区処理施設建設事業の継続費の減額で、歳入歳出の総額を6億7,909万4,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、施設管理費で多田地区農業集落排水処理施設の維持管理を全面供用開始前であったため、地元維持管理委員会が機能調整工事施工業者の協力のもと行ったことにより委託料500万円を減額、施設整備費で工事請負費2,412万5,000円、委託料51万2,000

円、その他人件費及び事務費 70 万円の減額をいたしております。

歳入につきましては、農業集落排水加入に伴う負担金 381 万円の増額とこれに伴う一般会計繰入金 381 万円の減額、多田地区農業集落排水処理施設に伴う委託料 500 万円の減額、施設整備費の減額に伴う県補助金の 1,637 万 5,000 円、市債 770 万円、分担金 75 万円、一般会計繰入金 51 万 2,000 円を減額いたしております。

なお、明間処理施設建設工事の事業費が確定したことにより、平成 21 年度の年度割額を 600 万円減額し、事業費総額を 2 億 540 万円に減額いたしております。

続きまして、議案第 30 号「平成 21 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費の年度末精算に当たり不用額等の調整を行うもので、歳入歳出予算からそれぞれ 528 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算を 8 億 9,863 万 4,000 円と定めるものであります。

歳出につきましては、事業費の精算に伴い不用額を減額するもので、施設管理費で処理場維持管理委託料及び汚泥処理に係る委託料等 411 万 9,000 円、施設整備費の事業推進費で報償費 20 万円、施設整備費で職員手当等の人件費と不用額 96 万 7,000 円それぞれ減額するものであります。

歳入につきましては、分担金 150 万円、一般会計繰入金 378 万 6,000 円を減額いたしております。

以上、2 議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 九鬼公営企業部長。

○九鬼公営企業部長 議案第 31 号「平成 21 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、経常経費の実績見込みによる減額で、歳入歳出からそれぞれ 609 万 1,000 円を減額し、歳入歳出の予算総額を 3 億 4,107 万 5,000 円と定めるものであります。

7 ページをお願いします。

まず、歳出の総務管理費では、人件費について今年度の支出額が確定したことにより職員手当等 33 万 1,000 円、実績見込みによる維持管理費を 476 万円減額し、また施設整備費では測量設計委託料を 100 万円減額いたしております。

6 ページの歳入につきましては、三瓶地区において今年度途中から水道使用水量のメーター検針を毎月実施から隔月実施に変更しており、これにより水道料金について 1 カ月分の調定が翌年度に生じることとなったため、210 万円を減額いたしております。

また、人件費の財源として、一般会計繰入金 33 万 1,000 円、経常経費に係るものとして基金繰入金 400 万円を減額し、財産収入で基金収入 34 万円を増額いたしております。

続きまして、議案第 32 号「平成 21 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 4 号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、今年度の経営状況から決算見込みをいたしまして、各項目の増減を補正するものであります。

まず、収益的収入におきまして、預金利息、水道加入金等の営業外収益を 236 万 9,000 円増額いたしておりますが、営業収益の水道料金を 3,457 万円減額しまして、総額を 6 億 853 万 3,000 円といたしております。

水道料金の減額につきましては、今年度検針に係る費用等削減のため、野村及び三瓶上水道におきまして、毎月検針から 2 カ月に 1 回の隔月検針に変更いたしました。このことによりまして、調定及び収納が 1 カ月先送りとなり、11 カ月分の水道料金収入となるため減額するものであります。

また、給水人口が年々減少している上に、生活環境が節水型に移行し、有収水量が減少したことによるものも減収に影響していると推測しております。

収益的支出におきましては、人件費、委託料、賃借料、修繕費、動力費等の営業費用を決算見込みによりまして 1,905 万 7,000 円減額し、総額を 6 億 789 万 4,000 円といたしております。

また、人件費の減額補正に伴いまして、第 3 条で議会の議決を得なければ流用することのできな

い経費を236万7,000円減額し、1億1,981万9,000円といたしております。

次に、議案第33号「平成21年度西予市病院事業会計補正予算（第4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、宇和病院事業におきまして、年度中の職員退職等による医業費用を減額するほか、急を要する医療機器の購入を補正するものであります。

第2条収益的収入及び支出において、支出のみ医業費用を6,624万5,000円減額するものであり、その内訳は給与費を5,866万5,000円、経費で燃料費など実績により758万円をそれぞれ減額予定といたします。

次に、第3条資本的収入及び支出においては、支出の建設改良費で胃カメラを購入するため、医療機器購入費200万円の増額を予定いたします。

第4条では、議会の議決を経なければ流用できない経費を給与費の減額に伴い5,824万5,000円減額予定といたします。

以上によりまして、宇和病院事業の平成21年度予算における収益的支出が収入を上回る額、いわゆる予算上の赤字額は当初予算に比べ約1億円改善され、5,249万3,000円となる予定です。その主な要因は、医者が1名増員になり、医業収益が予定どおり確保できる見込みであること、国の財政支援による一般会計からの繰入金が増額されたこと、さらには病院内での経営改善の成果ではないかと考えております。

今後、なお一層の経営努力により収支の均衡を回復するよう努めてまいり所存でございます。

次に、議案第34号「平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、実績による収益的収入及び支出の補正であります。

収入につきましては、施設運営事業外収益を453万1,000円増額し、1,408万9,000円とし、支出につきましても施設運営事業費用を453万1,000円増額し、4億1,356万円とするものであります。

詳細につきましては、3ページの事項別明細をごらんください。

収入では、他会計繰入金として一般会計から4

35万1,000円を増額し、支出では給与費を実績により453万1,000円を増額するものであります。

なお、このことにより、第3条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を3億2,201万6,000円といたしました。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午前11時59分）

○議長 再開をいたします。（再開 午後0時57分）

三好市長。

○三好市長 平成22年度予算及び諸議案のご審議をお願いするに当たり、今後の市政運営の所信並びに予算編成の概要を申し上げます。

平成21年度を振り返りますと、平成21年はまさに政治の激動の年でありました。日本の近現代政治史には、既に2つの大きな歴史的転換がありました。明治維新と終戦であります。そこに8月30日の衆議院議員総選挙の結果による政権交代は、鳩山首相が平成維新と命名されたように、3番目の新しい転換点となる可能性を秘めております。

社会や人心は時代とともに変貌いたします。それに合わせて政治や経済の仕組みも変化をしなければなりません。しかし、どこかで歯車が違ってきたときに、大きな変革の波が沸き上がってくるものでございます。

戦後60年以上にわたり、政権政党として国民の要望を具現化し続けた自由民主党の役割は重きものがありましたが、ここ数年にかいま見られたのは国民の意志とのかけ離れでありました。そのことが今回の政権交代となったのであります。

長期の政権の慢心とおごりに対する国民は、愚かでなく賢い国民であることの歴史的な証明であるのかもしれませんが、新政権にも、賢い国民の存在を念頭に置いた政治を望むものであります。

さて、美しい自然と伝統文化を維持、継承している西予市に新しい誇りが加わりました。宇和町卯之町の中町通り一帯が国の重要伝統的建造物群

保存地区として選定を受けました。地区住民の方々の生活を重んじながら、保存と観光を合わせたまちづくりの起点になればと願っております。

平成22年度は、かねてから進めてまいりました市役所新庁舎の建設が始まり、少しずつ建物の姿が形となってまいります。

また、新規事業として、温室効果ガスを抑制する取り組みに地方から寄与するためバイオマスタウン構想を策定しておりますが、その具体策として環境と地域森林支援を有効活用した木質ペレットの製造に着手します。

さらに、イノシシやシカなどの鳥獣被害の増加対策として駆除とあわせて商品化を行うための処理加工施設の整備に着手します。

この2つの事業は、西予市の特性の中でもマイナス面をプラス化する効果をねらったものであります。まさに、発想の転換が将来の西予市づくりになるものと思っております。

下泊小学校がこの4月に第1号の統合校となります学校再編計画では、子供たちの望ましい教育環境を目指して、理解を得られる校区から順次進めてまいります。

また、西予市の医療体制について、西予市立病院等検討委員会に諮問をしておりましたが、平成22年1月27日付で答申をいただきました。この答申を尊重しながら、市民の皆様に提示して、地域医療、僻地医療を担う将来ビジョンを形づくってまいります。

そのほかにも、少子・高齢化対策や限界集落対策、福祉の充実、産業と雇用対策など、行政として進めなければならない課題が山積みであります。しかし、課題解決の向こうに西予市民の幸福があることを信じて、誇れる愛着の持てる西予づくりを推進していく所存でございます。

以上、西予市の7年目を迎えるに当たり、私の所信を述べさせていただきます。

それでは、次に平成22年度予算案の概要についてご説明いたします。

平成22年度の予算は、合併7年目を迎え、誇れる愛着の持てる西予市づくりを基本理念とするマニフェスト2008の政策提言を踏まえながら、地域経済状況や市の財政状況を直視した上で、持続可能な財政構造を構築する手法を取り入れ、次の3つの基本的な考えのもとで予算編成をいたしております。

その1点目として、厳しい財政状況に対応するための改革へ踏み込んでいく予算、2点目として、西予市総合計画を着実に推進する予算、3点目として、地域経済状況、雇用状況に迅速、的確に対応する予算、この3つの方針のもとで平成22年度各会計は、一般会計259億8,500万円、特別会計135億5,417万7,000円、公営企業会計47億4,601万3,000円、全会計では442億8,519万円となります。一般会計では、前年度比5.5%の増で、13億5,200万円の増額となっております。

以下、一般会計予算案の新規事業と主な事業について、款項の区分を基準とした目的別分類でご説明いたします。

初めに、議会費でございますが、議会活動を広く市民に周知するための議会だよりの経費や各常任委員会の研修費を計上しております。総額で1億9,616万6,000円としております。

次に、総務費でございますが、情報化の推進では、2011年7月で終了するアナログテレビ放送から地上デジタル化への対応や難視聴対策、高度な情報サービス提供のための情報通信網を整備するCATV整備事業費を計上しております。平成19年度から事業を開始し、最終年度の平成22年度は、野村町惣川、大野ヶ原地区、城川地区及び三瓶地区における施設整備工事を実施いたします。

また、事務の効率化とサービス向上を図るため、電算システム開発導入事業経費を計上しております。

男女共同参画では、男女共同参画推進体制の充実と広報啓発活動を推進するため、男女共同参画啓発事業費を計上しております。

コミュニティーでは、財団法人自治総合センターのコミュニティーセンター助成金を受け、自治活動の拠点となる集会所の整備を行うコミュニティーセンター整備事業費、集会所等の改修や地域の伝統行事の保存、継承、組織の育成を図るとともに、学び、交流する場の充実を図るため、コミュニティー助成事業費、誇れる地域づくり事業費、地域自治活動支援事業費、地域環境、地域特産物、地域活動を再認識、再発見し、特徴ある地域づくりを支援するための西予地域づくり地盤事業費を計上しております。

さらに、過疎化、高齢化の進展に伴う限界集落

対策として住民参加のもとで集落づくり計画を策定し、支え合う取り組みに対して市が支援する生き生き集落づくり事業により、集落応援隊の設置や集落づくり事業補助等に係る限界集落対策事業費を計上しております。

行財政では、市民初め来庁者の利便性及び安全性の確保、行政の効率化と機能向上を図るべく、平成19年度から平成23年度までの継続事業で整備を推進しております調査建設事業費を計上しております。また、行財政の効率化を推進するための行政評価推進事業費、平成22年度から施行、運用して行うための人事評価推進事業費を計上しております。

市有財産維持管理事業費では、高速道路インターチェンジ接続する県道45号線宇和明浜線がありますが、バイパス工事用地に関連して平成16年に土地開発公社が先行取得した広域交流広場用地が5年以上保有土地となったことにより、一般会計において買い戻しを行うための土地取得経費を計上しております。総額で55億975万1,000円としております。

次に、民生費でございますが、地域福祉では交通弱者に対して交通の便を確保し、福祉サービスの向上を図るため、野村・城川生活福祉バスの運行に係る事業費を計上しております。

また、平成21年度に、社会福祉推進事業によりモデル集落を対象に構築した要支援リストをもとに、西予市要支援者台帳システムを構築し、災害時における情報共有等により、災害に強い地域づくりを進めるための要支援、要援護者支援システム管理運営事業費を計上しております。

高齢者福祉では、市民にとっての利便性と質の高いサービス提供、経営の効率化、安定化を図るための高齢者福祉施設の一部民間移譲を行ったところでございますが、今後さらに検討を行うため、高齢者福祉施設法人化運営委員会経費を計上しております。また、進展する高齢化に対応し、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の老人福祉施設のサービス向上、基盤強化を目指すべく管理運営事業費を計上しております。

障害者福祉では、障害者自立支援法に基づき、障害者の社会参加を促進し、安心して生活できるまちづくりを推進するための障害者自立支援給付事業費、医療費給付事業費、聴覚障害者が安心して生活できる環境づくり等コミュニケーション支

援として高齢福祉課に常時手話通訳者を設置するための手話通訳者派遣事業費、特別支援学校または特別支援学級に通学している児童・生徒を対象に、障害者支援施設においてタイムケア事業を実施し、専門的な支援による健全育成と障害児を持つ保護者の就学支援等を図るための放課後等対策事業費を計上しております。

人権対策では、人権意識の高揚、啓発に努めるため、隣保館等での人権同和教育講座の事業費等を計上し、生活環境の改善と周辺地域との交流を図るための地方改善対策施設整備事業費を計上しております。

子育て支援では、保育所の機能充実や多様化する子育てニーズに対応するため、病児・病後児保育事業費や子育て支援センター事業費、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、子供の安全で健やかな居場所の確保と勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みの充実を図るための放課後児童健全育成事業費、保育所の効率的な運営について検討を行う保育所法人化運営委員会事業費を計上しております。

また、安心して子供を産み育てることのできる環境整備の一環として、就学前までの通院費用を無料化するための乳幼児医療費助成事業費を計上しております。さらに、次世代の社会を担う子供一人一人の育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童・生徒を対象として、1人につき月額1万3,000円を支給する新たな子ども手当制度に要する経費を計上しております。総額で61億9,306万5,000円としております。

次に、衛生費でございますが、保健医療では、健康診断の実施、栄養指導等による生活習慣病の予防、疾病の早期発見、早期治療を推進するため、健康増進事業費や各種検診等事業費、インフルエンザ等の予防接種事業費、市内の温泉施設を利用した温泉巡回バス事業費等を計上しております。

病院診療所の経営が厳しさを増す中で、救急医療費等住民の多様で高度な医療ニーズにこたえる地域内の基幹病院である宇和病院、野村病院の維持充実を図るため、病院運営事業における繰出金の見直しを行うとともに、愛媛県が策定した八幡浜・大洲圏の地域医療再生計画において、老朽化

が進み、救急医療や僻地医療、災害医療などの政策医療、臨床研修医の受け入れによる医療、医師養成に対応するための主要病院の建てかえ等が示され、西予市市立病院等検討委員会での答申を受け、新病院建設に係る繰出金を計上しております。

廃棄物処理、墓地、火葬場では、環境保全とごみの減量化、再資源化等による環境型社会の構築を図るためごみの分別収集処理経費、焼却施設、し尿処理施設の維持管理経費を計上しております。

また、老朽化している西部衛生センターと東部衛生センターを集約して新しく汚泥再生処理施設を整備するための調査研究に係る汚泥再生処理施設整備事業費を計上しております。総額で18億1,264万6,000円としております。

次に、労働費でございますが、金融経済情勢の悪化に伴い、非正規労働者の解雇、雇い止め等を中心とした雇用状況の悪化に対応し、平成20年度国の第2次補正予算で創設された緊急雇用創出事業により、昨年度に引き続き観光交流支援、公共土木施設維持管理、学校施設環境整備、畜産生産基盤維持管理、林道維持管理、緊急雇用推進、納税推進、図書館共同資料整備、介護雇用プログラム等に従事する1年未満の雇用期間となりますが、臨時職員39名を直接雇用する、または委託する経費を計上しております。

同じくふるさと雇用再生特別交付金事業により民間企業等へも委託し、地上デジタル放送推進に従事する原則1年以上の雇用期間となる臨時職員4名を雇用する経費を計上しております。

また、現下の厳しい地域経済、雇用失業情勢にかんがみ、地方交付税算定の中に昨年度の地域雇用創出推進費にかわり雇用対策・地域資源活用臨時特例債が創設されたことに対応し、雇用創造推進事業、間伐材出荷促進対策事業、林業振興対策事業、預託金事業、中小企業振興資金利子補給事業、誇れる地域づくり事業、水産振興雇用支援対策事業の充実、拡大を図り、地域経済の活用や雇用の維持、創出に努めるための雇用対策地域資源活用事業費を計上しております。

さらに、勤労者に対する福利厚生資金融資制度により生活の安定を図る勤労者福利厚生資金融資事業費を計上しております。総額で2億6,444万7,000円としております。

次に、農林水産業費でございますが、農業の振興では、地域農業を総合的に管理、調整、支援する体制整備のための農村環境保全向上活動支援事業費、中山間地域等直接支払制度事業費及び農作物生産振興対策事業費、圃場整備等の生産基盤の整備充実を図る中山間地域総合整備事業費、粗飼料生産組織育成事業費等を計上しております。

また、野生鳥獣による農作物等への被害が増加傾向にある中で、被害防止のための捕獲体制の整備と獣肉の有効利用を図るため野生獣肉処理加工施設整備事業費を計上しております。

さらに、西予物産会館――通称どんぶり館でございますが――のふれあい市場部分の施設充実を図り、顧客の増加を目指すための西予物産会館改築事業費を計上しております。

林業の振興では、国・県を含めた総合的な施策に基づき、自然環境を守る貴重な資源としての森林整備保全を図るための森林整備地域活動支援事業費、林道小振鍵山線ほか1路線の開設事業費、間伐材出荷促進対策事業費、地域材の利用拡大を図るための地域産材木材住宅建設促進事業費等を計上しております。

また、バイオマスタウン構想に基づくバイオマスペレット生産施設における切り捨て間伐材製材後の副産物の利用促進により林業の活性化、森林整備を図るとともに、温室効果ガス排出の抑制を目指すバイオマスペレット生産利活用促進事業費を計上しております。

水産業の振興では、漁業環境の整備保全と地域漁業の振興を図るため田之浜漁港地域水産物供給基盤整備事業費、依津漁港物揚げ場施設整備事業費、有太刀漁港整備交付金事業費、田之浜漁港越波防止対策事業費、狩浜漁港荷揚げ場整備事業費、国道378号線依津バイパス改良工事負担金等の漁場施設整備費を計上しております。総額で27億8,363万8,000円としております。

次に、商工費でございますが、商業の振興では、中小企業に対する経営資金融資制度を設け、中小企業の育成振興を図るための預託金事業費及びそれに関連した中小企業振興資金利子補給事業費、商工業振興資金利子補給事業費を計上しております。

工業の振興では、優良企業の誘致を促進し、若者の市外流出を抑制し、地元定着を図るため、企

業誘致奨励金事業費等を計上しております。

消費生活では、悪徳商法による被害が増加する中で、関係機関との連携により情報提供、被害者相談、苦情等に対応するため、県が設置する消費者行政活性化資金を活用して消費生活相談員を設置する消費生活事業費を計上しております。

観光の振興では、観光レクリエーション施設の維持充実のための維持管理事業費、宇和れんげ祭り事業費等の各種イベント助成事業費を計上しております。

雇用、勤労者対策では、企業講座や特産品開発に対する支援、相談、情報提供等により新たな雇用の創出を図るため地域内発型産業創出事業費、農林水産物加工品開発事業費、市産品販売促進事業費等を計上しております。総額で3億4,652万3,000円としております。

次に、土木費でございますが、道路交通網整備では広域的な地区間の連携強化、安全性等の向上に向け県営道路事業負担金事業、道整備交付金事業として宇和町では市道石城地区101号線改良、野村町では市道馬地惣財久線改良ほか2路線、城川町では市道安尾線改良ほか1路線、市単独道路改良事業として宇和町では市道石城地区209号線改良ほか4路線、野村町では市道中筋大洲線改良ほか3路線、城川町では市道日浦線改良、三瓶町では市道和泉1号線改良ほか2路線等の基幹道路の整備費を計上しております。

また、平成19年度に橋梁長寿命化計画策定が義務づけられたことに伴う橋梁長寿命化修繕計画策定委託料を計上しております。

市街地整備では、社会情勢の変化や長期的な視点のもとに平成19年に策定した西予市都市計画マスタープランに基づき、都市計画道路の見直し、伝統的建造物群保存地区の決定、愛媛県土地計画区域マスタープランの見直しに合わせた用途地域の見直しを順次行ってきました。そこで、平成6年、10年に作成され、更新が必要となった宇和町地区における都市計画図及び野村町、三瓶町地区における用途地域図の作成を行うための委託料を計上しております。

環境景観保全では、地域に合った手法を活用して、総合的な排水計画を進め、水質の浄化と環境保全に努めるため、下水路維持管理事業費、河川維持管理事業費等を計上しております。

また、平成17年度に景観行政団体に指定さ

れ、景観法に基づき潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図るため、昨年度から継続事業により景観計画策定に係る委託料を計上しております。

住宅宅地の整備では、若者から高齢者まで暮らしやすい定住環境と安全・安心な定住環境づくりのため、平成21年度から平成25年度を計画期間とする地域住宅計画を策定し、地域住宅交付金事業により地域で住みやすい快適な居住環境の形成と安心して良質な住まい、町の創造を目指し、公営住宅の整備、地上デジタル化への対応、耐震診断、改修等を行うこととしており、平成22年度は市営住宅の地上デジタル化対応事業費等を計上しております。

また、アスベストによる健康被害への対応として、民間小規模建築物アスベスト含有調査5棟分に係る補助金を計上しております。

さらに、急傾斜地等がけ崩れ危険箇所5カ所のがけ崩れ防災対策事業費を計上しております。総額で16億5,305万2,000円としております。

次に、消防費におきましては、消防・防災・救急では、災害救急に速やかに対応できる体制の整備を図り、住民の生命・財産を守り、安心して暮らせるまちを築くため、機能別消防団員制度の新設など、消防団組織の充実を図るとともに、耐震性貯水槽5基の整備等の事業費を計上しております。

また、災害への対応と防災意識の高揚に努めるため、住宅用火災警報器設置推進事業補助金及び自主防災組織活動育成補助金を計上しております。総額で9億515万8,000円としております。

次に、教育費でございますが、学校教育では、安全で安心して学べる教育環境の整備を図るため、小・中学校施設耐震化事業費、三瓶小学校校舎新築に係る設計委託料を計上し、過疎化、高齢化の進展に伴う学校の小規模化や少子化などの教育環境の著しい変化に対応し、望ましい教育環境の実現を図るため、昨年10月に策定した西予市小学校再編計画を推進するための学校再編推進事業費を計上しております。

また、障害等のある児童一人一人が豊かな学校生活を過ごせるようにするため、生活支援員を市内の小・中学校に必要に応じ配置する小・中学校

生活支援員設置事業費を計上し、さらに国際化や学習指導要領改訂への対応として、語学指導外国青年A L T招致事業費を計上しております。

生涯学習では、生涯を通じた教育機会の充実を図るため、市民セミナーの開催事業費や公民館維持管理事業費を計上し、学童保育、子供の居場所づくりについて協議、検討を行う放課後子どもプラン事業費を計上しております。

青少年育成では、家庭・地域・学校が連携協力して、地域に根差した豊かな青少年を育てる取り組みとしてアドベンチャースクール事業費、山の子スクール事業費を計上し、県外講師を招き、青少年健全育成意識向上のための講演会を実施する人づくりを考える集い開催事業費を計上しております。

芸術・文化財では、昨年12月に卯之町の町並み保存地区が重要伝統的建造物群保存地区指定に選定されたことを受け、保存対策を実施し、町並みの保全と活用に取り組む重要伝統的建造物群保存地区推進事業費、文化施設の整備を図るため町並み建造物修理集計補助事業費、埋蔵文化財発掘調査事業費、古代ロマンの里の構想推進事業費、文化的資源や地域環境を生かした個性豊かなまちづくりや文化活動を展開するための全国かまぼこ板の絵展覧会事業費や文とかまぼこ板の絵の物語事業経費を計上しております。

また、開明・開智学校姉妹館交流青少年派遣事業費を計上しております。

スポーツ活動では、スポーツ立市構想に基づくスポーツ立市振興計画によりスポーツ団体、クラブ及び指導者の育成を推進するためのスポーツ立市振興計画管理事業費、いつでも、どこでも、いつまでもより多くの人が生涯を通じてスポーツを楽しめる地域コミュニティ組織である総合型地域スポーツクラブ育成事業費等を計上しております。総額で22億9,038万7,000円としております。

以上、歳出予算の目的別の概要でございましたが、続きまして歳入につきましてご説明いたします。

まず、市税につきましては、経済雇用情勢の悪化に伴う個人所得の減少と企業収益の急激な減少により、個人、法人市民税を7,861万1,000円減額するとともに、固定資産税を住宅建設による影響額等を考慮し2,834万6,000

円の増額とし、市税総額では5,912万1,000円の減額としております。

地方譲与税につきましては、平成21年度からの道路特定財源の一般財源化に伴う制度改正、自動車重量譲与税の時限的な減免措置による減収等を考慮して503万8,000円の減額としております。

利子割交付金、配当割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金につきましては、平成22年度決算額及び地方財政計画における基準財政収入額の増減率等をもとに見積額を計上しております。地方特例交付金につきましては、減収補てん特例交付金、特例交付金の廃止等を考慮し248万7,000円の減額としております。

地方交付税につきましては、地域活性化・雇用等臨時特例費の創設等により、地方財政計画で対前年比6.8%の増となっておりますことを考慮して5億5,781万7,000円の増額としております。

国庫支出金及び県支出金におきましては、子ども手当制度の創設、CATV整備事業等の実施等により6億1,885万2,000円の増額としております。

繰入金につきましては、庁舎建設事業の本格的実施に伴う庁舎建設事業基金の繰り入れ、財政調整基金の繰り入れにより4,005万9,000円の増額としております。

市債につきましては、庁舎建設事業、CATV整備事業、小・中学校耐震補強事業費等の大型事業の実施により1億6,800万円の増額としておりますが、合併特例債、過疎債並びに刃地債等の財政上有利な起債を活用しております。

また、庁舎建設事業費の外構工事、宇和保健センター改修工事、宇和保健センター改修工事管理委託料につきましては継続費の設置を行い、調査ネットワークシステム改修事業業務委託と西予市PRビデオ制作業務委託料につきまして、債務負担行為の設定を行っております。

以上、ご説明してまいりましたが、平成22年度の予算は、庁舎建設事業、CATV整備事業、小・中学校耐震強化事業等の将来を見据えた大型事業を推進し、また雇用対策、地域資源活用事業費等の経済対策を積極的に実施し景気の下支えを図っておりますので、前年度に比較して増額の予算としております。

以上、説明させていただきましたが、詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます、私の市政運営に対する一端と平成22年度の予算の概要について申し上げるものがあります。

○議長 河野財政課長。

○河野財政課長 それでは、まず初めに、平成22年度当初予算編成の概況についてご説明を申し上げます。

西予市は、合併以来、財政の健全性を大原則として、それぞれの人が喜び、それぞれの地域が輝き、市民が納得する予算を目指し、市内各地域の均衡、統一を図りながらグローバルに考え、ローカルに実践する予算編成に努めてまいりました。

しかしながら、景気後退と主産業である農林水産業の長引く低迷により市税収入が減少し、また国の三位一体の改革による地方交付税や国庫補助負担金等の削減により、歳入総額及び一般財源総額は減少する一方、新市建設計画や総合計画に伴う普通建設事業や新たな行政課題への対応等により財政負担が増大しております。

そこで、平成22年度予算編成においても、平成21年度から25年度にかけての財政運営の基本方針を示した財政健全化指針、平成22年度から平成26年度までを推進期間とする第2次西予市行政改革大綱、同実施計画をもとに、すべての職員が厳しさを増す財政状況に対する認識をさらに深めるとともに、平成18年度から導入を進めております行政評価システムの厳格運用により、事務事業全般の徹底した見直しや各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、枠予算の中でめり張りのある資源配分と経費資質の効率化に徹し、持続可能な財政構造の確立と総合計画の施策実現に努めております。

また、そうした従来の基本方針を堅持する一方、国の平成22年度の地方財政計画において、地方が自由に使える財源をふやすという新政権マニフェストに基づき地方交付税が約1.1兆円増額となり、そのうち約4,500億円は昨年度の地域雇用創出推進費にかわり雇用対策地域資源活用臨時特例費として雇用対策や地域資源を活用し、地域の持久力と創富力を高め、持続的な地域

経営を目指す緑の分権改革の芽出しとしての取り組みなど、人を大切にする施策を地域の実情に応じて実施するための費目が創設されたことにより、その財源を活用し、本市の直面する課題や将来につながる事業等、住民の暮らしを守るための経済対策事業を積極的に実施し、景気の下支えを図ることといたしました。

なお、歳出削減では対応できない財源不足につきましては、本年度も財政調整基金等の繰り入れで穴埋めせざるを得ない状況となっております。

では、予算書に沿って新規事業並びに主な事業についてご説明を申し上げます。

まず、歳出につきまして説明をさせていただきます。

57ページをお開き願います。

15節工事請負費2,510万2,000円がありますが、これは三瓶総合支所移転工事、宇和、明浜、野村地区の公共施設へのCATV宅内配線工事、多田地区公共施設4施設への農集接続工事及び明間地区公共施設3施設への農集接続工事に係る経費であります。

17節公有財産購入費1億2,181万9,000円がありますが、これは稲生地区に土地開発公社が先行して取得しております用地2,367平米の購入に係る経費であります。

58ページをお開き願います。

17節公有財産購入費9,000万円ですが、これは現宇和郵便局の土地と建物を購入するための経費であります。この3月補正予算で減額計上したところでありますが、改めて計上するものであります。

60ページをお開き願います。

9目電算管理費が前年度比較4,139万円の増額となっておりますが、この主な原因は、生活保護法改正、住民税システム法改正等によるシステム開発や選挙当日投票受付システム等導入委託料及び申告用プリンター購入、職員用端末等の更新等によるものであります。

63ページをお開き願います。

12目情報推進事業費16億4,809万9,000円がありますが、これは難視聴対策及び高速通信網の整備を行うCATV整備事業に係る経費であります。平成22年度は野村町惣川地区と大野ヶ原地区、城川町地区、三瓶町地区となります。

66ページをお開き願います。

18目庁舎建設事業費14億3,150万2,000円ですが、これは庁舎建設工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水衛生設備工事、外構工事、宇和保健センター改修事業費等に係る経費であります。

庁舎建設の主な工事につきましては、平成22年度で竣工となる予定であります。外構工事、宇和保健センター改修工事費は平成22年度から平成23年度までの継続費とし、それぞれ1億237万5,000円、8,935万5,000円を見込んでおります。

また、宇和保健センター改修工事の管理委託事業につきましても、本体改修工事にあわせ総額180万円とし、平成22年度から平成23年度までの継続費を設定しております。

83ページをお開き願います。

15節工事請負費1,344万円ですが、これは田之筋地区の窪集会所改築工事に係る経費であります。

87ページをお開き願います。

9目限界集落対策費1,142万8,000円ですが、これは限界集落対策のための集落支援員の設置及びモデル地区を中心とした地域づくり学習会に係る経費や生き生き集落づくり事業等に対する経費であります。

97ページをお開き願います。

20節その他扶助費2億2,220万2,000円ですが、この主なものは、特別障害者手当給付費、障害者更生医療給付費、重度身体障害者日常生活用具給付貸与費、重度心身障害者医療扶助費であります。

101ページをお開き願います。

8目15節工事請負費4,900万円ですが、これは地方改善施設整備事業で、野村町市道奈良野名場連線道路改良に係る工事費であります。

103ページをお開き願います。

20節医療扶助費6,208万9,000円ですが、これは少子化対策事業として、平成20年4月から乳幼児医療助成制度を拡充し、就学前の乳幼児医療費を無料化するものであります。同じく児童生活扶助費1億5,732万7,000円ですが、これは母子家庭の生活の安定と自立の促進、経済的負担の軽減を目的とし

て、児童扶養手当法に基づき実施されております児童扶養手当であります。

104ページをお開き願います。

20節児童生活扶助費5億4,314万円ですが、この内訳は児童手当費4,173万円と生まれた日の翌日から中学校修了までの子供1人当たり月額1万3,000円を支給する子ども手当5億141万円であります。

118ページをお開き願います。

6目13節妊婦健診委託料1,643万9,000円ですが、これは地域の子育て支援事業として、妊婦健康診査の充実を図るため、国の少子化対策を受け、平成22年度まで健診回数を14回に拡大支援するものであります。

127ページをお開き願います。

2目13節地デジ推進対策事業委託料1,190万1,000円につきましては、2011年7月24日のアナログ放送終了までに市内における電波状況や受診形態を調査し、それぞれの地区に応じた地デジ放送の受信方法について指導員4名を派遣し、助言や支援を行い、地デジの推進を図るための委託料であります。

128ページをお開き願います。

3目緊急雇用創出事業費1億2,698万2,000円ですが、これは国の平成20年度第2次補正予算関連事業であります。6カ月から12カ月の雇用となりますが、この緊急雇用として39名の雇用を予定しております。

同じく5目雇用対策地域資源活用対策事業費1億2,056万4,000円ですが、これは地方交付税に雇用対策地域資源活用臨時特例費が算入されたことに対応し、地域経済の活性化や雇用の維持、創出につながる事業として従来の事務事業の別枠として特別に計上したものであります。

134ページをお開き願います。

15節工事請負費国庫補助分900万円ですが、これは獣肉処理加工施設建築工事に係る経費であります。市単独分1,438万7,000円につきましては、獣肉加工処理施設の敷地造成、給水管理施設、公共下水道接続管路整備工事に係る経費であります。

135ページをお開き願います。

19節農作物生産振興対策事業費補助金5,250万円ですが、これは多田地区営農飲雑

用水事業に係る経費であります。

142ページをお開き願います。

15節工事請負費8,210万円であります
が、これはどんぶり館ふれあい市西棟改築工事に
係る経費であります。

次に、10目農村環境保全向上活動支援事業費
5,393万4,000円ありますが、これは
農村の過疎化や高齢化が進む中、農業用水路や農
道、ため池などの適切な管理が困難になってお
り、農家だけでなく地域全体で農村環境を支える
ための活動に係る経費であります。

145ページをお開き願います。

15節工事請負費7,521万4,000円であ
りますが、この主なものは野村町の林道小振鍵
山線開設工事と城川地区の作業道2路線の開設に
係る経費であります。

154ページをお開き願います。

15節工事請負費3億2,400万円であり
ますが、これは明浜町田之浜特定漁港整備工事、田
之浜漁港越波防止対策工事、俵津漁港物揚げ場施
設整備工事及び漁港老朽護岸改良工事、狩浜漁港
網干護岸高潮対策工事に係る経費であります。

165ページをお開き願います。

15節工事請負費4,386万5,000円であ
りますが、これは野村町の旭地区、旭F地区、
城川町の成地区、菊之谷L地区、宇和町の山田地
区のそれぞれのがけ崩れ防災対策工事を行うもの
であります。

また、明浜町の県営下谷急傾斜地崩壊対策事業
に伴うモノレール及びスプリンクラー敷設がえ工
事も計上しております。

169ページをお開き願います。

15節工事請負費4億1,541万5,000
円ありますが、これは宇和町の石城地区18
5・II-7号線、石城地区28号線、石城地区2
09号線、石城地区149号線、旧町地区144
号線のそれぞれの改良工事を行うものであります。

野村町では、荷刺大西鎌田西線、溪筋田之筋
線、馬地惣財久線、中筋大洲線、深山線の改良工
事と坂石大領地線の舗装工事、市道のり面防災工
事を計上、城川町では、蔭ノ地杉之瀬線、日浦
線、安尾線の改良工事を計上、三瓶町では、和泉
1号線、垣生4号線、皆江20号線の改良工事を
行うものであります。

173ページをお開き願います。

1目13節都市計画図作成業務委託料3,90
6万円につきましては、現在の都市計画図は、2
500分の1図は平成6年、1万分の1図は平成
10年に作成し、10年以上経過していることから、
現況に合わせるため新しく都市計画図を作成
するものであります。同じく景観計画策定委託料
201万6,000円ありますが、これは景観
法に基づき西予市景観計画を作成するものであり
ます。

175ページをお開き願います。

15節工事請負費国庫補助分5,032万1,
000円ありますが、これは国の地域住宅交付
金を受けて公営住宅のCATV接続工事、公共下
水接続工事を実施するものであります。耐用年数
が10年以上残っている住宅がこの交付金事業の
対象となります。同じく工事請負費市単分6,
672万円ありますが、これは交付金事業の該
当にならない住宅のCATV接続工事や公共下水
接続工事及び住宅改善工事、住宅修繕工事、池
野々団地解体撤去工事に係る経費であります。

179ページをお開き願います。

19節住宅用火災警報器設置推進事業補助金7
00万円ありますが、これは一般住宅に設置が
義務づけられました住宅用火災警報器の普及を支
援するため、1個当たり1,000円、1世帯当
たり2個を限度として補助するものであります。

182ページをお開き願います。

15節工事請負費国庫補助分2,618万円であ
りますが、これは耐震性貯水槽新設工事に係る
経費であります。市内5カ所を計画しております。

次に、183ページでございますが、19節自
主防災組織活動育成補助金147万円ありますが
が、これは大規模災害から身を守るために、自
助・共助の考えのもと、市民により自主的に結成
され自発的な地域防災活動を行う自主防災組織に
対して活動育成補助を行うものであります。

191ページをお開き願います。

15節工事請負費1,924万6,000円であ
りますが、これは遊子川小学校、三瓶小学校、
溪筋小学校のアスベスト除去工事に係る経費であ
ります。

194ページをお開き願います。

3目学校建設費5,954万9,000円であ

りますが、この主なものは、三瓶小学校校舎新築工事及び俵津小学校、中川小学校、石城小学校、野村小学校校舎耐震補強工事のための設計委託料と高山小学校体育館屋上防水ラバー補修工事、市内小学校遊具改修工事に係る経費であります。

198ページをお開き願います。

15節工事請負費国庫補助分2億3,399万3,000円ですが、これは三瓶中学校特別教室棟耐震補強工事に係る経費であります。

次に、歳入でございますが、15ページをお開き願います。

1項1目個人市民税及び2目法人税であります。が、経済状況の悪化を考慮し、前年度比較7,861万1,000円の減額見込みといたしました。

同じく2項1目固定資産税につきましては、平成21年度の実績を考慮し2,870万3,000円の増額を見込んでおります。

16ページをお開き願います。

2款地方譲与税であります。が、平成21年度から道路特定財源の一般財源化に伴い、地方揮発油譲与税を新設しておりますが、平成20年度の地方譲与税の実績を参考に7,676万5,000円を見込んでおります。

また、自動車重量譲与税につきましては、平成20年度の決算額と同額を見込んでおります。

18ページをお開き願います。

6款1項1目地方消費税交付金につきましては、平成20年度実績を考慮し5,080万4,000円を減額しております。

19ページをお開き願います。

9款1項1目地方交付税116億1,000万円につきましては、普通交付税において雇用対策地域資源活用臨時特例費の創設等により、地方財政計画で対前年度比6.8%の増となっていること等を勘案し、前年度比較5億5,781万7,000円の増額を見込んでおります。

25ページをお開き願います。

13款1項1目民生費国庫負担金の前年度比較3億2,597万7,000円の増額の主な理由は、子ども手当新設に係る負担金の増額であります。

27ページをお開き願います。

7目2節中学校費国庫補助金1億5,788万7,000円の主なものは、三瓶中学校特別教室

棟耐震補強工事に係る国庫補助金であります。

29ページをお開き願います。

1目3節情報基盤整備事業費県補助金4億3,593万3,000円ですが、これはCATV整備事業に係る県補助金であります。

30ページをお開き願います。

4目労働費県補助金の前年度比較1億870万3,000円の増額の主な理由は、緊急雇用創出事業に係る補助金の増額であります。

37ページをお開き願います。

32目地域振興基金繰入金の前年度比較1億5,166万7,000円の減額の主な理由は、平成20年度の地域活性化・生活対策臨時交付金事業において一部地域振興基金に積み立てをし、平成21年度に事業を実施するため繰り入れをしておりましたが、平成21年度のみで減額としております。

41ページをお開き願います。

5目雑入の前年度比較1億3,964万円の増額の主な理由は、三瓶のCATV事業において八西CATVからの剰余金返還金によるものであります。

45ページをお開き願います。

1目1節総務管理債22億3,150万円ですが、これはCATV整備事業、庁舎建設事業のための市債の発行によるものであります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午後2時06分）

○議長 再開をいたします。（再開 午後2時19分）

炭倉生活福祉部長。

○炭倉生活福祉部長 議案第36号「平成22年度西予市授産場特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

特別会計予算書1ページをお開きください。

本予算書の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ1,989万9,000円としております。

歳出の主なものは、施設授産場費の事務費で人件費等1,226万9,000円、事業費で賃金等763万円です。

歳入では、手袋加工賃金の施設授産場事業収入413万9,000円、繰入金で一般会計繰入金及び保護施設事務費繰入金の1,575万8,0

00円を予定しております。

続きまして、議案第37号「平成22年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

予算書の15ページをお開きください。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ820万1,000円としております。

歳出の主なものは、住宅新築資金並びに改良資金に借り入れている公債費の元金678万7,000円と利子137万4,000円であります。

歳入の主なものは、住宅改修資金貸付金元利収入37万円及び住宅新築資金等貸付金元利収入752万4,000円並びに住宅新築資金等貸付事業費県補助金30万6,000円を計上いたしております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 森教育部長。

○森教育部長 議案第38号「平成22年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

この奨学資金は、西予市出身の優秀な学生・生徒であって、経済的理由により就学が困難な者に対し定額を無利子で貸し付けるものであります。

それでは、予算書27ページをお開きください。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ7,945万7,000円としております。

歳出では、奨学資金貸付金で新規貸付予定者60名、継続貸付者79名、計139名分及び運営費に係る経費5,141万4,000円、予備費2,804万3,000円を計上いたしました。

歳入では、償還金4,945万6,000円及び前年度繰越金3,000万円などを計上し運営するものであります。

なお、奨学資金の貸し付けに当たっては、西予市育英会理事会に諮り、公正な決定運用を図ることといたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長 炭倉生活福祉部長。

○炭倉生活福祉部長 議案第39号「平成22年

度西予市国民健康保険特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

国保特別会計予算につきましては、事業勘定予算と10の診療所勘定予算で構成されております。

まず、事業勘定予算から説明を申し上げます。

平成22年度の予算編成に当たりましては、合併以後最も厳しい財政状況であることを踏まえ、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、医療費の動向、医療制度の改正の対応等国が示す留意事項に基づき編成いたしました。今後とも保険給付費、後期高齢者支援金等の増加及び税収の落ち込み等が見られることなどから、財政状況は一層厳しい状況になることが予想されますので、健全な財政運営のための最重点課題である保険税収入の確保や医療費適正化対策等を考慮し、必要な経費を計上いたしました。

それでは、41ページをお開きください。

歳出の主なものは、1款総務費9,743万円、2款保険給付費39億9,363万円、3款後期高齢者支援金等5億9,640万2,000円、4款前期高齢者納付金等111万1,000円、5款老人保健拠出金234万7,000円、6款介護納付金2億9,990万9,000円、7款共同事業拠出金7億612万7,000円、8款保健事業費5,906万9,000円、9款基金積立金30万円、11款諸支出金901万1,000円、12款予備費1,500万円を計上いたしました。

続きまして、39ページをお開きください。

歳入の主なものにつきましては、1款国民健康保険税10億7,549万円、4款国庫支出金18億1,788万5,000円、5款県支出金2億6,380万6,000円、6款療養給付費等交付金3億5,000万円、7款前期高齢者交付金10億5,000万円、8款共同事業交付金6億6,150万9,000円、9款財産収入30万円、10款繰入金5億4,062万3,000円、12款諸収入2,009万9,000円を計上いたしました。

以上によりまして、事業勘定予算は、歳入歳出それぞれ57億8,033万6,000円といたしました。

次に、診療施設勘定予算についてご説明を申し上げます。

各診療所の患者数は減少傾向にあり、診療収入も減収が見込まれ、一般会計からの繰入金に頼る傾向が強くなり、年々厳しい経営を余儀なくされていますが、経費節減に努め、物心両面にわたる経営改善を積極的に努め、今後とも地域になくてはならない診療所づくりを目指す所存であります。

明浜町の各診療所勘定歳入歳出予算総額並びに診療収入の占める割合並びに一般会計繰入金は、43ページ、44ページの依津診療所が6,895万1,000円で、診療収入は4,501万3,000円、診療収入が占める割合は65%、一般会計繰入金は2,327万6,000円であります。

45、46ページの狩江診療所は6,679万8,000円で、診療収入は4,507万5,000円、割合は67%、一般会計繰入金は1,637万1,000円であります。

47、48ページの高山診療所は1億74万2,000円で、診療収入は4,257万6,000円、割合は42%、一般会計繰入金は127ページになりますが、4,813万5,000円であります。

次に、49、50ページの田之浜診療所は1,553万9,000円で、診療収入は1,545万円、割合は99%、一般会計繰入金は1,000円の頭出しのみであります。

野村の診療所勘定予算総額は51、52ページ、惣川診療所が1,394万3,000円で、診療収入は830万3,000円、割合は59%、一般会計からの繰入金は483万2,000円であります。

城川町の各診療所勘定予算総額は、53、54ページの土居診療所が1億1,819万9,000円で、診療収入は8,592万5,000円、割合は73%、一般会計繰入金は158ページになりますが、1,766万9,000円であります。

55、56ページの杉野瀬出張診療所が753万8,000円で、診療収入は745万3,000円、割合は99%、57、58ページの遊子川出張診療所が406万2,000円で、診療収入は334万8,000円、割合は82%で、いずれも一般会計からの繰入金はありません。

三瓶町の各診療所勘定予算総額は、59、60

ページの二及診療所が7,435万円で、診療収入は4,952万円、割合は66%、61、62ページの周木診療所が4,530万円で、診療収入は4,393万7,000円、割合は97%で、いずれも繰入金はありません。

なお、本予算案につきましては、2月22日に開催しました国保運営協議会におきまして慎重なご協議をいただき、本日提案申し上げる次第でございます。

続きまして、議案第40号「平成22年度西予市老人保健特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

平成22年度の老人保健特別会計におきましては、平成20年4月より老人保健制度にかわり後期高齢者医療制度が施行されておりますので、昨年同様平成20年3月までの診療等に係る月おくれの請求分に係る費用等の予算計上となります。

それでは、207ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42万円と定めるものであります。

209ページをお開きください。

歳出の主なものにつきましては、1款総務費で2万円、2款医療諸費で36万7,000円を計上いたしました。内容としては、総務費については、全事務経費で、医療諸費につきましては、月おくれ請求分としての医療給付費及び医療費支給費とそれに係る審査支払手数料となります。

また、予備費として3万円を計上いたしました。

208ページに戻っていただき、歳入につきましては、1款支払基金交付金で15万9,000円、2款国庫支出金で10万1,000円、3款県支出金で2万5,000円を計上いたしました。これは医療給付費等に対するそれぞれの交付金となります。

次に、4款繰入金を6万9,000円計上しました。これは医療費給付費等及び事務費等に対する一般会計からの繰入金となります。

次に、6款諸収入を6万5,000円計上しました。主なものは、交通事故等損害賠償請求による第三者納付金となります。

続きまして、議案第41号「平成22年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

平成20年4月施行の後期高齢者医療制度も開

始後2年が経過いたしました。新政権下においては平成24年度末に制度を廃止し、新たな制度へ移行する方針で進められており、現在高齢者医療制度改革会議を開催し、新たな制度設計について協議されているところです。それまでは現行制度を維持することとしております。

それでは、219ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億890万円と定めるものであります。

歳出の主なものにつきましては、221ページをお開きください。

1款総務費では5,004万5,000円で、その内訳としましては、総務管理費が4,835万円、徴収費が169万5,000円となります。総務管理費につきましては、職員給与費、窓口業務等に係る庶務事業経費で、徴収費につきましては、後期高齢者医療保険料の賦課徴収業務に係る経費を計上いたしました。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金を5億4,082万9,000円計上いたしました。これは愛媛県後期高齢者医療広域連合関係市町村負担金規則により定められた関係市町村の広域連合への負担金で、その内容については、西予市が徴収した後期高齢者医療保険料負担金、また低所得者の方の保険料軽減分に対する保険基盤安定負担金並びに愛媛県後期高齢者医療広域連合の運営経費に対する事務費負担金などとなります。

次に、3款保健事業費を1,711万7,000円計上いたしました。これは後期高齢者を対象に実施する健康診査事業の経費となります。

次に、4款諸支出金を30万1,000円計上いたしました。これは後期高齢者医療保険料の過年度分に対する還付金となります。

また、予備費で60万8,000円を計上いたしました。

220ページに戻っていただき、歳入につきましては、主なものとして、1款後期高齢者医療保険料として3億2,825万3,000円を計上いたしました。これは、被保険者から徴収した後期高齢者医療保険料で、内訳として特別徴収保険料が2億6,088万7,000円、普通徴収保険料が6,736万6,000円となります。

次に、3款繰入金として2億6,372万1,000円計上いたしました。これは一般会計からの繰入金で、内訳としては、事務費繰入金が7,

263万5,000円、保険基盤安定繰入金が1億9,108万6,000円であります。

また、5款諸収入として1,692万3,000円を計上いたしました。主なものは、過年度保険料の還付金が30万1,000円、後期高齢者の健康診査事業実施に伴う広域連合からの受託事業収入が1,661万7,000円となります。

続きまして、議案第42号「平成22年度西予市介護保険特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

本予算につきましては、主に要介護度状態または要支援状態の者に対し必要な保険給付を行うことと要介護、要支援状態となることを予防するための事業等に関する予算の計上となっております。

それでは、237ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億1,467万4,000円と定めるものであります。

240ページをお開きください。

内訳といたしまして、歳出の主なものは、総務費の総務管理費で9,701万1,000円、賦課徴収費130万8,000円、介護認定審査会費3,607万7,000円、保険給付費等の介護サービス等諸費で39億4,620万円、介護予防サービス等諸費で2億8,740万円、その他諸費545万4,000円、高額介護サービス等費9,960万円、特定入所者介護サービス等費2億3,076万円、地域支援事業費の介護予防事業費で2,157万5,000円、包括的支援事業任意事業8,255万3,000円であります。

238ページに戻りますが、歳入の主なものは、65歳以上の方に納付していただく保険料の介護保険料で6億7,796万6,000円、歳出の地域支援事業費の事業実施に伴う利用者の負担金で548万1,000円、国庫支出金の国庫負担金で7億9,574万5,000円、国庫補助金4億5,696万6,000円、県支出金の県負担金で6億8,964万円、県補助金1,428万3,000円、支払基金交付金で13億7,704万1,000円、繰入金の一般会計繰入金で7億3,976万3,000円、基金繰入金5,749万円を予定しております。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くだ

さいますようお願い申し上げます。

○議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 議案第43号「平成22年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

平成22年度の西予市農業集落排水事業における主な事業といたしましては、汚水処理を実施しております9地区の施設の維持管理業務と継続して事業を進めております宇和町明間地区の施設整備であります。

それでは、本予算の歳入歳出予算でございますが、予算書291ページをお開きください。

本予算では、歳入歳出総額をそれぞれ5億2,803万8,000円と定めるものでございます。

293ページをお開きください。

歳出の主なものは、事業費の施設管理費で1億399万4,000円計上しておりますが、これは処理施設に係る維持管理及び機械機器保守点検に係る経費、施設の修繕に係る経費であります。

次に、施設整備費では、1億4,450万4,000円を計上しております。これは処理施設、管路施設整備のための設計委託工事請負費及びこれに関する事務費、人件費等を計上しております。

次に、公債費であります。今までに建設された施設整備に対する元利償還金で、2億7,854万円を計上しております。

また、予備費として100万円を計上しました。

292ページに戻りまして、歳入の主なものにつきましては、事業収入で汚水処理に伴う施設使用料7,235万9,000円、分担金及び負担金で448万5,000円、これは施設整備事業における受益者の分担金及び供用開始地区における新規加入者の負担金であります。次に、農業集落排水資源循環統合補助事業における県補助金5,747万5,000円、市債の元利償還並びに施設整備等として一般会計繰入金3億3,357万2,000円、前年度からの繰越金600万円、消費税還付金等の諸収入52万8,000円、市債4,730万円を充当しております。

また、地方債の限度額、起債の方法、利率、償

還の方法を第2表により定めております。

続きまして、議案第44号「平成22年度西予市公共下水道事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

西予市の公共下水道事業については、平成16年度末より供用を開始している野村処理区では平成11年度から、平成18年度末に供用を開始している宇和处理区では平成12年度からそれぞれ事業に着手しております。

平成22年度に実施する主な事業につきましては、宇和处理区では、延長約1,300メートルの管路整備工事を、野村処理区では、延長約4,700メートルの管路整備工事をそれぞれ予定しております。

それでは、本予算の歳入歳出予算でございますが、予算書311ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出総額をそれぞれ9億2,522万5,000円と定めるものであります。

313ページをお開きください。

歳出では、事業費の施設管理費で6,893万5,000円計上しておりますが、これは主に野村、宇和両処理区の維持管理費用と公共下水道接続奨励金に係る経費を計上しております。

次に、施設整備費では6億955万2,000円を計上しております。これは、宇和处理区における公共下水道事業の推進及び普及促進などに要する経費、野村、宇和両処理区の施設整備に係る委託料、工事請負費及びこれに関連する事務費、人件費等に係る経費を計上しております。

また、今までに建設された施設整備に対する公債費の元利償還金で2億4,673万8,000円を計上しております。

312ページに戻りますが、歳入につきましては、事業収入で施設使用料4,472万円、事業費分担金2,700万円、国庫補助金2億2,500万円、市債の元利償還金及び施設整備費等として一般会計繰入金3億3,751万円、前年度繰越金315万円、消費税還付金等の諸収入824万5,000円、市債2億7,960万円を充当いたしております。

なお、地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を第2表により定めております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 九鬼公営企業部長。

○九鬼公営企業部長 議案第45号「平成22年度西予市簡易水道事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

予算書は、ただいまの特別会計予算書、ちょっと戻りますが、269ページをお願いします。

平成22年度予算の主なものは、各施設の維持管理費及び施設の整備に伴う経費で、歳入歳出の総額をそれぞれ2億7,360万5,000円と定めるものであります。

271ページをお願いします。

歳出の主なものとして、事業費の総務管理費においては、職員等の人件費と関係する事務費及び施設管理等の委託料、南予水質検査協議会負担金など合わせて1億5,113万8,000円を計上しております。

次に、施設整備事業費ですが、工事請負費では施設整備に係る市単独工事分5,400万円のほか委託料等を合わせまして5,960万円を計上しております。

次に、公債費は、元利合計して6,096万7,000円を計上いたしております。

次に、歳入ですが、270ページをお願いします。

主なものとして、給水収入1億2,004万8,000円、繰入金で人件費分など一般会計繰入金8,088万3,000円と基金繰入金5,040万円、合わせて1億3,128万3,000円を計上いたします。

以上であります。

続きまして、議案第46号「平成22年度西予市上水道事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

公営企業会計予算書に移ります。

予算書の説明の前に、本年度の水道事業について概要をご説明いたします。

西予市の水道事業は、合併前の設置されました4つの上水道と41の簡易水道、さらには給水人口100人以下の給水施設72、合わせて117の事業から構成されております。今、本市における水道施設は拡張から更新へと維持管理の時代になり、小規模施設での維持管理体制の確立、経年老朽化施設の計画的更新、地震対策の推進、水道料金の平準化などさまざまな課題に直面しております。

これらの課題に対応すべく、ただいま西予市水道ビジョンを国の指導や市民のご意見をいただいで作成しております。その計画の初年度となります平成22年度からは安心で安全な水、快適な水の供給に向け、市民の皆さんの思いやり、支え合う力で持続可能な水道事業を目指します。

その一つとして、平成23年度に4つの上水道や統合が可能な簡易水道について経営統合を行い、経営の効率化や水道料金の見直しなどに取り組む予定であります。

それでは、公営企業会計予算書1ページをお開きください。

まず、第2条、業務の予定量についてご説明いたします。

給水戸数は、前年度計画から27戸増加しました1万3,098戸を予定しております。また、西予市全体における年間総給水量を416万8,711立米、1日平均給水量を1万1,421立米と予定しております。

主要な建設改良事業としましては、宇和上水道事業における永長久枝地区配水管布設がえ工事4,000万円、野村上水道事業における第1浄水場改良工事1,900万円、三瓶上水道事業における垣生配水管布設がえ工事210万円をそれぞれ予定しております。

次に、第3条、収益的収入及び支出についてご説明を申し上げます。

収益的収入におきましては、水道事業収益の総額を6億1,800万円と定め、営業活動に基づく給水収益の5億8,743万6,000円を含む営業収益として5億9,551万円、営業外収益として2,246万円を計上しております。

収益的支出におきましては、水道事業費用の総額を6億900万円と定め、主なものとして、営業活動に係る営業費用として5億4,941万1,000円、企業債償還利息等の営業外費用として5,751万4,000円を計上しております。

次に、2ページ、第4条資本的収入及び支出についてご説明いたします。

資本的収入におきましては、総額を2,819万5,000円と定め、内訳は、工事負担金1,025万7,000円、企業債元金償還金に対する一般会計からの補助金1,793万8,000円を計上しております。

支出におきましては、総額を3億3,829万3,000円と定め、内訳は建設改良費2億3,102万7,000円、企業債償還金1億726万6,000円を計上しております。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億1,009万8,000円を補てんする財源につきましては、第4条の括弧書きのとおりであります。

次に、第5条では、一時借入金の限度額を2億4,000万円と定め、第6条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費1億2,223万3,000円、交際費10万円と定めるものであります。

また、第8条では、企業債の償還に対して一般会計から受ける補助金として1,909万円と定め、次の第9条では、棚卸資産購入限度額を1,600万円と定めるものであります。

次に、議案第47号「平成22年度西予市病院事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

同じく予算書97ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量からご説明申し上げます。

病床数は、一般病床210床、療養病床52床、感染症病床2床の合計264床で変更はありません。

年間患者数はわずかながら年々減少傾向にありますが、本年度は入院7万2,635人、外来10万9,350人で、1日平均患者数を両病院合わせまして、入院199人、外来450人を見込んでおります。

次に第3条、収益的収入及び支出の予定額であります。収入では、事業収益を30億2,340万7,000円を予定しております。その内訳は、第1項の医業収益で外来・入院の診療収入や検診収入などで28億895万3,000円、第2項の医業外収益では、企業債償還利息や救急医療など不採算部門に対しての一般会計負担金など2億1,441万4,000円であります。

支出では、事業費用として30億5,991万9,000円を予定しておりますが、その内訳は、職員の人件費や事務費、材料費、経費等の医業費用が29億5,100万8,000円、企業債の利息支払いなど医業外費用が1億767万1,000円であります。

次に、第4条資本的収入及び支出についてご説明を申し上げます。

本年度より、新病院建設を推進するための予算を新たに予定することといたしました。公立病院を取り巻く環境が厳しさを増す中で、平成20年度には市立病院の役割を明確化するための公立病院改革プランを策定し、さらには昨年宇和、野村両病院を地域の病院として守っていく上での必要な役割分担や老朽化している宇和病院の建てかえ問題について、市議会の特別委員会や市民検討委員会で協議、検討され、先般、新病院の建設は必要であるとの答申や報告を受けたところであります。

また、愛媛県の地域医療再生計画の中にも、南予地域の僻地医療の拠点となる病院を西予市が建設することが県下の医師確保にも貢献できるとの計画がされたところでもあります。

このような状況を受け、本市といたしまして、本年度より具体的な事業推進の準備を始めることとし、公営企業部内に新病院建設推進室を設けることといたします。

今後は、具体的な事業内容について、市民の皆さんのご意見、さらには市議会と十分に協議しながら事業推進を図っていく考えであります。

それでは、98ページ、予算の内容であります。収入で、資本的収入として1億4,529万円を計上いたしております。内訳として、第1項出資金8,529万円は、企業債の元金償還及び新病院建設に係る一般会計負担金でございます。

第2項企業債6,000万円は、医療機器整備に伴い企業債を借り入れようとするものであります。

次に、支出で、資本的支出として2億7,164万円を計上いたしております。内訳として、建設改良費1億7,525万1,000円と企業債償還金9,638万9,000円であります。

建設改良費の主なものにつきまして、予算書114ページの事項別明細でご説明をいたします。

施設整備事業費では、野村病院の1階システムエアコン取りかえ工事、手術室エアコン取りかえ工事など6,014万5,000円であります。また、固定資産購入費では、野村病院の超音波画像診断装置など医療機器購入費、宇和病院の医療画像管理システムなど9,060万6,000円あります。

次に、3目新病院建築費で2,450万円、主に新設いたします新病院建設推進室職員2名の人件費のほか、基本調査委託料等であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,635万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんをするものであります。

そのほかにつきましては、98ページにお戻り願いますが、第5条、企業債につきましては、限度額を医療機器整備事業6,000万円と定めるもののほか、第6条は、一時借入金の限度額を5億円と定め、第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合、さらには第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費18億4,564万1,000円、交際費290万円と定めるものです。

また、第9条では、棚卸資産の購入限度額を6億5,000万円と定め、第10条では、一般会計からの補助金を4,101万2,000円とし、第11条では、重要な資産2点を取得しようとするものであります。

以上であります。

次に、議案第48号「平成22年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

149ページをお願いします。

介護老人保健施設つくし苑事業につきましては、これまでの老建施設の基本サービス費が過去2年の介護保険法の改正により、介護報酬のマイナス改定で4%ずつ減額され、非常に厳しい経営を続けてまいりましたが、今年度は平成21年度の介護報酬3%のプラス改定や基準による一般会計からの繰入金により事業収益の改善が図られる見込みであり、より健全な経営となる手法や組織の活性化と人材育成に取り組み、安定した経営基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。

それでは、まず第2条、業務の予定量についてご説明いたします。

入所定員は80名で、1日当たりの通所者定数は20名であります。療養者数は年間3万4,835人と見込んでおります。その内訳は、入所者が2万8,835人で、1日平均79人、入所率98%を予定し、通所者数では、年間6,000人で、1日平均20人を予定しております。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、歳入歳出それぞれ4億3,483万1,000円とするものであります。

収入では、施設運営事業収益が4億1,915万1,000円で、その主なものは、施設介護給付費収益3億3,909万3,000円であります。

また、施設運営事業外収益では、他会計補助金等1,568万円を計上いたしております。

支出では、施設運営事業費用が4億1,717万3,000円で、その主なものは、給与費3億2,590万1,000円であります。施設運営事業外費用では、企業債支払い利息等1,765万8,000円を計上しております。

次に、第4条、資本的収入及び支出でございますが、資本的支出のみで3,233万円を計上いたしております。その主なものは、企業債の元金償還金3,203万円であります。

なお、資本的支出額に対する財源につきましては、全額過年度損益勘定留保資金で補うようにいたしております。

また、第5条では、一時借入金の限度額を5,000万円と定め、第6条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費3億2,518万1,000円、交際費10万円と定め、第8条では、他会計からの補助金を1,515万3,000円と定め、第9条では棚卸資産購入限度額を500万円と定めるものでございます。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午後3時08分）

○議長 再開いたします。（再開 午後3時10分）

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第49号「西予市情報基盤整備事業第2期伝送路施設整備工事（第6工区）変更請負契約について」から議案第52号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」までの4件を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、4件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

（追加）

○議長 まず、追加日程第1、議案第49号「西予市情報基盤整備事業第2期伝送路施設整備工事（第6工区）変更請負契約について」から議案第51号「西予市立小中学校電子黒板の取得について」までの3件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

清水総務企画部長。

○清水総務企画部長 議案第49号「西予市情報基盤整備事業第2期伝送路施設整備工事（第6工区）変更請負契約について」、議案第50号「西予市情報基盤整備事業第2期伝送路施設整備工事（第7工区）変更請負契約について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、第2期伝送路施設整備工事（第6工区）は、宇和地区周辺部において伝送路整備を行うもので、平成21年9月17日に議会の議決を受け、株式会社NTT西日本四国と契約を締結し、その後、去る2月2日に議会の議決を受け、工事請負金額を3億1,623万円とする工事変更請負契約を締結して、現在施工中であります。

本工事につきましては、敷設ルートの変更による敷設延長の減少及び光ケーブルのしん数をまとめることによりまして、ケーブルの接続工程が減少することで1,166万6,000円を減額して、請負金額を3億456万4,000円とし、また工期を平成22年3月23日とする工事変更請負仮契約を去る平成22年2月25日に締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、第7工区につきましては、野村地区周辺部において伝送路を行うもので、第6工区と同日に議会の議決を受け、株式会社四電工宇和島営業所と契約を締結し、その後、去る2月2日に議会の議決を受け、工事請負金額を3億569万3,000円とする工事変更請負契約を締結し、現在施工中であります。

このたび、末端引き込み用カプラー、クロジャ－の組み立て調整について、引き込み工事工程と調整し、実施する計画でありましたが、それに係

る調整対応が見込めないため、末端のカプラー、クロジャ－の設置完了を図ることにより739万3,000円を増額して、請負金額を3億1,308万6,000円とし、また工期を平成22年3月23日とする工事変更請負仮契約を去る平成22年2月25日に締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 森教育部長。

○森教育部長 議案第51号「西予市立小中学校電子黒板の取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

教育委員会では、小学校においては平成23年4月から、中学校においては平成24年4月から全面实施される新学習指導要領の対応として、効果的な授業の展開と教材としての活用度が高い電子黒板の導入について検討を行ってまいりました。

このたび、経済危機対策臨時交付金事業を活用して、市内小・中学校に39台の電子黒板を導入する運びとなり、新学習指導要領に適応したわかりやすい学習環境の整備充実が実現するものと大いに期待するところであります。

今回の購入に当たりましては、去る2月26日に指名競争入札を行い、有限会社河野建具店、代表取締役河野一人氏が1,706万2,500円で落札と決定し、物品購入の仮契約をしました。

本件の契約金額自体は議決要件に達しておりませんが、予定価格が2,000万円を超えておりましたので、その取得に当たり議会の議決を求めるものであります。

なお、購入いたします電子黒板の詳細につきましては、別紙参考資料をご参照ください。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長 以上で理事者の説明は終わりました。

これより3件に対する一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第49号から議案第51号までの3件は、

会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第49号「西予市情報基盤整備事業第2期伝送路施設整備工事（第6工区）変更請負契約について」から議案第51号「西予市立小中学校電子黒板の取得について」までの3件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第49号から議案第51号までの3件は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

○議長 次に、追加日程第2、議案第52号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

炭倉生活福祉部長。

○炭倉生活福祉部長 議案第52号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市では、平成16年の合併以後、国保税率を据え置き、愛媛県内でも低い税率で運営を行っております。しかしながら、高齢化に伴う医療費の増加や景気の低迷による国保税率の減少等によって、近年は単年度収支が赤字となり、基金を取り崩して運営を行わなければならない厳しい状況となっております。

こうした状況をかんがみ、国保会計の健全な運営を図るため、さきに開かれました西予市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、今回国保税率の改定を行うものであります。

その主な内容につきましては、平成22年2月現在の収支状況により試算をいたしまして、保険税1人当たり平均で年額約7,500円を引き上げ、6万8,000円程度とするものでありま

す。引き上げ率は、約12%となります。

今回の改正税率は、平成22年度からの賦課徴収に反映させたいと考えております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 以上で理事者の説明は終わりました。

以上をもって本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後3時23分

平成22年第1回西予市議会定例会会議録（第2号）

1. 招 集 年 月 日 平成22年3月4日
 1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場
 1. 開 議 平成22年3月4日
 午前9時00分
 1. 散 会 平成22年3月4日
 午後2時42分

1. 出 席 議 員

- 1 番 兵 頭 竜
 2 番 二 宮 一 朗
 3 番 兵 頭 学
 4 番 明 智 祥 勝
 5 番 井 上 勲
 6 番 小 野 正 昭
 7 番 松 山 清
 8 番 宇都宮 明 宏
 9 番 松 島 義 幸
 10 番 元 親 孝 志
 11 番 嶋 川 武 文
 12 番 沖 野 健 三
 13 番 森 川 一 義
 14 番 藤 井 朝 廣
 15 番 浅 野 忠 昭
 16 番 岡 山 清 秋
 17 番 酒 井 宇之吉
 18 番 兵 頭 勇
 19 番 山 本 昭 義
 20 番 梅 川 光 俊
 21 番 菊 地 ミスギ
 23 番 二 宮 元
 24 番 坂 本 隆 重

1. 欠 席 議 員

- 22 番 大 竹 忠 盛

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 別 宮 静
 教 育 長 森 英 二
 公営企業部長 九 鬼 則 夫
 会 計 管 理 者 上 甲 悦 子
 総務企画部長 清 水 忠 夫
 産業建設部長 藤 中 彰
 生活福祉部長 炭 倉 貞 明
 教 育 部 長 森 精 一

- 明浜総合支所長 高 岡 和 廣
 野村総合支所長 角 藤 和 幸
 城川総合支所長 清 水 享 司
 三瓶総合支所長 宇都宮 又 重
 消防本部消防長 中 野 竹 夫
 総 務 課 長 上 甲 憲 章
 財 政 課 長 河 野 敏 雅
 企画調整課長 上 田 甚 正
 監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事 務 局 長 岩 本 明 定
 議 事 係 長 井 上 千 浪

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 一般質問

- 2 議案第 6 号 西予市職員の給与に関する
 条例等の一部を改正する条
 例制定について

- 3 議案第 7 号 西予市宇和福祉センター条
 例の一部を改正する条例制
 定について

- 議案第 8 号 西予市敬老祝金条例の一部
 を改正する条例制定につい
 て

- 議案第 9 号 西予市隣保館条例の一部を
 改正する条例制定について

- 議案第10号 西予市国民健康保険診療所
 条例の一部を改正する条例
 制定について

- 議案第11号 西予市健康保養地中核施設
 の設置及び管理に関する条
 例の一部を改正する条例制
 定について

- 4 議案第12号 西予市林業センター条例の
 一部を改正する条例制定に
 ついて

- 議案第13号 西予市みかめ海の駅条例の
 一部を改正する条例制定に
 ついて

5	議案第14号	西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第30号	平成21年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)
	議案第15号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第31号	平成21年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
6	議案第16号	西予市消防団条例及び西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第32号	平成21年度西予市上水道事業会計補正予算(第4号)
7	議案第17号	西予市元気な三瓶っ子育成基金条例を廃止する条例制定について	議案第33号	平成21年度西予市病院事業会計補正予算(第4号)
8	議案第18号	西予市農林水産業振興事業基盤整備用機械使用料条例を廃止する条例制定について	議案第34号	平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第4号)
	議案第19号	市道路線の廃止について	11 議案第35号	平成22年度西予市一般会計予算
	議案第20号	市道路線の認定について	12 議案第36号	平成22年度西予市授産場特別会計予算
	議案第21号	西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について	議案第37号	平成22年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
9	議案第22号	平成21年度西予市一般会計補正予算(第11号)	議案第38号	平成22年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
10	議案第23号	平成21年度西予市授産場特別会計補正予算(第4号)	議案第39号	平成22年度西予市国民健康保険特別会計予算
	議案第24号	平成21年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)	議案第40号	平成22年度西予市老人保健特別会計予算
	議案第25号	平成21年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	議案第41号	平成22年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第26号	平成21年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	議案第42号	平成22年度西予市介護保険特別会計予算
	議案第27号	平成21年度西予市老人保健特別会計補正予算(第2号)	議案第43号	平成22年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
	議案第28号	平成21年度西予市介護保険特別会計補正予算(第4号)	議案第44号	平成22年度西予市公共下水道事業特別会計予算
	議案第29号	平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	議案第45号	平成22年度西予市簡易水道事業特別会計予算
			議案第46号	平成22年度西予市上水道事業会計予算
			議案第47号	平成22年度西予市病院事業会計予算
			議案第48号	平成22年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算

- 1 3 議案第 5 2 号 西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 1 4 陳情第 1 号 南予地域から産出された木材を使った住宅建築促進のための市町単独補助事業の創設について
- 陳情第 2 号 水産関係の陳情について
- 陳情第 3 号 永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書の提出を求める陳情について
- 陳情第 4 号 夫婦別姓制度の拙速な導入に反対する意見書の提出を求める陳情について

本日の会議に付した事件

1 一般質問

- 2 議案第 6 号 西予市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 7 号 西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 号 西予市敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 9 号 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 0 号 西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 1 号 西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 1 2 号 西予市林業センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 1 3 号 西予市みかめ海の駅条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 1 4 号 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 1 5 号 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 6 議案第 1 6 号 西予市消防団条例及び西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 1 7 号 西予市元気な三瓶っ子育成基金条例を廃止する条例制定について
- 8 議案第 1 8 号 西予市農林水産業振興事業基盤整備用機械使用料条例を廃止する条例制定について

- 議案第 1 9 号 市道路線の廃止について

- 議案第 2 0 号 市道路線の認定について

- 議案第 2 1 号 西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について

- 9 議案第 2 2 号 平成 2 1 年度西予市一般会計補正予算（第 1 1 号）

- 1 0 議案第 2 3 号 平成 2 1 年度西予市授産場特別会計補正予算（第 4 号）

- 議案第 2 4 号 平成 2 1 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 議案第 2 5 号 平成 2 1 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

- 議案第 2 6 号 平成 2 1 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

- 議案第 2 7 号 平成 2 1 年度西予市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）

- 議案第 2 8 号 平成 2 1 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

- 議案第 2 9 号 平成 2 1 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

- 議案第 3 0 号 平成 2 1 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）

議案第 3 1 号	平成 2 1 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）			材を使った住宅建築促進のための市町単独補助事業の創設について
議案第 3 2 号	平成 2 1 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 4 号）	陳情第 2 号		水産関係の陳情について
議案第 3 3 号	平成 2 1 年度西予市病院事業会計補正予算（第 4 号）	陳情第 3 号		永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書の提出を求める陳情について
議案第 3 4 号	平成 2 1 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第 4 号）	陳情第 4 号		夫婦別姓制度の拙速な導入に反対する意見書の提出を求める陳情について
1 1 議案第 3 5 号	平成 2 2 年度西予市一般会計予算			
1 2 議案第 3 6 号	平成 2 2 年度西予市授産場特別会計予算			
議案第 3 7 号	平成 2 2 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算			
議案第 3 8 号	平成 2 2 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算			
議案第 3 9 号	平成 2 2 年度西予市国民健康保険特別会計予算			
議案第 4 0 号	平成 2 2 年度西予市老人保健特別会計予算			
議案第 4 1 号	平成 2 2 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算			
議案第 4 2 号	平成 2 2 年度西予市介護保険特別会計予算			
議案第 4 3 号	平成 2 2 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算			
議案第 4 4 号	平成 2 2 年度西予市公共下水道事業特別会計予算			
議案第 4 5 号	平成 2 2 年度西予市簡易水道事業特別会計予算			
議案第 4 6 号	平成 2 2 年度西予市上水道事業会計予算			
議案第 4 7 号	平成 2 2 年度西予市病院事業会計予算			
議案第 4 8 号	平成 2 2 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算			
1 3 議案第 5 2 号	西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について			
1 4 陳情第 1 号	南予地域から産出された木			

開議 午前9時00分

○副議長 おはようございます。

本日はこのように大勢の方が傍聴にお越しいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は23名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○副議長 日程第1、これより一般質問を行います。

この際、申し上げます。

各議員の発言は、申し合わせの発言時間15分以内でお願いいたします。質疑については3回までとし、あわせて10分以内でお願いいたします。

通告順に質問を許可いたします。

まず、6番小野正昭君。

○6番小野正昭君 先ほど議長さんのあいさつにもありましたとおり、平成22年第1回目の定例議会、この一般質問に多数の皆さんが傍聴においでをいただき、多少緊張をいたしておりますけれども、一般質問を行わせていただきます。

世の中で一番楽しく立派なことは、一生涯の仕事を貫くことであります。この言葉は、福沢諭吉翁心訓の第1番目にある言葉であることはご案内のとおりであります。

今日までそれぞれの町の職員として、また合併後は西予市の職員として、公務員という立場を自覚され、時には耐えがたきを耐え、忍びがたきを忍んで、町民、市民の方々の公僕として長きにわたり責務の完遂に努められ、今月末をもって退職される方々に、心から感謝とねぎらいとともに満腔の敬意をまずもって申し上げる次第であります。今後は、しばらく心身の休養も第一と考えます。今日まで培われた豊富な経験をそれぞれの地域、また西予市のためにお力添えを賜りますよう、まことに僭越ではございますが、お願いを申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

西予市は、昨年の平成21年3月、西予市第4期高齢者福祉計画、介護事業計画を出され、その第4章の中で高齢者福祉施策の展開をるる示されておられます。そこで、今回は高齢者福祉、特に

独居老人の方々の福祉のあり方及び救急体制について質問をいたします。

昨年、第1回の一般質問の中でも申し上げましたけれども、地方自治体の事務すなわちその職務は、地方自治法第2条3項の1にあるように、地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持することである。要約をいたしますと、市政の進展、福祉の向上、民生の安定だと私は思っております。

当市の直近のデータによりますと、平成21年9月1日時点での西予市の人口が4万3,983人、1万8,620世帯に対し、高齢者率、特に75歳以上の高齢者世帯は1,189世帯の約6.4%であり、特に注目しなければならない独居老人の方々は2,691人、約6.1%となっております。

さきの12月議会で二宮一朗議員が、ドクターヘリを基軸とされた救急体制の質問をされました。私も同感であり、まことに大切なことだと思っております。私はそれとともに、高齢者世帯の方々はまだしも、緊急時非常事態での連絡をとりたくてもどうしようもできない独居老人の方々の福祉のあり方、救急体制について当市はどのように考えられてるのか、どのような施策を現在とられているのかお伺いをいたします。

この件については、役所の行政システムがどうのこうののきれいごとでなく、本来の福祉はかゆいところに手が届く、もっと言えばかゆい前に手を差し伸べるのが予防の見地からも地方公共団体のとるべき本来の福祉のあり方であり、特に生活弱者の方々に対する心の通った福祉だと私は思いますが、皆さんいかがお考えでしょうか。

なぜこのような質問をと申しますと、先般市民の方からこの問題について切実な問い合わせがありましたのと、私ごとで恐縮ですが、ゆえあって民生委員を1期3年間させていただきました。その3年の間に、いつ亡くなられたかわからない独居老人の方が2名おいでになりました。うち1名の方は年末に亡くなられ、身内の方が三が日を過ぎて訪ねたところ、寂しく息を引き取られておられました。この2件いずれも、今問題視をされております、また先般テレビでも放映をされました孤独死であります。当時、民生委員としてまことに申しわけなく、その責任の重さを痛感してると同時に、何かやりきれない気持ちでいっぱいであ

りました。今後、西予市において独居老人の方々が多くなるのは必然的であり、避けて通れない事実であります。このことを勘案したとき、西予市としての老人福祉のあり方、この独居老人の方々の福祉のあり方、特に救急対策を喫緊の施策として対処しなければならない問題だと痛感をいたしております。

余談になりますけれども、この民生委員は、厚生労働大臣及び県知事の委嘱により、行政ができれば介入したくない、いややりたくない分野の一つである、一番弱い立場の方々の懐の中に入って、そのお世話を先頭に立ってしなければならない。まさに、心と心のおつき合いができなければ本当の意味の仕事ができない大変な仕事であり、重要な職務だと思います。また、そのように理解をもちたしております。

しかしながら、当時のこと、また現在その職にある方々の思いを一弁代弁いたしますと、行政は個人情報保護法なるものを盾にし、最低限度の情報しか与えず、その対応は行政全般において、できませんからスタートしているのが現実であります。それで十分な仕事をしてほしいでは余りにもご都合主義であり、身内に甘い役所そのものの体質だと言われてもいたし方ないと私は思います。守秘義務は大切であり守らなければなりません、そんなことを踏まえてどうすれば仕事がやりやすくなるのか、どうすれば可能なのかを見出す柔軟な姿勢からスタートしなければならないと思いますが、その姿勢が足りないように思えるのは私だけでしょうか。行政は、またその職員は、市民、住民の最たるサービス機関であり、その一員でもあると思います。まず、市長に見解をお伺いをいたしておきます。

私が申し上げたいのは、今後本庁方式に移管されたとき、生活弱者、特に独居老人の方々を初めとした福祉をどのようにお考えなのか。私は、公民館を中心としたコミュニティーの構築、そのための人員配置をされ、公民館と地域に根差した区長さん、地区の役員の方々、民生委員の方々との三者一体となった密接な連携の構築をいたし、経済的な裏づけもさることですが、大切なことは精神的な満足感、充実感が認識できる行政指導をされ、心が通い合い、触れ合う行政が推進されることにより、一面において生活弱者の方々の福祉のあり方が見えてくるのではないかと考えております。

す。

市長は先般、1月5日行われました民主党県連との各自治体首長との第1回政策会議の予算関係の要望書の中で、住民に対する福祉サービスの向上、健全な財政運用のため云々と要望をされておられました。そのことを見ても、福祉の向上を絶えずまた強くお考えだと推察をし、また期待をいたしております。そこで、市長に以下の件をお伺いいたし、一般質問といたします。

1つ、民生委員の方々へ対する行政の情報提供及び協力体制について。

2つ、公民館、区長、役員の方々との満足、充実した連携の構築について。

3つ、高齢者福祉及び独居老人の方々に対しての今後の対応について。

以上であります。心のこもった答弁を期待をいたすものであります。

○副議長 三好市長。

○三好市長 皆さんどうもおはようございます。

3月の声を聞きますと、一段と春を感じるようになりました。今ほど小野議員から、ことし3月末をもって定年退職をする職員にねぎらいの言葉をいただきました。ありがとうございます。私からも退職者に対して、心から今までの行政執行に対して感謝を申し上げたいと思っております。

また、本日は早朝よりこのように多くの方に傍聴をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、一般質問を5人の議員の方々からお受けするわけでございますが、22年度の第1回目の定例議会の一般質問でございます。重要な定例議会でございますので、この一般質問の中の質問と回答の中から22年度の行政施策を皆さん方もどのような方向に行くのかということとその言葉の中から感じていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、小野議員からの一般質問の中の高齢者福祉、特に独居老人の救急体制のうちで、まず第1点目の民生委員の方々に対する行政の情報提供及び協力体制についてに私から回答をさせていただきます。

議員ご指摘のように、民生委員の皆様には個人情報保護法の制約から必要な行政情報を十分に提

供できていないことから、ご不便をおかけしていると存じております。このようなことから、かねてより市の福祉部局内の関係部署において、災害時における避難支援を必要とする独居老人の方はもちろんのこと、在宅者であって75歳以上の高齢者の方、介護度の高い方、寝たきりの方など、要援護者の公表を前提とした、つまり手挙げ方式によりますところの名簿作成の取り組みを今年度、明浜と城川の一部の地域ではございますが、いたしているところでございます。次年度以降は、随時作成の対象地域を拡大していく方針でございます。今後につきましては、行政側が提供するこの名簿が、民生委員さんを初めとする地域支援者の皆様のご活躍の一助になるものと期待をしているところでございます。

また、今回の要援護者名簿を通じ独居老人世帯の実態把握が可能となり、地域支援者の安否確認の精度が高まることにより、孤独死事例が減少することも期待しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 炭倉生活福祉部長。

○炭倉生活福祉部長 先ほどはねぎらいの言葉ありがとうございました。

それでは、2点目の公民館、区長、役員の方々との満足、充実した連携の構築について、3点目の高齢者福祉及び独居老人の方々に対しての今後の対応についてでございますが、この2点については密接なつながりがありますので、あわせた形でお答えをいたしたいと存じます。

現在、本市が展開する高齢者福祉施策の中で、独居高齢者等の要援護者における緊急時の対応の一つとして緊急通報事業を実施いたしております。この事業は、本市に住所を有する65歳以上の独居高齢者や重度身体障害者等を対象として緊急通報装置を設置することにより、急病や災害などの緊急時の不安を解消し、安心して生活を送っていただくことを目的として実施しているものがあります。

この事業による具体的な利用状況を申し上げますと、平成22年1月31日現在、市内で241人の方にご利用をいただいております。さらに、今後の方向性として、市の掲げる第2次行政改革大綱の実施計画においてこの緊急通報事業の拡充

を盛り込むとともに、先ほど市長がご説明いたしましたように、要援護者名簿とセットにして平成26年度までに緊急通報事業のさらなる拡充を検討、実施していくことといたしております。また、単にハード面として緊急通報装置の設置、拡充を行うだけでなく、ソフト面の強化として、周辺地域の民生委員、公民館、区民の協力を仰ぎながら、協力員を置くことにより地域とのつながりを持たせ、緊急時はもとより、緊急時以外でもコミュニティの力で連携力を高めることにより、日ごろから独居高齢者等に対する見守り体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

今後とも、これらの福祉施策を有効かつ補完的に関連づけさせて推し進めることにより、安心と安全性を高め、支援を必要とされる方々にとって、より住みやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 小野正昭君。

○6番小野正昭君 先ほどの炭倉部長の答弁の中で、平成22年1月31日の緊急通報の65歳以上の要介護者と言われましたか、241人というふうなことでしたと思います。私が一般質問でしました数字から比べますと、まだ65歳以上でも約1割に足らない数字だと思います。一層の配慮と努力をまずもってお願いをしたいと思っております。

それでまた、先般愛媛新聞で当市の病院の諮問が掲載され、また全協でもいただき、宇都宮大朗委員長の答申にもあるように、新病院とあわせ、地域各僻地医療を担う拠点として総合医の育成、確保を目指すとともに、診療所への医師派遣などに貢献できるよう整備の充実を図られたい、このように諮問を1点目の後段にされております。

そこで、関連質問で恐縮ですけれども、中野消防長にお伺いをいたしますが、当市の救急搬送の件につき、わかる範囲で結構ですので、地区別救急搬送の件数を掌握しておれば、本署、分署ごとに報告をしていただきたいと思います。

それから、日本国憲法の前文の中に、平和のうちに生存する権利とある。すなわち、この世の中で一番大切なことは私は命の尊厳だと思っておりますし、死に対する尊厳だとも思っております。

ゆえあって独居老人になられた方、この方の中には5町の重要な役職におられた方、ゆえあって独居老人になられた方も数多くおられると思いますし、大なり小なり、やはりこの西予市のための礎を築かれた方々が主な方々だと思っております。そういう意味でも、やはり死の尊厳を尊重すべきではなかろうかと思えます。

旧来から村八分という言葉がありますけれども、これはどういうことかと申しますと、村八分にはしますよと、おつき合いはしませんよと、しかしながら二分だけは残しときましょう。その二分は、ご案内のとおり、火事と葬儀であります。いざとなれば、村八分だが、この二分だけは部落こぞって、地域がこぞって助けなければならない、そういうことが込められた上での村八分だということだと私は理解をしております。

そこで、本来の質問に入りますが、緊急通報で先般、丸紅さんが日経新聞に掲載をされました。このことについて、炭倉部長は掌握をしとるかどうかお伺いをいたしておきます。

以上、この2点、まずお願いをしたらと思えます。

○副議長 中野消防長。

○中野消防本部消防長 小野議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

平成21年1月から12月までの救急出場件数でございますが、1,675件ございました。うち搬送人員でございますが、1,591名でございます。各署所ごとの搬送人員をというお話でございましたので、その区分に基づいてご報告をさせていただきます。

管内搬送でございますけれども、全体で1,195人、内訳でございますが、本署が645人、支署が473人、明浜の救急隊が24人、城川の救急隊が53人でございます。それから、管外でございますけれども、宇和島市へ全体で322人、内訳でございますが、本署で196人、支所で80人、明浜出張所で35人、城川出張所で11名。それから、八幡浜市でございますけれども、全体で7人、本署のほうで6人、それから城川出張所のほうから1名を搬送しております。次に、大洲市でございますけれども、全体で44人搬送しております。本署からは27名、野村支所

からは16名、城川出張所からは1名。それから次に、松山市近辺でございますけれども、全体で22名、内訳でございますが、本署で12名、野村支所で10名、城川出張所で1名でございます。管内搬送は全体の75.1%、管外搬送は24.9%でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 炭倉生活福祉部長。

○炭倉生活福祉部長 小野議員の再質問であります。丸紅から出されております新聞等に掲載されておりました件につきましては、社会福祉課長から新聞の切り抜きをいただきまして読まさせていただきました。

○副議長 小野正昭君。

○6番小野正昭君 読まれているということですので、その内容は掌握をされていると理解をしておりますけれども、掌握をされておりますので、私もここに新聞持ってますけれども、後からその詳しいこと、掌握してれば私が言わずに部長のほうから、せっかく調べたんですから答弁していただきたらと思えます。

中野消防長さんにいたしましても、炭倉部長にいたしましても、やはりもちはもち屋だけあって、よく掌握をされているなど感服をいたす次第であります。特に、救急体制については、私が思う以上に詳しく報告をさせていただきました。炭倉部長さんにも、定年退職されるのが惜しいように一生懸命職務に精励されているなど、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

それで、余談ですけども、市長と消防長に報告しますけれども、八幡浜施設事務組合第三分署のが、管轄外ですけども、私は平成18年からずっと取り寄せて持ってますが、参考までに平成21年、これは1月1日から12月31日までの統計ですけども、搬送人員が三瓶町で232件ありました。うち八幡浜市市立八幡浜総合病院に103、救急センターへ7、その他へ35、西予市三瓶町内が48、市立宇和病院が13です、その他が4、管外が22、こういう平成21年度の統計が第三分署です。この数字を見て、市長、市立病院は232件中13件なんです。こういうとこ

ろにやはり病院の、余りは言いませんけれども、宇都宮大朗委員長が諮問されたゆえんがあるんじゃないかなとこのように思いますし、それから行きたくても行けない交通手段もそこに原因があるのではないかなと。特に、老人の高齢者の方は、年金暮らしの方は、タクシーを利用すると何千円も要るわけですよ。そういうところも私は老人福祉のきめの細かい施策の一環ではないかなと、このように思っております。

それから、余談になりますけれども、先ほど民生委員を1期3年やらせていただいたと言いましたけれども、新人の民生委員になりましたら、南予で1カ所勉強会を開くんです。六、七十人集まりますが、10グループぐらいになって、6人から7人ぐらいが1グループですけども、いろいろ研修をして、最後に自分の思いを標語にするんですよ。そのときに、皆さんはやはり大変熱心な方ですから、民生委員にマッチしたそれらしい、「民生委員 みんなと築こう福祉の輪」だとか、そういう立派な標語をするんですけど、私はたまさか選ばれて、「受け手なく やり手なく やった私はお人よし」。受け手がないんです。やり手がないんです。受けた私はお人よし。これが一番受けました。拍手をいただきました。しかしながら、私はその裏返しには、民生委員という仕事はお人よしでなければできないんじゃないかなと、人の細かいことまで気を使える人間でなければ本来の仕事ができないんじゃないかなと、このように私は理解をしています。今、民生委員の職務についておられる方は、そのような方ばかりだと拝察をいたしておりますし、感謝もいたしております。そういう方に、再度でありますけれども、個人情報等を盾にしないで、できるだけ思い切ったそういう弱者の方々の懐の中へ入っていきけるような施策を行政としてとっていききたいと。

以上で終わります。

○副議長 次に、13番森川一義君。

○13番森川一義君 皆さんおはようございます。

通告により質問をいたします。

私は現在産業建設常任委員長であります、いつまでもほうっておいてはいけないという市民の声ですので、西予市民を代表してあえて質問を行

います。

最初に、市の公共工事の入札の指名について質問をいたします。

西予市議会の議員の関連会社が、市の公共工事の入札に指名をされて工事を行うのはなぜでしょうか。土木や建築業者の中には、仕事がなく夜眠れない方や自殺をした方がおられるのです。水道工事にしても、土木や建築にしても、部長や副市長に対して私の会社を市の工事に指名してくれと注文をつける議員はいないはずなのに、市の工事の指名に入っているのはなぜでしょうか。

また、議員の関連会社を公共工事に何社指名しているのか、正確にお答えください。

議員の会社が関連するであろう市の工事の入札に指名をされて工事をして、公正で公平な政治が行われていると言えますか。今、西予市民は仕事がなく困っているのです。また、仕事がなく傾いている会社が多いのです。西予市民が困っているのに、議員の関連するであろう会社が市から入札に指名されて、堂々と仕事をして利益を上げていいのでしょうか。副市長、明快な答弁をしてください。

私たち議員は、予算や決算を審査して承認することを市民から託された公人なのです。このことは、私たち議員は自覚しています。理事者もわかっているはずです。西予市民に対して恥ずかしくない政治を行ってください。西予市民の生活を第一に考えて政治を行っている三好市政に汚点を残してはいけません。

続きまして、西予市の観光について質問をいたします。

最近、開明学校を訪れる人もふえてきていますが、開明学校を見学してバスに乗って帰っていく人がほとんどです。開明学校から米博など、開明学校からまた次、西予市のほかのところ1カ所でも立ち寄っていただくように工夫をしてみてもどうでしょうか。例えば、開明学校にかまぼこの板の絵を選んで20枚から30枚を展示して城川町へ行ってもらうなど、夏ならば三瓶や明浜のポスターを張って泳ぎに来てもらうなど、重伝建に指定されることを生かして、もっと西予市を知ってもらってはどうか。

私のところに時々県外から西条市宇和町で荷物が来るときがあります。また、松山市の方などは、「せいよし」ではなく「さいよし」と電話が

かかってきます。県外の方は、西予市という市があることを余り知らないのです。

去年の11月に、まじめな議員の集まりである平成市議の会において西予市長の講演があり、西予市長三好幹二ここにありと愛媛県下のまじめな議員に知らしめ、また会場の米博に平成市議の会の議員は皆満足をして帰りました。米博と西予市長の名前は、平成市議の会の議員の頭に残ったはずです。まずは、西予市に来ていただいて、西予市に対してよい印象を持って帰っていただいて、また何人かで来ていただくことです。また、来てみたいと思ってもらうにはどうしたらいいか、これはほかの市でも考えていることです。西予市に来ていただいた人たちに、1年ぐらい経過して西予市のパンフレットを送るなどして西予市の名前を全国の人たちに覚えていただく努力が必要です。平成市議の会の研修のように、県下の各種団体の会に米博を利用していただき、ぞうきんレースも体験していただいたらどうでしょうか。観光産業は、宣伝費ぐらいで、余りお金をかけなくてもできるのです。市長の所信をお伺いいたします。

市民の要望に対しての職員の対応について、続いて質問をいたします。

3年ほど前ですが、市長や副市長の耳には届いていないと思いますが、西予市の職員が市民の要望に対して仕事をしないので弁護士に相談に行った市民の方もおられるのです。平成19年には、幅2.3メートルの道路の格上げを申請して、職員が格付委員会にも上げないので、その地区では職員の職務怠慢と言われています。同じ年の平成19年に、幅80センチのウサギ道いわゆる赤道を特号線とする申請を受け付けた職員もいるのです。その違いは何なのでしょう。私には理解できません。市民の要望を何でも聞く職員と全然相手にしない職員、幅80センチの道路を特号線という申請を受理するということは、職員として仕事の内容を知らないということです。また、幅2.3メートルの道路を特号線に申請が出ているのを委員会に出さないということは、職員が市民の要望を無視するということです。職員の仕事とは何かをもっと自覚して行動すべきです。私は、仕事をしない職員がいれば、はっきりと一般市民に教えています。市長は、市民の要望に対して職員をどのように指導しているのか、無視するよう

に指導していないはずと思いますが、お答えください。一部の職務怠慢の職員のために、西予市の職員皆が職務怠慢と言われないようにしてください。

以上で私の一般質問を終わります。

○副議長 別宮副市長。

○別宮副市長 森川議員の市の公共工事の入札の指名についてのご質問にお答えをいたします。

指名競争入札に係る業者の選定にあつては、西予市建設工事請負業者選定要領及び西予市発注の工事請負契約に係る指名基準に従い、業種、等級別格付、設計金額、地理的条件及び手持ち工事の状況等を総合的に勘案し、公正かつ公平に決定をいたしております。また、業者選定の根拠となる入札参加資格申請書、いわゆる指名願につきましては、企業等の規模及び経営状況のほか、役員構成等に関する資料の添付を義務づけております。したがいまして、指名願の審査の際に、地方自治法第92条の2で定める議会議員の関係私企業の就職の制限、規定の該当の有無は確認をしているところでございます。指名に関して法律上の問題はないと判断をいたしております。

また、本市では西予市政治倫理条例を定め、特に市との請負契約に関しては遵守事項を定めておりますが、これに関しても直接抵触するものではないと考えております。かえって、法令上の制限にかからない企業を合理的な理由もなく市が一方的に指名から除外することは、公平性、公正性に欠けることになりかねないと考えております。ただし、議員が関係する契約につきましては、他市においても議論の対象となった事例もございます。政治倫理条例の具体的な運用と適用については、議員に関するものは議会で取り扱うこととされておりますので、議会内部にて慎重にご協議、ご判断いただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 森川議員2点目の質問、西予市の観光についてお答えをいたします。

まず初めに、昨年12月8日に宇和町卯之町の町並み保存地区が国の重要伝統的建造物保存地区

に選定をされました。全国で86件目になりますが、全国的にも大変注目度の高い地域選定でありますので、今後の観光客増加が大いに期待されるところであります。市といたしましても、これを重要な機会にとらえ、開明学校や民具館など関連施設や周辺地域との相乗効果、また市内全域への観光客の誘致に結びつけていく必要があると考えております。

ご参考までに、平成20年における西予市全体の入り込み観光客数は約230万7,000人となっており、このうち開明学校、米博物館、民具館、先哲記念館の文化の里4施設の入館者数は年間約6万3,000人で、全体の約2.7%になると把握をいたしております。

現在、文化の里を初め観光関連施設におきましても、市内の各施設と連携しながら相互の案内パンフレットやイベント情報を掲示するなど、PRに努めているところでございます。

また、伝建地区との関連では、何よりも市民の皆様が町並みの価値をご理解いただき、地域の誇りと感じていただくことが大切でありますので、市民向けの見学学習会や案内パンフレットの作成等を計画しているところでございます。

次に、観光客誘致の面におきましては、平成18年度から全日空誘遊四国バスツアーを、また平成21年度には日本航空うらか四国バスの各事業を誘致することができ、全日空では4カ月で約3,600人、日本航空では3カ月で約3,300人の方が、全国から卯之町地区を訪れていただいております。ただし、四国全域を周遊するツアーの一環でありまして、滞在時間がおおむね1時間と限られておりますため、町並み周辺以外の波及という面では効果が限られている状況でございます。このほか、市のホームページ、国、県の関連機関や新聞、放送、雑誌等のマスコミ各社、一般企業を通じまして、情報の掲載、発信に努めるなど、西予市の名を広めるため年間を通じ積極的に全国PRに努めているところでございます。

議員ご指摘のように、今回の重伝建地区選定により、全国級での知名度アップが図られますと同時に、当該地区の文化的価値が改めて確認されたところであり、今後は伝建地区をキーワードとする観光情報の発信と観光客の誘致活動に努めてまいりたいと存じております。

次に、3点目の質問、市民の要望に対しての職

員の対応について、市道の格付に関する件についてお答えをいたします。

市では、道路の円滑な管理と適切な建設推進を図るため、西予市の道路格付等に関する規定及び西予市市道認定基準を設け、ご質問の市道の格付及び廃止、認定、変更に対応しております。道路格付等に関する案件が発生した場合は、まず格付規定、認定基準に基づき建設課で内容と書類及び現地を審査した上で、市長の諮問機関であります西予市道路格付専門委員会におきまして審議をいただき、廃止、認定、変更の案件につきましては議会へ上程をいたしております。

なお、市道の格付につきましては、委員会の審議で特号線その他の路線の決定をいただいております。今回のご質問の件につきましては、特号路線の格付に関する要望でありますので、さきの格付規定に基づき、要望路線が格付の要件に該当するか審査をいたしております。審査の結果、特号路線の要件を満たす件につきましては専門委員会へ提案をいたしますが、該当しない件につきましてはその旨を必要に応じて文書にて各区長へご連絡をいたしております。

建設課内での事前審査は、職員が単独で行っているのではなく、規定に基づき同じ目線で取り組んでおります。このことをご理解をお願いしたいと思います。

なお、今回のご質問にあります道路の現況、幅員につきましては、特号路線の認定要件には定めを設けておりませんので、お願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 森川一義君。

○13番森川一義君 参考までにお伺いいたしますが、指名業者は課長が決めるんでしょうか、それとも部長が決めるのかどうかお伺いします。

それから、市が公共工事に指名をしている会社に議員が出社をして仕事をしている場合は、指名から外すべきだと思いますが、その点についてお伺いいたします。

○副議長 別宮副市長。

○別宮副市長 担当課、部長で素案をつくりまして、市長の決裁を受け最終決定をするのが手順に

なっております。その順序でございます。

それから、今2点目でございますが、2点目の質問についてはそういう確認は私どもはいたしておりません。

以上でございます。

○副議長 森川一義君。

○13番森川一義君 市民の立場もありますので、私たち議員も予算や決算を審査して承認することを頭に入れてますので、ぜひ理事者のほうも考えてください。

○副議長 三好市長。

○三好市長 それでは、森川議員のご質問について、非常に疑義がございますみたいですのでお答えをさせていただきますが、先ほども副市長が答弁をいたしましたとおり、この問題については議会内部の政治倫理の問題でもありますので、議会の内部で議論をしていただきたいことを先ほどは申しました。私どもは、行政としては規則等々に基づいて、あるいは要綱に基づいて淡々とやっておりますし、まずその前提は地方自治法に基づいてやっております。それだけをご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○副議長 次に、10番元親孝志君。

○10番元親孝志君 皆さんおはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして理事者の答弁を求めたいと思います。

私今回は、西予市の財政健全化について質問をさせていただきます。

さきの民主党による歴史的な政権交代から既に5カ月余りが過ぎました。今回の政権交代とは市民による無血革命、あるいは平成の維新とまで言わせました。それだけのインパクトと期待感を国民に抱かせたわけであります。しかし、現実には政治と金の問題だけに終始しているのは甚だ遺憾であり、この問題に一日も早くけじめをつけ、

国民が新政権に期待した本来の目的、公約に向かって最大限の努力をいただきたいと心から期待するものであります。

政権交代が、権力、利権を勝ち取るための手段ではなく、真に国政の改革を目指すためであるならば、政権交代を実現するために有権者向けの子ども手当、あるいは高速道路の無料化等がある程度用意されていることはいたし方ないといえども、総理がよく口にされる脱官僚、地域主権については、民主党のマニフェストの骨格をなすものであり、これがあいまいな結果に終われば、日本社会において政治改革はどの政党が政権をとっても半永久的に期待することができないと有権者にあきらめと失望感を抱かせる結果となり、極めて不幸なことであります。そうならないためにも、地方行政議会においてこの際に地域主権を国と一緒にあって是が非でも勝ち取っていかねばならない課題であると考えます。地域主権に向かって国が動き始めたこのとき、地方議会は一体何をしなければならないのか、私たちは真剣に議論する必要があります。議会としてとりあえずしなければならないことは、行政から提出される予算書と決算書の解説を通じて、その成果、結果として住民自治を名実ともに実現していくことであります。そのためには、いま一度予算、決算書をしっかりと見直しをしてみる必要があるのではないかと私は考えます。予算書と決算書ほど行政に関する情報が凝縮されている文章はほかにありません。地方議会において税の使い方を中心とした議論ができなければ、議会の存在理由は半減するでありましょうし、いつまでもたっても地方自治は実現できないことは言うまでもありません。今年度の当初予算は、前年度の決算の反省の上に立って作成されていると考えます。議会による決算の認定とは、行政側の予算執行の責任を解除することでありますので、当然のこととしてこの場においてさかのぼって責任を問うつもりはありません。あくまでもその結果が当初予算にどのように反映されたのかを質問するものであります。

初めに、予算書と決算書以外でもう一つ重要なのが財務分析、財政指標があります。特に、地方財政は全国的に厳しく、全国の地方自治体の長期債務残高、いわゆる地方の借金であります。平成21年度末で197兆円、国と地方を合わせた長期債務残高は816兆円になる見込みでありま

す。国の平成22年度の一般会計総額は9兆2,992億円が見込まれており、新規国債発行額は、先般衆議院を通過いたしました、4兆3,030億円であります。国債依存度は何と予算の48%、過去最高になる見込みであります。

さきの民主党の事業仕分けにわかるように、歳出を削ることがいかに大変かを見れば、今後においても国債依存度が減少することはほとんど期待できません。半永久的に借金体質を維持することが果たしていつまで可能なのか、疑問に思えて仕方がありません。

西予市の普通会計における財政指標について公債費負担比率が20年度決算時点で20.7%であります。前年度対比で1%減少、改善の傾向にあります。しかし、指標の見方の説明文によれば、15%以上が警戒ライン、20%を超えると危険ラインと書かれております。であれば、20.7%は危険水域にあるということになります。

また、別の指標として経常収支比率というものがあります。これは言うまでもなく、財政の弾力性を判断する指標であります。西予市が建設的投資にどれくらい柔軟性があるかという指標であります。20年度決算時点で90.2%となっております。国が示す基準では70%から80%が妥当とされておりますので、これも高い水準にあることが読み取れます。全体的には西予市が特に問題があるとは思いませんが、指標を算出する際の分子に当たる義務的経費、すなわち職員給与費、扶助費、公債費の割合が高どまりで推移していることに改善の必要性があると思われます。

西予市の予算内訳を見れば、約75%が依存財源で賄われております。特に、地方交付税は20年度決算額で118億1,330万円、歳入総額の半分を占めています。大変ありがたい交付金ですが、国が歳入の50%近く毎年借金をして、その借金をしたお金を地方に分配していることを考慮すれば、これを素直に喜んでいいのかどうか疑問を感じます。国の財政は、イタリアを抜いて先進主要国で最悪であります。既に、国債破綻という言葉も新聞、雑誌等で目につくようになりました。何かのきっかけで国が基準の見直しを行えば、たちまちにして地方財政は大混乱を引き起こしかねません。

言うまでもなく、地方交付税制度とは、国と地

方の財政力の豊かな自治体とそうでない自治体の均衡を図ることを目的として制度化されたものであります。交付税額の決定は、基準財政需要額と基準財政収入額を算定し、その差額を財源不足額として国から地方に分配されております。平成21年度の地方交付税の不交付団体、都道府県では東京都だけであり、市町村では151市町村が不交付団体になっております。本来、基準財政需要額は基礎的な自治体運営に係る経費を積み上げて算定されるべきものであるもので、過去において景気対策や地域活性化の事業を実施しやすくするために基準財政需要が大幅に引き上げられ、その結果財政規律が緩んでいると一部で指摘をされとります。また、歳入面においては、交付税を受け取ることによって、地方税収の75%から80%は基準財政収入額とみなされるため、その部分は交付税が減額され、結果的には地方に残る留保率というものは20%から25%にしかありません。

以上を見てきたことから、以下の点についてお伺いをいたしたいと思います。

まず、1点目として、民主党政権の政権運営について市長の所見をお伺いいたします。

2点目として、西予市が公表している財政指標について、これら全体を通して、市民としてどのように理解をしておけばいいのかお伺いをいたします。

3点目として、歳出面で基準財政需要額が大幅に引き上げられていると先ほど述べましたが、その理由といたしまして不交付団体が余りにも少ないということが挙げられます。常識的に考えれば、都道府県の3分の1、あるいは市町村で半分くらいは不交付団体であるのが当然と思われます。これは、基準財政需要額が当初余りにも過大である結果ではないでしょうか。所見をお伺いいたします。

4点目として、財政指標を大きく左右する義務的経費、すなわち職員給与費、扶助費、公債費の割合が高どまりで推移していることに対して、理事者の考えと今後の改善計画についてお伺いをいたします。

5点目として、さきに述べたように、地方交付税額は基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額で決定されます。意地悪く解釈すれば、自前の税収を少しでもふやす努力をすることより

も、電卓を前にして、より緻密に基準財政需要額をふやすことを考えるほうが、結果的には地方交付税額は確実に増額されます。そうした傾向に自治体が陥っていないかどうかお伺いをいたします。

6点目といたしまして、西予市の標準財政規模は20年度決算額で155億5,834万円ですが、一般会計の決算額は238億7,008万円になっております。標準財政規模とは地方公共団体が通常の行政サービスをするのに必要な一般財源の額と説明書に書いてありますが、この差額分83億1,174万円というのはどのようなお金と理解すればいいのかお伺いをいたします。

7点目、最後になりますが、行政にはいろいろな仕事、役割があります。その中でも特に重要なものが、行政は経済の調整弁であるということであろうと思います。景気が良ければこれは民間に任せておけばいいわけでありまして、景気が悪くなれば財政出動によって景気を刺激する、これが重要な役割であると私は思います。今の経済状況というのは、2008年9月15日のリーマン・ショック以来、恐らく戦後最悪になっております。平成20年度決算年度末現在で、市の積立基金が53億2,629万円になっております。このような厳しい状況下でございますので、基金、特に地域振興基金が8億2,990万円あるわけでございますが、これを活用してこの疲弊した地域振興を図ってはどうかと私は考えますが、理事者の答弁を求めたいと思います。

以上で質問を終わります。

○副議長 三好市長。

○三好市長 それでは、元親議員の民主党政権の政権運営についてご回答をさせていただきます。

民主党を中心とする政権が誕生いたしました7カ月近くになってまいりました。この政権を誕生させたのは国民の意思であり、従来の政権の閉塞感から解放したいと思う投票行動のあらわれだったと、その結果であろうと思っております。地方自治体の市長の立場で政権運営の是非について議場で発言するのは差し控えるのが適切であろうと思っております。一般論、客観的な状況だけ言わせていただきますと、政治と金、普天間基地移

設問題、マニフェストの変更、脱官僚依存度など、国民は厳しい目を向け始めたように感じます。そのあらわれが、鳩山内閣の支持が5割を割り、不支持とか逆転した世論調査であります。ただ、民主党の支持はそれほど低下しておらず、自民党との差が相当開いていることを勘案しますと、国民は民主党の改革に期待感を持ち続けていると見てとれます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 清水総務企画部長。

○清水総務企画部長 それでは、元親議員の財政全般についてお答えをいたします。

まず、財政指標についてであります。公債費負担比率は公債費に対する財政負担の度合いを示す指標の一つでありまして、一般財源のうち公債費に充当された割合を言いますが、その率が高いほど財政運営の硬直性の高まりを示すもので、一般的には20%が危険ラインとされております。平成20年度の県内11市の平均は18.8%であります。本市は、先ほど議員もおっしゃったとおり、20.7%となっております。今後、大型事業や建設計画に伴う普通建設事業に対する公債費が増加することが見込まれており、また市税や地方交付税等の一般財源の減少も懸念されているところでもありますので、地方債の発行には十分留意する必要があると考えております。

経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す指標で、毎年度経常的に収入される地方税、交付税等の一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に充当されました一般財源の割合を示すもので、この比率が高いほど臨時的財政需要や住民のニーズなどに対応した事業の実施が困難となってまいります。そこで、平成20年度の県内11市の平均は89.6%でございます。本市が90.2%となっていることを十分認識いたしまして、今後とも定員適正化計画による人件費削減を図る一方で、また少子・高齢化の進展による社会保障費の自然増に伴う扶助費の増加や、先ほど説明いたしました公債費の増加が見込まれるところでもありますので、さらに財政健全化指針及び第2次行政改革大綱に示した90%未満を目標に慎重な財政運営を行う必要があると考えております。

特に、平成19年に制定された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4つの財政健全化判断比率が重要な指標となることを踏まえまして、平成18年度から導入いたしました行政評価システムの継続運用により、事務事業全般の徹底した見直しや各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源のめり張りある配分と経費支出の効率化に徹し、特別会計、企業会計、第三セクター等を含めた財政全体の健全化を図っていかねばならないと考えております。

次に、2点目といたしまして、基準財政需要額についてであります。地方の自主財源の基本であります地方税は、経済活動の集積度の違いなどにより、法人関係税を初め、地域間で財源の偏在が大きく、平成19年度では人口1人当たりの税額では東京都27万円に対し沖縄県8万3,000円と3.3倍の格差が生じております。同様に、標準的な行政運営に必要なお金を自力で集める度合いを示す財政力指数も著しく異なっております。西予市の平成20年度の指数は0.279で、極めて財政力の弱い自治体と言えます。地方交付税は、地方公共団体間のこのような財源の不均衡を是正し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障あるいは調整するためのものであります。基準財政需要額の性格及び算定上の基本的考え方は、各地方公共団体において現実に必要な経費の額を算定するものではなく、標準的な人件費、行政経費を算定するもので、主に義務的性格の強い経費や普遍性の高い経費を算定の対象とされているところであり、基準財政需要額は課題であるとの認識は持っておりません。むしろ、現在の算定項目、算定方法について、過疎、高齢化が進んだ地域や財政の厳しい地域等条件不利地域へのさらなる配慮がなされ、実情に応じ重点的に配分されることを国に対し強く望むものであります。

次に、3点目の義務的経費についてであります。義務的経費は、その支出が義務づけられ、任意に節減できない経費であり、極めて硬直性の高い経費であります。人件費、扶助費、公債費の占める割合が高ければ経常的経費の増大傾向は強く、財政構造の悪化につながります。本市の場合、平成20年度の経常収支比率90.2%の占める割合は、人件費29.3%、公債費23.7%、扶助費4.5%で、経常一般財源全体の約

6割、正確に申しますと57.5%を占めております。先ほどの財政指標のところで申し上げましたとおり、今後も高どまりが想定されておりますので、行政改革大綱に沿って徹底した見直しによる歳出削減に努めることが重要であると考えております。

次に、4点目であります。基準財政需要額をふやす傾向にあるのではとの質問でございますが、基準財政需要額の算定は、各地方団体の財政需要を合理的に測定するため、各行政項目別にそれぞれ設けられた人口、面積等の測定単位というものがありますが、この測定単位の数値に必要な補正を加え、それに測定単位ごとに定められた単位費用を乗じた額を合算することによって行われます。したがって、地方公共団体ごとの個々の具体的な財政支出の実態を除いて、自然的、地理的、社会的諸条件に対応する合理的かつ妥当な数字における財政需要として算定されており、任意に増減できるものではないと考えております。

次に、5点目の決算額と標準財政規模についてであります。普通会計の決算額と標準財政規模の差は、主に国県支出金、地方債、負担金、使用料等の使途が特定されている特定財源であります。

次に、6点目の地域振興基金の活用についてあります。地域振興基金は、合併特例債を活用しまして、合併関係市町村における地域振興と地域住民の一体感の醸成を図るための事業に必要な財源とするために積み立てる基金であり、平成21年度末の積立額は9億8,276万3,000円を見込んでおります。積立限度額は、合併後14年間で約30億4,000万円となっており、今後財政状況を見ながらできるだけ多く積み立てを行っていききたいと考えております。

一方、基金の取り崩し、いわゆる活用であります。積立金運用益に加えまして起債償還額を限度に地域振興に係るソフト事業への活用が認められたことによりまして、平成19年度以降で約1,723万7,000円を取り崩しまして、誇れる地域づくり事業等の財源として活用してまいりました。今後においても、誇れる地域づくり事業を初め限界集落対策事業等、地域活性化及び地域振興事業に有効活用していききたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 元親孝志君。

○10番元親孝志君 それでは、まず1点お伺いしたいと思いますが、ここの場というのはある意味で政治の場でございますので、市長先ほど答弁は控えさせていただきたいというふうな答弁でしたが、それも配慮しながら再質問させていただきたいと思います。

きのうの市長の議会の招集のあいさつの冒頭にも民主党の政権交代について述べられておりました。今回の政権交代については、人それぞれにいろいろな思い、考え、解釈等があると思いますが、私ひとつ思うことは、戦後55年体制という自民党一党支配がずっと続いてきたわけですが、その背後に社会党という政党がございまして、自民党と社会党による戦後復興と、そして戦後高度経済成長を達成してきたというふうに私は思っております。しかし、時代は変遷がありまして、米ソの冷戦構造というものが解消されることによって、社会党の一つの使命が終わったということで、社会党はその後党名を変えまして現在に至っておるわけですが、自民党に関しましてもやはり戦後55年体制以降、東京一極を中心として官僚主導の集権国家として今日までやってきた。ところが、第2の開国とも思えるグローバル経済ということによって、その機能が機能しなくなった、そのことによって一つの政権交代がなされたのかなというふうに私は思っております。

そこで質問したいんですけれども、今国では与党は言うまでもなく民主党であります、地方の47都道府県においては野党である自民党がその地域の政権与党になっておるということで、国と地方が完全にねじれ現象を起こしております。こういう状況の中で、この非常に厳しい経済情勢の中で、日本が突き進んでいく上においてこれでもいいのかどうかということを私は個人的に心配するわけですが、西予市の市民の利益の代弁者であります三好市長といたしまして、そのことに対して市長のお考えを再度お伺いしたいと思います。

○副議長 三好市長。

○三好市長 元親議員の質問でございしますが、冒

頭に申しましたとおり、国の問題についてこの場でっていうのは先ほど答えたところでありますが、西予市限定のところから入らせていただいて少しご回答をさせていただいたらいと思いますが、戦後史という考え方から言われますと、元親議員が今ご説明されたとおりだと私も思っておりますし、その中でやはり今後、今回の政権交代が新たな戦後史から解放される時代に来ておるのかなというような感じも私もしております。

また、国と地方の政治的なねじれというのは今後どうなるかについては、この場であえて言える立場でもありませんけれども、現実問題として地域経済が疲弊をしておる、その疲弊の大きな原因が、今の国政における混乱が早期に経済対策が打てないという側面もあるということについては非常に遺憾であると思っております。ただ、私どもの西予市の中で言いますと、国の交付金を受けてある程度の事業が今できておると、下支えがある程度できておるという自信を私自身は持っております。だから、そのことについて今後とも一生懸命下支えをしながら、地域経済がなお一層疲弊できないようなことについても、議員の皆様方ともいろいろご提案をいただきますと同時に私どもも一生懸命やっていきたい、このような思いであります。

以上です。

○副議長 元親孝志君。

○10番元親孝志君 2点目についてお伺いをしたいと思います。

今ほど総務部長のほうから詳しく説明をいただいたわけですが、ただ、私何でこういう質問をしたかということ、地方自治法ですとか地方交付税法とかいろんな法律があって、自治体というのは網の目のように法律で縛られておまして、はしの上げ下げまで規定されておるとというのが今の地方自治体の現状ではないかと私痛感しておるわけですが、その中の一つに、行政は議会とか都道府県あるいはまた市民に対して予算書を公表しなければならないというふうなことを地方自治法に書いてあります。当然、義務的にでもそれをやらなければいけないわけですが、今回3月の定例議会が終わりますと、その予算書についてまた広報せいで一般の住民の方に

公表をされるわけですが、これは公表は確かにされておりますけれども、読む側はほとんどわからないというのが実情だと思います。これは、議員である私もなかなか難しいわけですから、市民はさらさら難しい。本来ですと、こちら辺にももう少し創意工夫が要るのかなと思いますが、これは全国の自治体どこも全く同じ形式で報道されておりまして、円グラフかせいぜい棒グラフでしか表示されてない。たまに気がきいた、インターネットで今全国のが見れますが、読んでみますと、言葉の説明とか解釈法を書いてあるぐらいでございまして、やはりこれは自治体が本当に住民に自治体の状況を知らしめようとする意図ではないということを私は感じます。ですから、もう少し住民向けに創意工夫なり思いやりが要るんじゃないかなと。そういうことで、今回質問しますと改めてその実態というのがわかるわけですから、私そういう形で質問をさせていただいたところでございます。

その中で1点だけ質問させていただきたいと思いますが、今ほども市長から答弁がありまして、厳しい経済情勢の中で市としても一生懸命やりたいという言葉いただきましたので、それで事は十分かとは思いますが、今私は非常に心配をいたしておりますのは、地方の企業というんですか、農業でもそうですけども、本当に実態というのは厳しい。私がこれは調査したわけではございませんけれども、西予市のそれぞれの事業体なり団体なり職業において、これから5年後あるいは10年後に、今やっておることが今以上になると思いますかというふうなアンケートをとったとしたら、どれくらいな人がこれから先が今よりよくなると回答されるのかなというふうな思いがいたしております。それぐらい今地域経済というのは非常に先行き不透明でありまして、私ここでお願いしたいのは、市の行政の中で総合計画書というのがありまして、これは市長のマニフェストを反映されて今確実に実行されておりまして、その成果も上がっていること十分に認めるわけですが、この総合計画書、例えば基本理念が5つありますが、これらをさらに総合的に一言で言えば、西予市がやらなければいけないのは住民の安心と安全と快適な生活空間の確保、維持ではないかなというふうに思います。その中で、今一番安全・安心が脅かされているのが現役世代やないか

なというふうに私は思っております。本来、これは高齢者世帯向けに使われてきた言葉であろうと思いますが、今非常に先ほど言いました厳しい経済状況下の中で、やはり現役世代の安心・安全というものが今担保されてないということを私はみずからを含めて痛感しておるわけですが、これは全国の地方どこでもそうだろうと思いますが、やはり喫緊の危機的状況にあるわけですから、ここは緊急経済対策、西予市も産業創出課等もつくっていただいております、対応いただいておりますことはよくわかりますけれども、やはり緊急なこういった経済支援、あるいはまた将来に向かって伸びていく成長産業の育成ですとか導入、そういったものに対して格段の配慮をいただかなければ、これからの将来非常に厳しいと私は個人的に判断をいたしております。再度くどいようですが、そのことを踏まえて市長の答弁をいただきまして質問を終わりたいと思います。

○副議長 三好市長。

○三好市長 それでは、元親議員の第2番目の再質問についてお答えをさせていただきます。

経済情勢が厳しいというのは私も共通認識でございまして、それに対して市としても一生懸命しなくてはならないという気もいたしております。経済自身、全体の日本経済という一つのことから考えますと、経済はやはりトレンドでありますから、常によくなったり悪くなったり一つの周期があるわけであります。その中にずっとあり続けて、ようやく上に向いたかなというような流れが、この企業の決算状況等々を見てみますと、これはあくまでも上場企業の決算をずっと私も今見させていただいておりますが、その中では見てとれ始めましたような気がいたします。ただ、これも2番底があるかどうかというような問題も含めてあるわけありますから、それは国の経済施策としてしっかりやっていただいて、金融政策を含めて国の問題であると、このように思っておるわけあります。私たちの地域は、ともあれ結構緊急対策もやらせていただいております。例えば畜産についても、例の飼料の高騰も含めてありましたものですから、畜産関係の緊急対策もやらせていただいたというようなこともございますし、漁業の関係で言いますと、漁業の経営

者に対してその従業員の雇用保障をする意味で月々1万円、年間12万円、いわゆる社会保険の一部になるようなことも今続けておるような状況でありまして、あるいは新規に事業を創設しようとする方については、最初の導入資金として例えば100万円を補助いたしますよというようなことも創設しておるわけであります。

また今回、以前から何回も私も申しておりますが、例えば明浜、三瓶のミカン地帯については、モノラックをすべて要望に対してはやっていって、ミカンの方々の基礎的な支えもやっていこうというようなこともさせていただいておるところでございます。結構細かいところはやっておると思っておるわけであります。ただ、ご案内のとおり行政というのはすべて賄い切れるだけの財力があるわけではありません、特に市のレベルは。だから、その辺のところをまたご理解もいただきながら、少ない金でも最大の効果が上がるようにやるのが行政の役割でありますから、この税をいかに有効利用するかということをお互い同士が考えて進めさせていただいたらと、このように思うわけでございます。

以上です。

○副議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午前10時33分）

○副議長 再開いたします。（再開 午前10時45分）

次に、2番二宮一朗君。

○2番二宮一朗君 公明党の二宮一朗でございます。議長より許可をいただきましたので、大きく4つの項目について一般質問をさせていただきます。

1点目に、介護保険についてお伺いをいたします。

現在1,300万人といわれる75歳以上の高齢者は、団塊の世代が75歳を迎える2025年には約1.7倍の2,200万人になると予測されており、それに備えての社会保障制度の抜本的な改革が急務だと考えます。中でも、介護保険制度は高齢者の生活に欠かすことのできないサービスではありますが、制度施行10年を迎えている介護の現場には問題が山積をし、深刻の度合いも増してきております。このような背景から、公明

党では昨年11月から12月にかけて、全国の3,000名を超える私たち地方議員が中心になって総点検運動の一環としての介護に関するアンケート調査を行い、介護にかかわっておられるそれぞれの立場の皆さんの問題点や改善すべきご要望などを聞き取り調査させていただきました。全国で約10万件の現場の声を踏まえた政策提言として新・介護公明ビジョンを作成し、2月24日に鳩山首相に手渡しました。鳩山首相は、大いに政府として参考にする、具体的な内容については早速厚生労働省に検討を促したいと述べられておりました。

また、愛媛県内においては、128の介護事業者、438名の介護従事者、介護家族や要支援者は305世帯、また19の自治体において街頭アンケートや聞き取り調査をすることができました。その県内のアンケートの結果の総括を見ますと、街頭アンケートの結果では、介護を受けたい場所を自宅とされたのが51%、入所系介護施設が41%、要介護認定者家族では、自宅介護を行う家族の負担軽減を求める声が多い。介護事業者の皆さんからは、事務の軽減や公費負担の増額を望む声が多く、従業員の平均勤務年数が3年以下の事業所が3割あることも判明をいたしました。介護従事者の皆さんは、38%の人が介護の仕事にやりがいを感じ、仕事を続けたいと望んでおりますけれども、現実には離職者も多く、74%の離職者が、収入が低い、心身の負担が大きいと感じていることが浮き彫りになっております。また、市町村に対する調査では、住みなれた地域で安心して暮らせるシステムの構築を目指す自治体が多いことなどもわかりました。介護保険の制度自体は、国の方針決定によるところが大きいことは当然でありますけれども、西予市の地域性や高齢化のスピードを考えますと、全国の模範となる西予の介護を目指し、市民と行政が連携をし、西予市発の介護モデルを構築することが必要だと考えます。

そこで、以下の点を質問をいたします。

1、西予市の介護保険事業の確認と推進状況、その問題点があればその解決に対しての施策や取り組みへの考え方。

2、介護の申請から認定までに要する期間の現状と時間短縮のためにどのような手だてを講じておられるのか。

3、地域で暮らせる環境を拡大するためには小規模多機能施設の設置促進が必要だと考えますけれども、その取り組みをどのように考えておられるのか。

4、認知症の予防や介護予防など元気な高齢者をつくるための現状と課題、今後の取り組みへの考え方や施策をお伺いします。

5、在宅介護者やその家族の負担の軽減に対する取り組みや施策はあるのか。

以上、5つの点について答弁をお願いをいたします。

大きく2つ目、火災報知機の設置状況についてお伺いをいたします。

総務省消防庁は、消防法の改正により、2011年6月までに設置が義務化された住宅用火災報知機の普及率について、2009年12月時点での推計結果を発表しました。全国の普及率は52%で、前回2009年3月の調査から6.1ポイントふえたものの、条例で既に設置が義務化をされた自治体でも60.8%にとどまる結果になっております。

最近、新聞、テレビなどで火災の報道をよく見かけますけれども、住宅火災による被害が後を絶ちません。ことしは特に寒いからでしょうか、住宅火災による悲惨な結果が多く目につくように思います。消防庁が発表した平成21年1月から9月における火災の概要を見てみますと、総出火件数は3万9,694件、前年比898件の減少、火災による総死者数は1,397人、123人の減少、住宅火災による死者数は754人、95人減少といずれも昨年を下回ってはおりますが、このうち65歳以上の高齢者は449人で、住宅火災による死者数の59.5%を占めております。また、6割以上が逃げおくれによって被害に遭われており、時間帯では午後10時から午前6時までの就寝時間帯に多く発生をしております。今後のさらなる高齢化の進展に伴い、さらに増加をするおそれがあると考えます。このような状況に対応するため、住宅火災報知機の設置及び維持が義務づけられており、火災を早期発見し、消火器などで市民による初期消火を行えば、西予市の火災の発生の抑止になることや、また発生しても被害を最小限に抑えることができるなど、西予市の皆さんの安全・安心のまちづくりにも大きく貢献すると思えます。

そこで、以下の点を質問をいたします。

1、推計結果によると西予市の設置率は41.7%で、愛媛県内では3番目の設置率にはなっておりますけれども、2011年6月の義務化全面施行に向けての取り組み状況と普及向上への問題点があればお伺いをいたします。

2点目として、西予市が取り組んでいる1個1,000円、世帯当たり2,000円の補助事業の進捗状況と、また市営住宅への設置状況はどのようなになっているのでしょうか。そして、生活保護世帯などの生活弱者に対する取り組み、施策の考え方をお伺いをいたします。

大きな3点目として、国の2010年度予算の西予市への影響について何点かお伺いをいたします。

来年度予算については、鳩山政権にかわってから、事業仕分けで無駄の削減を行い、また首相は命を守る予算と言われております。今国会においては、政治と金の問題が議論の中心にはなっておりますけれども、一昨日に何とか衆議院で成立をいたしました。が、その中身はというと、今までの事業の継続に支障を来すような予算が見受けられ、国民の命とか安全・安心といった本来国民を守るべき国の責任に疑問符をつけなければならない予算になっているように感じております。その中で3点について、西予市の事業にどのような影響があるのかをお伺いいたします。

1点目、まず子ども手当であります。

政府は、2010年度から子ども手当をスタートさせますが、その財源や給付の方法について、当初全額国庫負担、地方には負担させないと明言をしていたにもかかわらず、来年限りの暫定措置とはいえ、一方的に地方に負担を求める結論を出しました。しかも、その支給方法については、子ども手当と現行の児童手当を併給させるという変則であり、極めて遺憾に思います。

また、地方の意見を十分に聞くこともなく決定をするやり方は、地方と国の信頼関係を著しく損なうものであり、地方主権という言葉とは裏腹な今回の対応は、まことに残念でなりません。

そこで、以下の点をお伺いをいたします。

1番として、児童手当との併給によって、事務の作業が大変複雑になり、行政の担当者には大変な負担になると思います。6月支給に向けての対応が間に合うのでしょうか。また、児童手当を受

給されている方や中学生のいる方、申請方法などの混乱をされないような周知をしなければなりませんけれども、その方法はどのようにされるのかお伺いをいたします。

2点目として、今回政府が子ども手当を決定したこの経緯に対して、行政を預かる立場としての三好市長のご所見をお伺いをしたいと思います。

2点目として、学校の耐震化についてお伺いをいたします。

政府の来年度予算の中身を見てみますと、4月以降に着工予定だった全国の公立小・中学校約5,000棟の耐震工事のうち、2,800棟相当分が先送りされているようであります。鳩山政権は命を守ると言いながら、子供の安全は後回しにして、何が高校の無償化なのでしょうか。

西予市では、優先度調査に基づき、耐震化計画を進めていただいておりますけれども、その計画が来年度以降どのような影響があるのかをお伺いをいたします。

3点目として、がん検診の無料クーポンについてお伺いをいたします。

昨年度から行っております乳がん、子宮がんの検診の無料クーポンは、がんの検診率向上に向けてスタートをしたばかりではありますが、多くの自治体で検診率の向上に効果を上げている事業であります。2月21日の愛媛新聞に県内の無料クーポン対象者の受診状況が出ておりました。愛媛県の平均では、乳がんが20.6%、子宮がんは11.6%とまだまだ低い中、西予市の受診率は、乳がん44.1%、子宮がん27.8%でいずれも県内トップの受診率になっており、大変それを見てうれしく思いました。また、それに対して担当部署と担当者のご努力に敬意を表したいと思っております。

ところが、国の来年度予算ではこの事業予算が3分の1近くの76億円にまで削減をされているようであります。この乳がん、子宮がん検診の無料クーポンの事業は5年計画でスタートをしたものであり、5年間継続されないと不公平にもなってしまいます。西予市において今後の事業継続には影響がないのでしょうか、お伺いをいたします。

大きな4点目、最後になりますけれども、子宮頸がん対策としての予防ワクチンの助成についてお伺いをいたします。

子宮頸がんは、日本で年間約1万5,000人が発症をし、約3,500人が亡くなると推計をされ、主な原因はヒトパピローマウイルスの感染と特定をされております。この予防ワクチンは、子宮頸がんの原因の約7割を占める16型と18型のウイルスに対するもので、がん検診とのセットではほぼ100%の予防ができると言われております。公明党は今まで、このワクチンに対して国に対して要望をし続けておりましたけれども、昨年10月にやっと厚生労働省が予防ワクチンを承認をし、12月には発売がされております。これをきっかけとして、全国各地で公費助成を始めている自治体がふえてきております。もちろん、国として公費助成を行うことが大切だと思いますし、今後もさらに求め続けていきたいとは思っておりますけれども、国の決断を早く促す意味においても、我が西予市におきましては早期に公費助成を実施すべきだと思いますけれども、お考えをお伺いをしたいと思います。

以上、項目多岐にわたりますけれども、ご答弁をお願いして一般質問とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○副議長 炭倉生活福祉部長。

○炭倉生活福祉部長 二宮議員の一般質問に対しましてお答えをさせていただきます。

大きな1つ目、介護保険についての1点目、西予市の介護保険事業の確認と推進状況、問題点があればそれに対しての施策、取り組みの考え方についてであります。介護保険制度につきましてはご案内のとおり、平成12年4月から施行され10年が経過しようとしております。法律制定の趣旨といたしましては、人口の高齢化の進展に伴って寝たきりや認知症などにより介護を必要とする者が急速に増加している、このことは核家族化の進展等により家族の介護機能の変化などと相まって介護問題をより深刻化させる一因となっており、当時は今以上に介護問題が国民の老後生活における最大の不安要因となっておりました。また、高齢者に対する介護サービスは老人福祉と老人保健の2つの異なる制度の下で行われていたが、利用の手續や利用者負担の面で不均衡となっているなど、利用者の立場に立った総合的なサービス提供、サービスの利用のしやすさ、効率的

なサービス提供の観点から、さまざまな指摘がされてまいりました。長寿社会となって、だれもが相当程度の確率でみずからが介護を必要とする状態となり、また介護を必要とする状態となった老人を持つ可能性があり、加えて今後とも急速に高齢化が進むことから、介護を必要とする者のさらなる急増が見込まれ、これらを踏まえ現行制度の再構築を図り、国民の協同連帯の理念に基づき、社会全体で介護を必要とする者を支える新たな仕組みとして介護保険制度を創設することとしたものであります。介護保険の運営主体は市町村であることから、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、3年間を1期とする介護保険事業計画を定め、その都度の確認と介護サービスの整備計画を定めています。本市においては、高齢者人口が平成12年30.27であったものが、現在35.89%、要介護認定者も1,880人から2,758人と県内の他市町に比べて急速な高齢化が進んでいる状態であります。平成18年度の第3期計画期間から予防重視型システムへの転換が大きな改正点とされ、介護が必要となる状態になる前の予防や今以上に要介護状態が進まないよう介護サービスの内容の充実が図られたところであります。しかし、要介護認定者の認定率も年々上昇しており、この状況に相まって介護給付費も平成12年と平成21年を比較しますと約2倍の44億円まで伸びるものと予測しております。また、現在の特別養護老人ホームと介護老人保健施設の入所希望者は350名程度おられますが、施設の整備については国の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保することの基本的な指針により抑制されていることや施設整備を推進することにより保険料の大幅な上昇となることから、地域においてマンパワーを生かして、住みなれた地域において在宅生活の推進をできる限り継続できるシステム構築を検討してまいります。

次に、2点目ではありますが、介護申請から認定まで要する期間と時間短縮のための手だてを講じているかということですが、申請に対する処分は当申請のあった日から30日以内にしなければならない、いわゆる要支援、要介護認定を行うものの期間が介護保険法第27条により定められております。申請には、心身の状態により何らかの支援、介護が必要となった場合に行う新規申

請と、現在認定を受けている者が現在の要介護度でいいのかを改めて認定を受けるため更新申請等から成り、本市においては平成20年度の実績において3,800件に及ぶ申請を受け付けて、市職員及び嘱託職員による調査、自宅や施設を訪問し、場合により家族や施設職員の立ち会いのもと、麻痺や拘縮の状態等の67項目において聞き取り調査を行い、これと並行して主治医意見書の依頼と入手を行っております。医療・保健・福祉の専門職から成る介護認定審査会を毎週火曜日に開催し、その結果を通知しています。迅速な事務処理を行うため、認定調査については必要度の調査員を確保し、主治医意見書の遅延については早期提出を医師に依頼し、介護認定審査会の運営については審査委員に事前に資料を送付し、審査会前に資料の確認をお願いしています。が、認定結果を急ぐ場合におきましては、審査の当日提出により審査を行っております。今後も申請から認定結果通知までの期間が30日以内に処理ができるよう、事務処理の効率化はもちろんのこと、早期の認定結果通知に努めてまいります。

次に3点目、地域で暮らせる環境を拡大するためには小規模多機能施設の設置、促進が必要だと考えるが、その取り組みをどのように考えているかですが、小規模多機能型居宅介護につきましては、平成18年度の制度改正により、介護サービス種別のうち、地域密着型サービスの一つとして整備が可能となりましたが、このサービスは通いを中心として、要介護の状態や希望に応じて随時訪問や泊まりを組み合わせる介護サービスを提供するものであります。1事業所の登録者数は25名以下で、そのうち通いの利用者は15名まで、泊まりの利用者は9名とされているほか、必要に応じて各家庭を訪問する必要があります。登録者は医療系サービスを除いた他のサービスが利用できないほか、サービスの利用回数や日数にかかわらず月額定額の利用額が発生するなど、利用者負担や市の介護保険財政を圧迫する可能性があります。また、この事業所を運営するには、他の事業所と比べて多くの人員配置が必要であり、単独では赤字経営となると思われ、他の介護サービス事業との組み合わせが必要となることから、他市町の整備状況も踏まえ、慎重に取り組む必要があるものと考えております。このような状況から、介護が必要となったときに介護保険施設等に

入所することなく、国民年金のみの収入の方であっても、地域の空き家等を利用し食事の提供や入浴の介助等を地域住民で介護資格を有する者の支援を受け、介護者にはある程度の対価をお支払いし、少ない負担で在宅において可能な限り生活が維持できる、まさに住みなれた地域で安心して暮らせる支援体制を市民と行政が一体となって構築していきたいと考えており、平成24年からの第5期介護保険事業計画策定に向けて、担当課が調査研究をすることといたしております。

次に4点目、認知症予防や介護予防で元気な高齢者をつくるための状態と課題、今後の取り組みについてであります。認知症予防や介護予防事業については、平成18年度から介護予防重視型システムへの転換を図ることを目的として創設されました地域支援事業の中で取り組んでいるところであります。事業内容につきましては、運動機能を向上させるための事業として、筋力向上トレーニング事業、水中運動教室、からだシャキッと教室など、また口腔機能の向上事業や栄養改善を図るための食生活改善事業、次に閉じこもりを防止し、認知症予防を図るための事業等、さまざまな角度から高齢者の方に元気で暮らしていただくための施策に取り組んでいます。課題といたしましては、事業参加者の交通手段の確保が困難なことから、市内の高齢者に等しく事業への参加機会が確保できない状況にあります。そこで今年度からは、介護予防バスを運行することにより、宇和町の方が三瓶病院で実施する筋力向上トレーニング事業に参加したり、城川町のほうでクアテルメで実施する水中運動教室に参加できるようにするなど、改善を図っているところでございます。今後の取り組みといたしましては、高齢者が身近な場所で介護予防に取り組めるよう、予防事業の内容の見直しや、事業の受託先と調整を図り、公民館等より身近な場所で参加できるよう検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に5点目、在宅介護や家族の負担軽減に対する取り組みや施策はあるのですかということですが、在宅介護者や家族の負担軽減につきましては、さきに申し上げました地域支援事業の中で、経済的負担の軽減と心身的な負担の軽減を図るため、家族介護用品支給事業、在宅寝たきり老人等介護手当支給事業、家族介護教室等を実施しております。事業内容としましては、家族介護用品支

給事業は、在宅の寝たきりや認知症の高齢者を介護している家族に対し介護用品を支給するもので、市民税非課税世帯に属する要介護者4、5の介護をしている者について、年額3万円を上限として紙おむつや尿取りパッド、清拭剤などを支給しております。

次に、在宅寝たきり老人等介護手当支給事業につきましても、所得区分や同様の市民税非課税世帯に属する要介護者を介護している者に対して、月額1万5,000円を支給しているものでございます。また、心身的な負担の軽減を図るため、同様の寝たきり老人を介護する者の集う場所を提供し、情報交換を行ったり、介護に対する知識、技術を習得することを目的に実施をしております。

次に、大きな3点目の国の2010年度予算の影響について、③のがん検診の無料クーポンについてであります。平成21年度受診率向上を図るため、一定の年齢の女性に対して女性特有の子宮頸がん及び乳がん検診の無料クーポン券及び検診手帳を交付してまいりました。議員ご指摘のとおり、平成22年度につきましては、21年度の補助率10分の10から2分の1に削減するという寂しい内容であります。一方、市町負担分の2分の1を交付税措置するとの情報も得ており、今年度同様、一定年齢の女性すべてに対して無料クーポン券及び検診手帳を交付できるよう当初予算に計上をしております。

大きな4点目ですが、子宮頸がん対策、予防ワクチンの助成についてであります。がんの主な原因はヒトパピローマウイルスであり、ワクチン接種により約7割を占める16型と18型タイプが予防できると言われております。予防効果は非常に高く、検診との併用は効果があると認識しております。しかしながら、接種対象年齢が11歳から14歳、接種回数も3回必要であり、費用も1回1万5,000円から2万円と高額であることにより、全額自己負担の接種は難しいと考えます。国、県の補助内容の提示がない中、市単独での公費助成は財政的に難しいと考えております。なお、国において全国の市町村に子宮頸がん予防ワクチンの調査を実施しているところであり、今後の国、県の動向を見ながら、当市としても検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 三好市長。

○三好市長 それでは、二宮議員からの国の2010年度の予算の影響についてに関する子ども手当の1点目のご質問からお答えさせていただきます。

ご心配いただいております事務手続でございますけれども、施行日に当たる4月1日から本庁及び総合支所の窓口において認定請求の受け付けが開始されます。手当支給月は6月、10月、2月の年3回となっております。現行の児童手当以外で新たな申請を要する世帯数は約500世帯と見込んでおります。国では、制度の周知期間の確保と支給漏れ対策の観点から、9月30日までの認定請求を認め、支給要件を満たした場合には4月から遡及できる支給方法を採用しております。市といたしましても、市民の皆さんに広報紙せいよの4月号に制度紹介をまずさせていただきますして、5月以降にも適宜必要なお知らせをする予定としております。また、認定請求の必要な方へは4月中旬に郵送によるお知らせ文書をまずお届けをしまして、早期の請求手続を促すことといたしております。

いずれにいたしましても、議員ご指摘のように、児童手当との併給から事務が煩雑になることが予想されますので、受給者にとって不利益や混乱を招くことがないよう、課内及び関係部署との連携強化を図りながら、迅速かつ円滑な事務執行に努めてまいりたいと存じております。

次に、2点目のご質問でございますが、子ども手当施策の趣旨や施策決定のプロセス、そして施策実効性の観点から申し上げたいと存じます。

少子化問題の深刻さが増している今日であって、現行の児童手当に加え、新たに子ども手当を創設、支給することにより、社会全体で手厚く子育て世帯を支える発想は、問題解決に向けて大いに賛同できるものとまずは認識をしております。しかしながら、施策の施行を前に、ここに来て所得制限や地方負担問題など詳細な運用面において問題視をするコメントや、マスコミなどを通じ表面化しているのはご承知のとおりであります。また、子ども手当を必要とする富裕層の子育て世帯までも支給対象としていいのかどうか、限りある財源を本当に必要としている世帯に支給すべきではないのか、すべての対象世帯に画一的に支給す

る方法に果たして施策の妥当性や実効性があるのか、疑問符がつく面もあるように思います。施策立案に当たっては国において十分審議は尽くされたと存じますが、これらの負の要因は、議員ご指摘のとおり与党政府の政権マニフェストありきに主眼を注がれ、実施主体となる地方自治体と国との前協議が不十分であったからかなというような推察もしておるところでございます。今後見切り発車的な運用が予想されますが、真に少子化の歯どめ策となり、そして子育て支援とつながる、あるべき子ども手当実現に向けての国の英断に期待するとともに、市といたしましても必要な問題提起を国や県へ具申していきたいと考えております。

○副議長 中野消防長。

○中野消防本部消防長 二宮議員の住宅用火災警報器の設置状況についてのご質問にお答えをさせていただきます。

西予市では平成20年度から3年間、住宅用火災警報器の設置推進のために、市単独の補助事業を実施して早期の設置を推進しております。現在の設置率は、新築住宅や市営住宅への設置等を合わせて、昨年の12月時点では推計で41.7%となっております。条例による義務化は平成23年6月1日からありますが、期限までに設置を推進することにより、火災による死傷者を一人でも少なくするために、市の補助事業を推進しているところであります。ご質問の取り組み状況と普及向上の問題点についてでございますが、火災警報器の義務化及び市の補助事業の市民の皆様への広報については、行政連絡協議会や地域の区長、組長会等で資料を配付して説明してまいりましたが、設置率をさらに向上させるためには、今後とも機会をとらえて補助事業等の説明や広報を行っていく必要があると考えております。そして、賃貸住宅におきましては、その所有者、管理者、居住者に設置義務が発生することになりますが、具体的にだれが設置するかの問題は、その契約内容や関係者の協議によって判断しなければなりませんので、現在未設置のものについては個別に指導していくことが必要であると思っております。また、高齢者が生活をされている住宅におきましては、現在の設置基準のみでは必ずしも十分とは言

えず、熱感知式の火災警報器の必要性や近隣の人々との協力体制の確立が必要であると感じております。

次に、補助事業の進捗状況でございますけれども、各町別の設置率は、宇和町31%、野村町50%、城川町34%、三瓶町22%であります。明浜町におきましては、22年度中に全町的な取り組みをされる予定であると伺っております。今後は、まだ補助事業を行っていない地域や、実施したものの設置率が低い地域に対しては、設置を進めるための取り組みを促し、また実施に係るフォローが必要である場合には、そのための対応をしていきたいというふうに考えております。市営住宅の設置状況であります、建設課管理の住宅についてはすべて設置が完了しております。また、市民生活課管理及び学校教育課の管理の住宅につきましては、今年度中に設置をする予定であります。

次に、生活保護世帯などの生活弱者に対する取り組みの考え方でございますが、現在の住宅用火災警報器補助事業においては、特別な補助の設定はいたしておりません。生活保護法においては、申請主義に基づくことが保護の原則とされておりますので、それぞれ個別に保護の申請をしていただく必要があると判断しております。また、生活保護世帯については、火災警報器の補助以外に、生活保護法による自己負担分の扶助が可能であるとされておりますので、福祉部局と協力して事業の推進を図らなければならないと考えております。現在、火災警報器の種類につきましても、一般的に設置されている単独型の警報器に加えて、新たに無線連動型のものや、光や振動またにおいで知らせる警報器が開発され、障害者への配慮もなされてまいりましたので、今後の設置指導においては、より適切な対応が必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 森教育部長。

○森教育部長 それでは、二宮一朗議員の質問、大きな3番目の国の2010年度予算の影響について、その中の2番目、学校の耐震化についてお答えをしたいと思います。

政府の来年度当初予算では、学校施設整備費に

おいて1,032億円と平成21年度当初予算1,051億円とを比較して19億円程度の減額となっております。しかし、その中でより耐震化を重点化するというところで、耐震化に係る予算は平成21年度当初予算の1,900棟、783億円から、平成22年度当初予算では約2,200棟、910億円と増額されております。また、国におきましては、平成22年度に2兆円の景気対策枠が予定されており、予算委員会において学校の耐震化予算にも充当したい旨の答弁をされておりますことから、国の補正予算等で追加計上される可能性があり、今後より一層学校耐震化に対する国の支援に期待しているところであります。

このような状況の中、西予市の学校施設耐震化事業につきましては、当初計画では平成21年度の1期工事、平成22年度の2期工事の2カ年で、合計4校10棟を耐震化する計画でございました。しかし、文部科学省の指導によりまして、平成22年度計画の2期工事分を平成21年度に前倒しする形をとり、平成21年度補正予算において4校9棟の早期完了を目指す予定でございます。さらに、予算枠の調整により、1棟を平成22年度に実施する計画でございます。今後の見通しとしては、平成22年度までに国庫補助率のかさ上げの特別措置がなされており、特に平成21年度は公共投資臨時交付金を受けることができることから、全国的に事業要望が集中しているようであり、このことから国庫補助金の配分額調整等は考えられるものの、事業の前倒し等の措置により、本市の平成22年度事業計画につきましては、計画どおり学校の耐震化が図られるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 二宮一朗君。

○2番二宮一朗君 多くの質問に対してのご答弁、大変にありがとうございました。何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、今最後の学校耐震化について、計画どおり多分いくであろうというふうには言われておりましたんで安心はしておりますけれども、耐震化の工事自体は多分夏休みとかそういう限られてくるといいますんで、そういうところが当初の予算

で計画ができてないということ自体がどうなのかなという心配をしておりますんで、そのところ今後の国の予算等を踏まえてでしょうけども、無理のないような効率的な計画をしっかりと立てていただいて、計画どおり進めるようにお願いをしたいと思っております。

最初の炭倉部長の一般質問と同じぐらい長いご答弁、大変にありがとうございました。大変にまたお疲れさまでございました。質問した私でありますけれども、本当に恐縮をしております。その中で何点かお伺いをしたいと思っております。

今西予市は、皆さんご存じのように、介護に関しては施設も多いですし、行政としてもいろんな施策をしっかりとさせていただいておるというふうな理解を私もしておりますけれども、さっきの質問の中にもありましたように、現状は高齢化がふえてきており、今後ますます予想されるという中で、特にこれはアンケート調査の中でもあるんですけれども、部長の答弁にもありましたけど、在宅の介護をしっかりと充実していくべきじゃないのかなという思いがあります。その中で、在宅介護を考えてみたときに、行政としてもいろんなご支援はされとりますけれども、やはり気持ち的な問題はどうかかなと。介護をする家族ということを考えたときに、ソフトといいますか、メンタル的な部分がどうかかなということで、いろんな問題として在宅介護の場合、老老介護、お年寄りがお年寄りを介護する、またはその介護の家族の中で介護の疲れがあったり、介護うつという問題も今出ているように聞いております。そうすると、家族に相当負担がかかり、限界も来てくると。そういう中で、今介護の休暇とか休息というのを推進する仕組みとしてレスパイトケアという事業があるように聞いておるんですけれども、そういうところの西予市としての取り組みの考え方はどうかかなあということで、1点お伺いをしたいと思っております。

それと、先ほど言われた小規模多機能施設です。答弁では、今の状況では多分財政的にも無理だし、そういうサービスをすることによって介護保険料も上がるし、また経営される方、事業者自体も赤字が出るから無理だろうというようなご答弁だったと認識をしておりますけれども、私が西予市の介護の将来を考えたときに、福祉として考えれば確かに負担という思いがあるのは当然です

し、12月議会で私が一般質問したときの福祉に対する考え方の中で市長が、福祉に国境は必要ないんじゃないかと、国がやっていただくのがいいんじゃないかというご答弁いただいたんですけれども、この西予市の今の高齢化とか高齢のスピードを考えたときに、これを福祉と考えずに産業と考えたらどうなんかなと。産業と考えたら、将来そこに雇用が生まれ、また高齢者にとっては安心が生まれ、雇用が生まれることによって人口の減少の歯どめということを考えたら、一つの産業ですよね。そういうことに対してだったら、西予市として国との介護保険制度の予算とかそういうもの以外に投資的な考えで市の予算を投入できるんじゃないのかなという私の思いですけれども、そういうふうな考え方としては行政としてとらえられないんでしょうか、お伺いをしてみたいと思います。

○副議長 森教育部長。

○森教育部長 それでは、二宮議員の最初の質問、学校の耐震化についてご心配をいただいておりますが、この件につきましては予定どおり財政シミュレーションをしながら24年度に向けて進むというふうに踏んでおりますし、学校再編計画とあわせて綿密な計画を立てて進めておりますので、どうぞ今後ともよろしくご指導いただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 炭倉生活福祉部長。

○炭倉生活福祉部長 二宮議員の再質問であります。家族の介護の休暇、休息を保障するレスパイトケア事業について資料がございますので、説明をせらせていただいたと思います。一応今の段階では西予市はやっておりません。そういった中で、レスパイトは休息、息抜きなどを意味し、在宅介護を担っている家族の疲労やいやしをするため、介護を一時的に代替し、リフレッシュを図ってもらうというサービスであります。西予市といたしましては、介護サービスの種類としまして、ショートステイに当たるものがあります。本市におきましては利用ニーズが高いことから、社会福祉法人西予福祉会が運営をしております。

んしんの家が、県下の介護サービス事業所指定外として市の指定権限で指定をして今行っているところでございます。22年度の当初予算にも計上をしておりますが、中川地区にもう一つあんしんの家をつくっていくような計画をしておりますので、本事業の拡大につきましては、今後の利用者ニーズに伴いまして検討をしていきたいというように考えております。

○副議長 三好市長。

○三好市長 それでは、私のほうから小規模多機能についての考えについて、私の考えを言わせていただきます。

私は小規模多機能制度が出ることに非常に期待をしとった一人でありまして、そういう施策を市長としてやっていきたいという思いがありました。しかし、制度が出たときに、非常に使いづらい、非常に経費がかかる、だからこの制度は官僚が考えた、地方を知らない制度だと、私はそのように思っておりました。したがって、西予市の場合はそれにかわるべきあんしんの家制度を試験的にやることによって、地域密着型でもある、あるいは経費も安く、ある程度この地域の所得に合うというようなことで、西予市独自のあんしんの家制度を私はつくらせていただいて、今進めておるところでございました。ご案内のとおり参酌基準、施設型でいいますと西予市は57%ぐらいいて、愛媛県の中のトップでありまして、施設型にはそのようになっております。だから、居宅の問題、介護等含めて今後とも考えていかなくはならないわけではありますが、西予市はそういう方向で、今の段階はいったほうがいいんじゃないかという判断を私はして進めさせていただいております。

それと、いわゆる福祉を産業としてやるという考え方については、私も賛成であります。実は先般、この第4期の介護計画の中で、前倒しといえますか、早目にやろうという方法でやったことがあります。といいますのは、野村のさくらクリエイトがあのように撤退をされた、この方の雇用をどのように吸収するかということを考えました。その中で、第4期のこの介護計画の中で計画しておる、例えば有料老人ホーム等々を早く地元の等々の中でお願いする仕組みをやっているという

ことで、先般21年度で認定をして今進めていただいておりますのでございまして、そういう意味では雇用の促進につながっていくという判断も私はしております。ただ、問題は、余り安易な雇用だけで考えますと、他の面では介護料が瞬く間に高くなる、その辺のバランスは大事であろうとこのように思っておりますので、十分考慮しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○副議長 二宮一朗君。

○2番二宮一朗君 ありがとうございます。あと2点だけ、もう一回再々質問をさせていただきます。

最初の答弁いただいた火災報知機の消防長のご答弁、市営住宅にはもう完備されているということを知りまして安心をいたしました。ただ、65歳以上の高齢者だけの世帯とか、本当に生活の弱者というか、生活保護世帯であったり、また障害者、知的、身体含めた障害者を持っておられる世帯、その中で生活に困窮をされてる世帯に対しては、もう一度行政として考える余地があるんじゃないかなと、いやぜひ考えてほしいなあという思いがありますので、今後の検討課題としてぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

介護の問題につきましては、冒頭にも言いましたように、国がやっていただくということが大前提でありますし、お金のかかることでもありますので、理解はしております。今の小規模多機能施設につきましても、今市長のお考えをお伺いいたしまして、ぜひとも、名前は何でもいいて、要は市民の人が安心して、介護の人が安心して生活できるようにということで、このあんしんの家、もっともっと積極的にぜひお願いをしたいと思っております。市長も言われましたように、西予市は県内でも介護に関しては先進的な市じゃないかなと私も思っております。愛媛県の中で、また全国に発信していける、西予市はこういう介護をやっているよというふうなまちづくりを目指していただきたいと思ひます。

それでは、私の今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長 中野消防長。

○中野消防本部消防長 今、二宮議員からご指摘がありました点、生活保護世帯、障害者世帯等につきましては、福祉部局と相談をいたしまして、細かな指導ができるように、ご相談ができるように対応していきたいというように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 次に、14番藤井朝廣君。

○14番藤井朝廣君 今回、議会最後の質問者になりましたが、2点の質問をさせていただきたいと、こう思います。

まず1点目は、今回予算に計上されております木製ペレット製造についてお伺いいたします。

昨今、テレビ、新聞等では環境問題が毎日のように取り上げられております。愛媛県内のすぐれた環境活動を表彰する第6回三浦保環境賞の表彰式があり、5団体が選出され、大賞に選ばれたのは竹ペレットへの挑戦であります。この模様は今年20日土曜日であります。4時よりあいテレビにて放映される予定でありますので、興味のある方はこのテレビを見ていただけたらと思います。西予市におきましては、いち早く環境問題に取り組み、行政としては県内初のペレット製造は2億数千万円の予算で議会可決され、各方面より注目をされております。また、言うまでもなく、木質ペレットとは木材のおが粉を固形化したものであります。

そこでお伺いいたします。

これは平成23年度の生産の予定であります。このペレットを年間約420トン製造するためには、原木が約1,260立米必要であります。そうすると、年間稼働率250日で計算いたしますと、ちょうど1日当たり5立米木材が必要であります。また、ペレットの生産量をふやすためには、原材料の安定確保が必要だと思われすが、現時点では原材料の仕入れ単価が、試算では1立米当たり4,000円となっておりますが、現実にはこの単価では原材料の確保は難しいのではないかと思います。現に、高知県仁淀川町では、地域振興券3,000円を町が負担し、1立米当たり6,000円で原木の購入をしていると

聞いております。また、原材料の含水率にもよりますが、厳しく見まして、1トンのペレットを製造するために原材料は約3立米必要だと試算できます。

以上のことからいたしまして、現在試算されている1立米当たり4,000円で本当に原材料の確保ができると思われるかお伺いいたします。

次に、1次破碎のおがの生産量をふやすことができないかお伺いいたします。

過去には、製材所の副産物でありましたおがは、畜産農家の敷きわらとして利用されてきましたが、現状では製材業者の減少により、おがが大変不足をしております。現在、西予市におきましては、市内には152戸の畜産業者が肉牛、酪農牛合わせて1万500頭、また29戸の養豚業者が4万5,200頭の豚を飼育されております。このおが不足を少しでも解消するためには、この際1次破碎のおがの生産量を保持するべきではないでしょうか。おがの不足により、畜産農家は2トン車1車当たり大体6立米から7立米積載できると聞いておりますが、約1万円から1万2,000円で購入をしているようであります。畜産農家の経費削減に少しでも安く、この機会におがの製造をふやすべきだと思いますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

次に、ペレットの需要と供給についてお尋ねいたします。

平成23年の各施設、ペレットの販売量の計画では、市内5施設におきまして420トンの計画となっておりますが、それを重油に換算いたしますと21万リットル、重油1リットル当たり60円といたしますと1,260万円の計算となります。これを5施設の中の、例えば游の里温泉の燃料で比べてみますと、昨年の燃料の使用量、重油であります。15万リットルと聞いております。これをペレットに置きかえた場合、およそ300トンとなります。そういたしましたら、市内5施設では420トンの販売量から1施設のみの使用量300トンを差し引きましたら、残り120トンになりますが、これでは各施設に賄う量が足りないという状況になると思われます。このようなことを踏まえて、ペレットの生産量を再度細かく検討すべきではないかと思いますが、お伺いいたします。

次に、入札書類のC D化についてお伺いいたし

ます。

3年前だと思いますが、一般質問させていただきました入札書類のＣＤ化について、現在愛媛県ではほとんどの入札書類はＣＤ化されております。西予市においてもコスト削減にもつながり、マイナス点は私の中では一切見つかりません。そこで、なぜ西予市では完全ＣＤ化されないのか、その理由をお伺いいたします。

以上で３つの質問を終わります。

○副議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 藤井議員第１点目の質問、木質ペレット製造についてお答えをいたします。

まず初めに、安定した原材料の確保ができるかについてのお答えをいたします。

木質ペレットの製品化計画では、原材料の含水率が８３％であり、木材比重４０％、すべてが製品化できないと思われることから、１０％が不良品と想定しております。１、０００立米の原木から８３０トンのおが粉、それを乾燥して４００トンのおが粉にして、製品にするのは３６０トンと見込んでおります。その不良品はプラントの乾燥用に使用し、有効利用したいと思っております。西予市の森林面積は市全体の７５％、約３万８、５００ヘクタールであり、その面積から林地残材は年間約１万１、０００トン、製材、破材については年間約５、０００トンであると、バイオマスタウン構想案の資源賦存量調査から出されております。施設管理者は、原材料の杉またはヒノキの原木をトン当たり４、０００円で購入いたします。さらに、平成２２年度当初予算案で、市単の上乗せをトン当たり９６０円計上しております。愛媛県も平成２２年度当初予算案で、間伐に伴い発生する林地残材等の利用に対して、要件を満たせば立米当たり４、８００円、トン換算であれば５、７８０円を上限として検討していただいております。要件を満たせば、合計トン当たり１万円以上になる計算となります。最初は供給体制が厳しいと考えられますが、高知県の仁淀町では住民周知により安定して材料が確保できるようになった事例もあり、安定供給に努力したいと考えております。また、市内業者から排出される破材は大切な資源となりますので、ぜひ利用させていただきたいと思ひますし、循環型まちづくりを推進す

る上で有効利用していきたいと思ひます。

次に、おが粉製造についてお答えをいたします。

建設当初のペレットの販売は、利用先を游の里、多田地区西予農産組合農業用ハウス及び新庁舎等で予定しております。本施設は木質ペレット製造を基本とした施設であります。ペレットの利用状況によりおが粉の製造を調整していきたいと考えております。また、おが粉の需要の状況で、プラント内におが粉製造機の増設が設置可能となるように設計時に検討していきたい考えをしております。

最後に、第３点目の需要と供給についてお答えをいたします。

游の里の重油は、一般温泉ボイラー、デイスervis用ボイラー及び冷暖房用空調の熱源として使用されております。ペレットボイラーは、そのうち温泉とデイスervis分で予定しております。冷暖房空調の熱源は、従来どおり重油で補うように計画しております。しかし、市内全域の温泉施設や福祉施設をペレットボイラーに変換することは、絶対量が不足してきます。その対策といたしまして、施設の生産設備の拡充、稼働時間を延長する、または第２工場の設置を将来実施していきたいと考えております。

続きまして、２点目の質問でございます入札書類のＣＤ化についてお答えをいたします。

入札における透明性の確保、コストの縮減を図るため、県及び松山市では発注業務の電子化による電子入札及び電子閲覧等が導入され、インターネット上での対応が構築されております。電子化には多額の投資的経費が必要となるため、他の自治体におきましては取り組みがもくれている状況であります。そのため、設計図書の閲覧は従来どおり紙面にて行われているところであります。西予市におきましては、建築事業の閲覧図書は大変多く、資料が必要となり、特に図面の枚数が多いため閲覧にかなりの時間を要するため、事前に閲覧図書をＣＤ化し、閲覧業者にＣＤをお渡ししております。しかし、土木事業につきましては、閲覧図書はすべて紙面で行っておりますので、コピー代を枚数に応じて徴収しております。平成２２年度からは閲覧事務の統一化を図るため、土木事業におきましてもＣＤ化に移行し、発注及び業者の経費軽減に努めてまいりますので、ご理解を

いただきますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 藤井朝廣君。

○14番藤井朝廣君 設計図書のCD化につきましては、ちょっと時間がかかったかなという感がありますが、そのような方向で進めていただいたら、業者のほうも行政のほうも、またごみも出ないし助かると思います。

それと1点だけ、私がこのペレットの質問をさせていただきましたのは、緊急といいますか、目の前に来て設計もあり、また入札もあり、また来年度から23年度、すぐに生産をしなければならぬと、こういうようになってくると思います。その中で、先ほども部長のほうからも話あったんですが、この各施設の改善計画の中で、平成30年、976トンとなっておりますが、私が心配するのは、乾燥材の燃焼材料は大体生産量の、日本全国の知り合いにちょっと調査してみましたら、生産量の約20%が乾燥剤として使われます。これは、完全なものでなくてもでき上がったものでいいんですが、この中に20%サイクル入ってないんです。ということは、975トン、1,000トンですが、例えば簡単な計算で平成30年だったら976トン、1,000トンとして1,200トン、早くいえば200トンの足りない部分が出てきますので、やはり最低限でももう少し、これは案ですので小さい数字は無理だと思いますが、この数字が大体灯油1キロ当たりで2.1キロがペレットなんです。それもホワイト。ここ生産しようとしているのは全木ペレットでしょう。そうしたら、重油で2.2ぐらいですから、2.3か4を掛けてそれで本来の数字を出さないと、あと7年ですか、8年ですか、たったときにまた生産が足りないというようなことになってきますので、今回も恐らく3月やったらすぐに設計とか工事に入るんだと思いますが、もう少し細かい数字を今の時期になりましたらつくっていただいたらと、こう思います。

それともう一点、市内販売になっておりますが、行政としては市外は販売する気があるのかないのか、する方向になってるのかなってないのか。というのは、日本全国で今56カ所ペレットの生産工場があります、大小合わせてですが。そ

の中で、九州にだけは1社もペレットの製造工場がないんです。その中におきまして、大体大阪方面でインターネットで購入しているようでありますが、そのあたり西予市内の方針をお伺いしたいと、こう思います。

以上です。

○副議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 ペレットの製造量でございますけれども、中・長期を考えた中で費用対効果を考慮しながら、500トンという設定をさせていただいております。平成23、24、25、26、27、この5年間の間につきましては、社会福祉協議会でやられとりますその温泉施設関係等、それから市がやっています温泉施設等の加入もなかなか困難であろうという気もいたしております。現在のところ游の里、それから先ほど申しましたように農業ハウス、あとは市の庁舎、あと課の個人的なストーブ等で使用するということにしております、残りをおがでやるということにしておりますが、量的なことはまだはっきりわかっておりませんので、これから精査させていただきながら進めさせていただきたいと思います。ただ、おが粉につきましては、先ほど議員が申されましたように、市内大変おが粉が不足しておるといふようなことの事情を聞いておりますし、そういう面でその点で考えていきたいと思います。

2点目の市外に販売できないかということでございますが、西予市の隣町でございますけれども、大洲にもペレットの販売をされとる業者もございます。したがって、現段階におきましては、西予市内での販売を考えております。今後はまた、そういう面ではもう少し精査をしながら努めていきたいと思っております。よろしく願いします。

○副議長 以上で一般質問を終結といたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午後0時02分）

○副議長 再開いたします。（再開 午後0時39分）

これより日程順に質疑を行います、質疑は大綱の質疑のみに願います。

所属常任委員会の質疑はご遠慮願います。

(日程2)

○副議長 日程第2、議案第6号「西予市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程3)

○副議長 次に、日程第3、議案第7号「西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」から議案第11号「西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの5件を一括議題といたします。

本案に対する一括質疑を行います。

質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。(休憩 午後0時41分)

○副議長 再開いたします。(再開 午後0時43分)

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程4)

○副議長 次に、日程第4、議案第12号「西予市林業センター条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第13号「西予市みかめ海の駅条例の一部を改正する条例制定について」の2件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

質疑はございませんか。

松山議員。

○7番松山清君 議案第13号のみかめ海の駅条例の一部を改正する条例について、三瓶総合支所長にお伺いしたいと思います。

本条例につきましては、生けす棟の入場料を取ることとありますが、現況生けす棟を見ておりますと、入場料を設定するというのはいかにかというふうに思います。というのは、今まで寄附みたいな形の募金箱といいますか、箱みたいなのが置いてあって、行くたびに大変入りにくいなあというふうな印象を受けておりますし、その展示といいますか、マンボウとかいろんな生き物と触れ合えるわけですが、これは料金を取るによって入場者が減るのではないかとということ

心配しております。それで、入場料を取らなくてはいけないという事情はわかるわけですが、取るのであればもっと工夫が必要ではないか。例えば、マンボウをただ単に見せるだけじゃなくて、どっかの研究機関とかと提携して新たな情報を出すとか、さらにもっと客を引きつけるような工夫、そういうものが今の状態では足りないんじゃないかと。つくるのはつくったで第一歩ですが、そこから先もっといろんな工夫をしていくことによって入場者がふえてくると。見せるだけの、展示室だけの価値というのは出てくると思うんですけど、その部分が、私は何回も行きますけど、欠けているんじゃないかという気がいたしております。例えば、北海道の旭山動物園ですとか、大阪の海遊館とか、やはり見せる工夫というのがあって、それなりの入場料でも人が来るわけですが、今できてそのままの状態、あそこは搾汁施設ができて、収支としてはうまくいっているように思いますけども、このままではマンボウ、例えば入場料を取ったとかあるいは新しく水の冷却装置ができたとかでは、維持が今後困難になっていくんじゃないかというふうに心配しております。その点についてお考えを聞かせてもらったらと思います。

○副議長 宇都宮三瓶総合支所長。

○宇都宮三瓶総合支所長 ご指摘のとおり、料金箱のような入れ物を置いておりますけど、あれは来訪された方がえさをお買い求めになって入れる箱でございます。管理につきましては、現在海の駅のマンボウ生けす棟で一番苦慮しておりますのが、水温18度がマンボウに適温とされておりますが、なかなか夏場になりますと25度、26度と上がって終年飼育できないと、このための施設でございまして、年間の集客をふやすという意味でもぜひ必要な施設ということで、このたびの計画になったわけでございます。したがって、今せっかくおいでになってもマンボウがいないという状況解消というのをさらに解消するという考え方でございます。

来訪者の方につきましては、お子様方や高齢者に対する対応も今回の条例で考えておりますので、予算的なこと、特に年間80万円程度の最低限の維持管理費がかかるということ、今の経営状

況ではその捻出する分がないということで、80万円程度市が負担できればいいわけですが、指定管理という原則である以上、経営体が責任を持ってやっていただきたいということで、経営体のさらなる経営方針の拡大にも資するのではないかと考えてございます。マンボウサミット等をことしも予定しておりますけれども、市民及びその周辺、来訪者の方々にとっては今回の施設整備について、よりマンボウに触れる機会がふえるということで、多少のご負担をいただきたい。このためには多少負担いただかないと管理運営ができないという経営上の事情もございまして、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 松山君。

○7番松山清君 私、100円取るのはいいと思うんですけど、100円取ったらそれなりの価値がないといけないわけですから、飼育だけではだめで、またさらに工夫が必要であるというのが私の思っているところなんです。それで、常に工夫をしながら集客のほうに努めていっていただきたいし、今ちょっと答弁でありましたけども、経営体ということで指定管理者にももちろん任せているのはわかるんですけども、それに対してやはり近くの施設であるし、三瓶の一番中心的なところで、我々も興味を持って見ておりますし、市総合支所としても関心を持って指導をしていただきたい、そう思います。

○副議長 宇都宮三瓶総合支所長。

○宇都宮三瓶総合支所長 ご存じのとおり、春のマンボウまつりが大変なお客さんがおいでになる時期でございます。マンボウを使ってマンボウをキーワードに、あの施設海の駅を守り立てたいという気持ちは、管理者も総合支所でも全く同じ考えてございますので、議員さんの意見、十分検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○副議長 二宮一朗君。

○2番二宮一朗君 私も今のみかめ海の駅の条例

の件についてですけども、私が今回の条例で気になりましたのは、入場料を取られることはもちろんいいと思うんですけども、ただ、取ることによって人件費、手間がかかるんじゃないのかなと。そういうこと等を精査すると、取ることがいいのかなあという懸念をしたんですけども、例えば入場料の見込みであるとか、そういう入場料を取るためにかかる人件費であるとか、そういうところはどういうふうにお考えなのか、ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○副議長 宇都宮三瓶総合支所長。

○宇都宮三瓶総合支所長 現在の職員数を考えると、なかなかマンボウ用に特別の専門の職員を配置するということは不可能ではなかろうかと思えます。ただ、目の前に販売所なり即売所等もございまして、そこへお声をおかけいただいて入場するという方法に、現実論としてはなろうかと思えます。

どれぐらいの収入が見込めるかということについては、全くこれ今まで無料でしておったものですから、データもございません。ですから、80万円程度の固定経費がふえるという現実を踏まえて、できるだけ集客をしたいというのが現在の考え方でございます。

(日程5)

○副議長 次に、日程第5、議案第14号「西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第15号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」の2件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程6)

○副議長 次に、日程第6、議案第16号「西予市消防団条例及び西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程7)

○**副議長** 次に、日程第7、議案第17号「西予市元気な三瓶っ子育て基金条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程8)

○**副議長** 次に、日程第8、議案第18号「西予市農林水産業振興事業基盤整備用機械使用料条例を廃止する条例制定について」から議案第21号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について」までの4件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**副議長** 続いて、予算に関する質疑を行います。

(日程9)

○**副議長** 日程第9、議案第22号「平成21年度西予市一般会計補正予算(第11号)」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

酒井宇之吉君。

○**17番酒井宇之吉君** 本補正予算につきましてお尋ねをさせていただきます。と同時に、今後の姿勢についてもあわせてお尋ねを申し上げます。

交付金事業によりまして、三瓶とか漁協整備2,000万円、橋梁整備が1億3,600万円、市内道路6,600万円、道路改良工事1億5,800万円ほど、下水が2,000万円、いろんな形で補正予算に出ておりますが、県下におきまして、愛媛県におきましても臨時のこういう工事が景気対策で少しずつふえております。こういうものについて、市長、各市町村行政の中で、愛媛県下で西予市は非常にたくさんやってると思うんですが、これについて各景気浮揚ができるかどうか、考えをひとつ伺いすると同時に、ほとんどこれは繰越明許でやられると思うんですが、昨年の3月にも繰越明許が一番最後のかんこうできますのが1月ぐらいまでの繰越明許の完遂率になっておったんですが、これらの繰越明許に対するしっかりした報告そういうものができてい

るかどうかということをとどのような体制でやっているのか、この2点についてお尋ねいたします。

○**副議長** 三好市長。

○**三好市長** それでは、この場からさせていただきます。

交付金、おかげをもちまして、21年度、前年度の20年度から含めて、結構私どもが交付金をいただくようなことになりました。それを国家の景気浮揚の効果につなげていくというのが大事な役割だと思っております。そういう意味では、事業としては私ども細かく拾いましてやっていけておるという自覚はしております。だから、市内の業者も、そういう意味では事業が行き渡っておるのではなかろうかなという判断はしております。そういうことの細かさが地域で景気浮揚という力までいっているかどうかというのは判断する材料はありませんが、安心につながっているような気持ちはおるわけでございます。

次に、繰越明許につきましては、当然繰越明許はこのように議会のほうにも報告をし、予算にも報告をし、そして繰越明許はどうだったかというのを新年度に対しても報告をしておりますので、繰越明許についてはすべて公表を細かくそして執行状況もやっておるところでございまして、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○**副議長** 松山清君。

○**7番松山清君** ただいまの質問とよく似ておるんですけど、減額補正というのが非常にありまして、景気対策のそういった予算も来ながら、一方では減額というような状況があるんで、そこら全般についてお伺いしたいことがあるわけですけども、まず最初に45ページの予防費というのがありまして、去年からことしにかけて新型インフルエンザということで、世間が非常にパニック状態になったようなことで、こういう予防接種事業となってきたんじゃないかというふうに思うわけですが、結局6,300万円減額になっておりまして、これはどういう実態であったのかと、どうしてこれだけの減額になったのかというようなことをまず1点目お伺いしたいと思います。

そして、あと53ページの農業振興費なんですけども、3目農業振興費なんですけど、ここで9節の補助金で恐らくこの農業用機械施設整備費の891万4,000円というのが減額になっておるんですが、やはりこういったお金を適切に執行することによって景気に対する刺激とかそういったものもあるんじゃないかと思うんですが、この2つができなかったのはどういうことなのかということについてお尋ねしたいと思います。

あと、同じような話なんですけども、59ページの8款土木費の2目の急傾斜地崩壊防止対策事業費がこれも3,600万円ぐらい減額になっておりますが、これについてもやはり待ってる人がたくさんおって、なかなか順番回ってこんというような話も聞いておるんですが、これがここで減額になるというのが理解をしかねますし、本来ならばこういったことを適切に実行して、市内の景気対策というかそういったものにつなげていくべきじゃないかなというふうに思うわけですが、その点はどうかということをお尋ねしたいと思います。

最後に1点、大きな話になりますけども、先ほども酒井議員が言われた橋梁維持管理事業できめ細かな交付金事業ということで説明に書いてあるんですが、これは一体どこなのかよくわからないんで、恐らく委員会審査のときには細かい明細出されるかと思うんですが、こういうまとめて書いたものについては細かいのをお示しいただきたいと、答弁よりも資料をいただけたらと思うんですが、それだけちょっと質問しておきます。

○副議長 炭倉生活福祉部長。

○炭倉生活福祉部長 45ページの新型インフルエンザ接種補助金でありますけど、当初は2回打たなくてはならないというようなことがありましたし、それほど新型インフルエンザが強力なものだというような市民の認識もやわらいでまいりましたんで、そういった形で接種も、やられた方が弱者からというような順々にありまして、そこらでやらなかったという形で、今回はその減額をせらせていただいたということでもあります。

○副議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 ページ53ページの農業機械施設整備事業の減額でございますが、この件につきましては、入札減少金でございます。

59ページのがけ崩れ防災対策事業でございますが、この分につきましては、申請をいたしておりましたが、その年度では採択していただけなく、平成22年度にまた計上いたしております。

○副議長 財政課長。

○河野財政課長 今ほど松山議員の質問にありましたきめ細かな交付金事業の詳細につきましては、後で全員の方に配らせていただけたらと思います。

○副議長 ほかありませんか。

松山清君。

○7番松山清君 今の新型インフルエンザの予防接種の件なんですけど、これは私らの感覚では当初議員協議会でも説明いただいて、弱者からということやられるということは聞いておったんですけども、その後、順番にずっと回っていくかなあと思っておったんですが、僕らも当然してません、状況として。だから、啓蒙が若干不足しておったんじゃないかと思うんですが、その点はいかがですか。

○副議長 炭倉生活福祉部長。

○炭倉生活福祉部長 この件につきましては、国が政策的に出してきましたんで、その中で県としての取り組み、市としての取り組みといった形でやってまいりました。広報等にもお知らせはしてはいるんですけど、なかなか市民の皆様のこの新型インフルエンザの認識といいますか、そこらが余り、最初の出だしのほうは大変心配を皆さんしておったわけですが、最終的にはそれほどのもんではないなというような市民の認識に変わったというようなことで、この減額は1万7,700人分、それで2回打たないけんのが1回で済むというような形もありまして、その分減額をせらせていただくというような、来年度はもっと広報活動とかそういうものに力を入れていきたいと思っております。

○副議長 小野正昭君。

○6番小野正昭君 まず、31ページの18目の庁舎建設事業費の15節工事請負費で1億7,800万円の入札減とこのようにお聞きをいたしておりますけれども、私先般も市の発注する公共工事についてはなるべく下請、孫請さんが苦しまないように、せっかくの血税を使うんだから、西予市の業者の方が腹いっぱいではないですけども何とかというふうなぐらいの指導をしてくださいというお願いをいたしました、今回も結果とはいえ、このような入札減になっておりますけれども、私が考えたときに、当初建物だけで15億8,000万円ぐらいの予定価格で、落札価格が約11億3,000万円ぐらいと聞いておりますが、そうすると4億の数字が出てくるんですが、この1億7,800万円はどういう数字なのか。それから、同じく69ページの3目のいわゆる中学校、これも私お伺いしたんですけども、体育館、8,791万8,000円の減が出ておりますけれども、これは予定価格が、私はわかりませんが、5億円以上あったと思うんです。それで、落札が消費税込みの4億5,000万円、消費税のけたら4億3,000万円ぐらいだと思うんですが、そこで補正を約2,000万円しましたよね。そういう内容として、どういう経緯で8,791万8,000円になったのか、その経緯をお聞きをしたいと思います。

それともう一点、一番最後の77ページの基金ですが、一番最後に学校施設整備基金事業で2億5,000万円、これは当初はいかんのですけど、当初には8万5,000円だったんですが、この内容は何なのか、この3点お聞きをいたします。

○副議長 暫時休憩いたします。（休憩 午後1時07分）

○副議長 再開いたします。（再開 午後1時14分）

小野正昭議員。

○6番小野正昭君 先ほど質問をさせていただきました2件の件ですが、いわゆる庁舎の入札工事請負の件とそれから宇和中学校屋体工事入札の件の質問につきましては、取り下げをさせていただきます。

きます。最後の1点のみお願いしたと思います。

○副議長 河野財政課長。

○河野財政課長 ただいまの小野議員の3点目のご質問であります、最初の8万5,000円につきましては、当初利子を積み立てる予算でございます。それと、今回2億5,000万円の積み立てを行っておりますが、これはこれから想定されます耐震補強工事、それと学校再編に伴う小学校の建てかえ工事等々の、まだそういう金額がはっきりはしておりませんが、そういうことが予想されますので、一時に一般財源が何億円も要するようなことになると財政的に逼迫しますので、計画的に基金を積み立てるものであります。この財源につきましては、先ほどご質問の中にも出ておりました、やりくりをした不用額の中、それと交付税が今回9億2,000万円余り想定しておった以上に入るようなことになりましたので、こういう基金に今回積み立てをさせていただいております。

以上でございます。

○副議長 ほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程10）

○副議長 次に、日程第10、議案第23号「平成21年度西予市授産場特別会計補正予算（第4号）」から議案第34号「平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第4号）」までの12件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

松山清君。

○7番松山清君 議案第24号の西予市住宅新築資金貸付事業特別会計補正予算についてお伺いしたいと思いますが、これについて繰入金が291万円発生しておりまして、その内容をちょっと見てみますと、6ページになりますが、現年度分元利収入が443万2,000円の減と、繰り上げの分で348万円ということであるんですが、これをこのまま見たときに現年度分が入っていないということがありまして、それを繰入金で補ったような、予算上これでいいのかなという疑

問を持つわけですが、それについての説明をお願いします。

○副議長 炭倉生活福祉部長。

○炭倉生活福祉部長 ご指摘のとおり、入ってこないものに対して繰り入れを一般会計からしておるというのが現状であります。そういった中で、ぜひ徴収等を強化していかなくてはならないと思っておりますが、なかなか認識不足の点がございまして、思うようにいかないのが現状でございます。今後は一層努力してまいります。

○副議長 ほか質疑ありませんか。

松山清君。

○7番松山清君 今の質問については、答弁のほうで了解いたしましたのでお願いします。

次、議案第25号についてなんですけども、議案第25号の21ページのほうで依津診療所勘定会計補正予算に関する説明書というのがありまして、補正額が繰入金で1,215万4,000円というふうになっとなって、補正前が900万円なのに1,200万円ここで補正しとるということは、当初の予定しとったものの倍ぐらいの繰り入れが必要になったということがあって、他と比べてもこれは何かあったんかなというふうに思うわけですが、そこでそういう何かご事情があったと思いますので、その点についてお伺いしたいと思います。

そして、それともう一点は、ページは61ページになるわけですが、杉之瀬出張診療所についてなんですけども、これの歳入もかなり大きな額が450万円減額という補正になります。こういうところが一体診療所で今何が起こってるのかということを、ちょっと大局的なところでお聞かせ願えたらと思います。

○副議長 炭倉生活福祉部長。

○炭倉生活福祉部長 診療所会計につきまして、依津診療所会計につきましては、それほど患者数が伸びなかったというようなことと、医業費、そういうものが余分に要っていったというような形で、当初予算と比べまして違った形で、当初予算

を余りきちんとしたものを見てなかったということが言えようかと思います。そういった中で、今後は明浜診療所につきましては、先般検討委員会を持っていたきまして、明浜地区の診療所のあり方、そういうものにつきまして答申をあしたいただくことになっておりますので、そういう方向で今後明浜診療所につきましては進めていきたいというように考えております。

それと、杉之瀬診療所なんかは、要するに2回医者が見ていただいておりますものを、週1回しか診療ができないというようなことが生じまして、どうしてもそこらの分が最初の当初予算と狂ってきたという形であります。

○副議長 ほか質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程11)

○副議長 次に、日程第11、議案第35号「平成22年度西予市一般会計予算」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

元親孝志君。

○10番元親孝志君 2款総務費、12目情報推進事業費のCATV事業費16億4,890万9,000円についてお伺いしたいと思います。

この予算で、計画をいたしておりますすべてのCATV事業がこれで終わるわけですが、現在残っておるのが予子林の半分と惣川、大野ヶ原、城川でございますが、これが計画では2011年7月の地デジに切りかわるまでに間に合うようにやるという話であろうと思いますが、一日も早くこれが使えることを期待いたしておりますので、一日も早く入札を執行していただきまして、完成を早めていただきたいというのが一つお願いでございますが、それとあわせて、この事業に取り組むに当たりまして、市長と議会とで国会のほうに2度ほど陳情に行った経緯があります。これは、交付金事業をできれば2分の1交付金事業に持っていきたいということで陳情いたしましたが、結果的には恐らく3分の1交付金事業に終わっておるのではないかなというふうに思っておりますが、このCATV事業の総額がこれによって幾らになって、交付金が幾ら該当して、そして見込みになりますか、加入者の入会金があり

ます。そういったものを引いて、最終的に実質西予市の地方債は幾らになるのか、これをお教えいただきたらと思います。

○副議長 清水総務企画部長。

○清水総務企画部長 平成22年度の事業の推進につきましては、野村の周辺部、そして城川全域、三瓶の周辺部というような計画を立てておりまして、その事業費が約16億円ということになっております。それで、ただいまのご質問の中で、それぞれの財源内訳というなお話でございましたが、総事業費は約39億円を見込んでおります。それで、そのうちに交付金が約11億3,500万円、それから過疎債が23億3,000万円、そして一般財源が2億2,000万円、そしてなおかつ八西CATVより剰余金が発生しておりますので、この八西CATVより約2億円相当を見込んでおります。というようなことで、実際に西予市が負担する額面といいますのは、過疎債は約7割返ってまいりますので、一般財源と合わせた金額が約9億円になろうかと思えます。

以上でございます。

○副議長 元親孝志君。

○10番元親孝志君 このCATV事業に関しましては、市民の方よりも非常に財政が厳しい折にこういったものが必要かどうかという賛否両論あるわけでございますが、ただいま部長の説明によりますと、私は有利な起債もろもろを利用していただきまして、非常に安くできてるというふうに思っております。これは野村町時代も相当こういったことを検討しましたが、当時16億円かかるということで断念した経緯がありますが、西予市5町、三瓶町はまだ一部でございますが、5町を普及して市の持ち出しがわずか9億円ということでありますから、非常に私はうまくやっていたというふうに思っております。ただ、こういった情報が流れないんです、一般に。ですから、総額30億円と聞いて、わあすごいと言われるわけですが、内訳はこういうふうになるわけですから、先ほど一般質問でも言いましたが、やはり行政の情報の伝達方法っていうんですか、情報開示

の仕方というのは、やはり研究をされてうまく説明させていただけると、こういったことの理解、納得が得られるんじゃないかと思えますので、ひとつお願いをしておきたいと思えます。

○副議長 清水総務企画部長。

○清水総務企画部長 午前中の元親議員の一般質問の中で財政の公表というようなことで、議員さんそのものがなかなかわかりづらいというようなお話もありましたが、そういった点につきましては十分今後考えて、知恵と工夫を凝らしていかなければならないと、このように思っております。

ということで、このCATV、莫大な40億円という投資をするわけですから、当然これは住民の皆様きちっと説明をする責任があろうかと思っております。そういったことで、今後広報等にも周知をしまいたいと思えますので、どうかよろしくお願いいたします。

○副議長 ほか質疑。

兵頭竜君。

○1番兵頭竜君 119ページの4款2項2目塵芥処理費の中の事業概要の中から職員給与費、西部衛生センターの分なんですけど2,300万円、昨年度の当初予算を見てますと3,300万円となっております、約1,000万円の減額となっております。来年度、22年度に関して、この1,000万円の減額、何か事業がなくなったのかなといろんなことを推測するんですが、減額理由をお教えいただきたいのが1点と、127ページ、5款1項3目緊急雇用創出事業費、きのうの市長の予算説明の中でも39名の雇用がありますよというような説明がありましたが、どんな事業に何名雇用されるのかお示しいただきたらと思います。

○副議長 炭倉生活福祉部長。

○炭倉生活福祉部長 西部衛生センターにつきましては、昨年度より1,000万円ほど減額ということですが、来年度につきましては課長級を1名減にするという形で考えております。それには今ごみの分別なんかを西部のほうでやって

おりますが、それを宇和のほうへ持ってきて仕分けをするといった形をとっていきたいと思っております。

○副議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 兵頭議員の緊急雇用創出事業費についてご説明を申し上げます。

39名の雇用でございますが、その内訳でございます。観光交流支援事業に4名、これは観光施設の草刈り、それから整備等でございます。それから、文化の里観光支援事業に1名、これは観光ガイドでございます。次、公共土木施設維持管理事業で5名、これは道路の草刈り等でございます。次に、学校施設環境整備事業2名でございますが、これは学校施設の環境、学校内の整備でございますが、環境整備でございます。次に、畜産生産基盤維持管理事業、これにつきましては6名でございます、大野ヶ原の草刈り、育成等でございます。次に、林道維持管理事業4名でございますが、これは草刈りから路面補修等でございます。次に、緊急雇用推進事業2名でございますが、雇用の創出の手助けをするということで2名でございます。次に、納税推進事業2名でございますが、納税の業務に当たっていただきます。次に、介護雇用プログラム事業10名でございますが、これは介護福祉士育成事業でございます、給料をもらいながら専門学校へ行って、その施設に働くということでございます。次に、明浜観光施設環境整備支援事業2名でございますが、これも施設の環境整備に当たっていただきます。次に、図書館郷土資料整理事業1名でございますが、これは資料整理に当たっていただきます。

以上で39名でございます。

○副議長 酒井宇之吉君。

○17番酒井宇之吉君 私2点ばかり概要についてお尋ねさせていただいたと思います。

児童措置費、子ども手当支給事業でございますが、少子・高齢化の中、次世代の社会を担う子供一人一人の育ちを社会全体で応援すると。市長も先ほどこれの趣旨には賛同であるということでございましたし、二宮一朗議員の一般質問にもありましたように、答弁はしていただいておりますので

ございますけれども、財源内訳が今年度、事業費が5億408万円、国庫支出金が3億9,136万円、県支出金が5,577万円、そして一般財源が5,694万円ということになっております。1割強のものが市の財源を使わなければならない。これはもちろん先ほど説明があったように児童手当の問題もありましょうけれども、市のほうがこれだけの一般財源を持ち込んで、そしてやるべきであるかというのが私の疑問でございます。もともと介護保険ができたときにある若者が、親の面倒は金さえ出しとったら国が見てくれるのよなという質問がありました。いやそれは違うよというお話をした経緯がございます。今回この手当につきましても、子供をつくったら国が見てくれるのよなと、自治体が見てくれるのよなというような若者の思想に行きはしないかという心配をしている1人でございます。特に、約束事であった国庫で全部賄うという形が、一般財源の1割強を自治体を持たなければならないということが非常に疑問に感じております。そして、これが2万6,000円になりますと10億円、一般財源持ち出しが1億以上、こういうふうになるのでしょうか、まず1点。ほかに何らかの方法が、先ほど応援する観点ということからいえば、ほかにもっと方法があるんじゃないかということを強く訴えておきたいと思えます。そして、6月から始まるんですけども、どのように使う予定であるのかとか、また今後どのようにそのお金を使ったかということのアンケート、事後調査なんかする予定があるのかお聞きをいたします。

2点目でございますが環境衛生費、田園ロマンの里づくり推進事業でございますけれども、非常にこれは新聞紙上にもいろいろな形でコウノトリやツルが住む人との共生というのがテーマでございますが、この上げております一般財源42万8,000円でずっとそういうものができるかということは私は疑問でございます。今後これを皮切りに、継続的な年度別に計画を組んでおられるかどうかをお尋ねをいたします。2点、終わります。

○副議長 炭倉生活福祉部長。

○炭倉生活福祉部長 最初の子ども手当につきましてお答えをさせていただきたいと思いますが、

これは今の政策を国が打ち出してきておりますものを市の負担割合、当初は一切要りませんよというようなマニフェストでありましたが、現在は児童手当分、そういうものは前年度と同じ分は市のほうから出しなさいというようなことで、先ほど言われましたように児童手当と子ども手当、児童手当は2、3月分がありますんで全体で来年度一般会計からの繰り出しが6,926万4,000円ほどになります。そういった中で、23年度は2万6,000円支給するといった形で、それでは1億円ほどの一般財源の投入が必要だと。これが果たしてどうであろうかという質問であります。私たちの中では親御さんを持たれておられる方、国がこういう方向づけを出してきた以上は、西予市だけこのお金は上げませんよというわけにもいけないと思います。近隣市町と肩を並べていく必要があろうかと思ひますんで、そこらへんはご理解をいただきたい。あとは政治的なことで、議員さんがご努力をいただいたらなと思ひております。

次に、田園ロマンの里構想であります。これは4月1日から係を設けます。そういった中で、ツルとコウノトリ、そこらが人と共生できるようなまちづくりをしていったらなという形で、これから兵庫県の豊岡のほうへ視察と研修に行かせていただいて、西予市でどういうことができるかというものを今後見出していくための42万8,000円あります。今後は、事業計画ができ次第、それに基づいて予算化をさせていただいたらと思ひております。

以上です。

○副議長 酒井宇之吉君。

○17番酒井宇之吉君 1つ抜けておりましたので再度質問しますけれども、福祉部長はもう退職でございますので、できましたら理事者のほうから、これの追跡調査のアンケート的なものをとられるかどうかのご返事、計画なんかはまだ想定しておられますか、想定しておりませんか、お尋ねします。

○副議長 三好市長。

○三好市長 それでは、炭倉部長が3月末で退職

でございますので、私のほうから答えたらいいかなと思ひて答えさせていただきますが、アンケート調査につきましては、今の段階は計画しておりません。恐らく国のほうがしかるべき判断基準をされるとしたらされるんじゃないかなと思ひておりますが、それを期待されるご発言だと理解をしておるところであります。

以上です。

○副議長 松山清君。

○7番松山清君 96ページなんですけど、3款民生費の社会福祉費の事業の中で放課後等対策事業というのが出てきておるんですが、タイムケア事業というのがあるんですが、初めて出てきとるんじゃないかなと思ひうんで、今の実態といいますか、実態がどうでどうしようとしとるのかといったようなこと、401万3,000円ですけれども、そういう背景もあわせてお尋ねしたいと思ひます。

次が117ページの4款衛生費の5の精神衛生費ですが、これも初めて出てきたんじゃないかなと思ひうんですが、地域自殺対策緊急強化事業というのがあるんですが、これはなぜこういうのが出てきたのか、具体的に何をするのか、そして今これも実態といいますか、現状がどうなのか、そこをどう把握しているのか、そこでこういう金額になっているのかということについて、ちょっとご説明をお願いしたいと思ひます。

それと、質問はダブるわけなんですけど、127ページの緊急雇用対策事業で何名という説明ありましたが、これについて採用方法とか募集とか対象、それは一体どういうところを想定しているのか。前回もあったと思ひうんですが、補正か何かであつたような気がしますけども、職安を通じて募集されたように記憶しておりますが、本当に勤めたい方にこの情報が行ってないようなこともあつたりしたこともあるんで、そういうところがPRの徹底は何かお願いできたらと思ひうんですけども、今言った基本的な採用とか募集の方法とかそういったところをご説明お願いしたいというふうに思ひます。

そして、あと147ページの農林水産業費で造林事業費というのがございまして、市有管理事業というのが1,700万円ぐらいあるわけなんです

が、これはどこをどういうふうにしようとしとるのか、これをお尋ねしたいと思います。宇和町時代はあちこち町有林というのがありまして、私も議員も若いもんですから、境界はよう知ってって町長から言われまして、毎年山へ行ってずっと境界を歩いて回ったんですが、西予市になってそういうことがなくなりましたので、一体どうなっとるのかなというところも感じております。財産区はできましたけども、恐らくその市有林というのはここに出てきておりますようにあるはずなんで、その管理が今どうなっとるのか、その現状についてもお知らせしたいと思います。

最後に、156ページの7款商工費の中で事業概要で市特産品PR事業というのは34万8,000円組まれておるわけですが、市の特産品というのはすごくいい物がたくさん西予市にはあると思います。それで、それが旧町の形態をそのまま引こずってございまして、西予市全体として、オール西予市としてPRされてないと。例えば、城川のハムはハム、どんぶり館で売っているものはどんぶり館で売っているもの、ジュースはジュースみたいな感じで、横の連携がとれてないんじゃないかなという気がするわけです。文化の里も重伝建の選定も終わったことですし、ここらあたりをまとめてやっていく、そしてPR事業なんかというのは非常に重要なことなんで、予算はもうちょっとあってもいいんじゃないかなと思うんですけども、34万8,000円でやろうとされている内容についてお聞かせください。

○副議長 炭倉生活福祉部長。

○炭倉生活福祉部長 私が所管しております障害者福祉費につきまして、放課後等対策事業、タイムケア事業について401万3,000円予算を組まさせていただいておりますが、この内容につきましては障害児を持つ保護者の就労支援及び一時的な休息の機会の確保を目的とした放課後等における障害児の活動の場を確保するための支援経費を上げております。

次に、精神衛生費、地域自殺対策緊急強化事業であります。これは西予市におきまして自殺者が県内でも多いというような形で、3年度にわたって去年からやっております自殺予防対策として、自殺予防体制の個別支援システムの構築や普

及啓発を図り、心の危険信号をとらえ、必要な医療や適切な対応、保健師が指導をできる体制づくりをつくっていきたいということで250万円、これは県から全額お金をいただくことになっております。

以上です。

○副議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 先ほどの緊急対策事業の関係ですが、ページ127の面接の関係ですが、これは各担当がばらばらになってございまして、その担当で雇用を企画するということにしております。建設であれば公共関係、それから介護のほうは保健関係ということで対応をさせていただいております。

次に、ページ147の市有林管理事業の1,703万円でございしますが、この事業につきましては間伐、除間伐等が主な事業でございまして、市の所有しております除間伐等でございします。これが756万円等でございします。あとはそれに関連する重機、それから燃料、そういうものでございします。あと、林内の作業の補修関係の委託料でございします。

次のページ156ページの市産品PR事業でございしますが、これは34万8,000円と、金額的には今議員が言われるように少ない金額でございしますが、商工観光課のほうで市の産品を製作、またアピールしていくというようなことで実施する事業でございします。

以上でございします。

○副議長 松山清君。

○7番松山清君 足りない点について再度ご質問しますが、放課後等対策事業、具体的に何をどうする事業なのか、これはご説明をお願いします。

それと産業建設部長については、先ほど昔の町有林、これはどうなっとるのか。津島かどうかは忘れましたが、南の城辺でしたか、あの辺にもあったりとか、いろいろあるはずなんですが、それについてはどういうふうな、そこらをこれするんじゃないかと思うんですけども、この事業というのは。そこらを今どういうふうな形で管理

されとんですか。

○副議長 炭倉生活福祉部長。

○炭倉生活福祉部長 タイムケアの事業につきましては、障害のある小・中高生が特別支援学校等の下校時における活動の場の確保、それから小・中高生の保護者の就労支援、及び小・中高生を非常に介護している家族の一時的な休息を目的としております。そういった中で、知的施設、そういうところで一時的に預かっていただくということを今回からやっていこうというものであります。

○副議長 藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 今言われました市有林の関係につきましては、再度また調べさせていただきます。済みません。

○副議長 三好市長。

○三好市長 市になって、市有林は各旧町ごとそれぞれ持っておったところを、これ適切に管理をさせていただいております。だから、その造林事業でありますから、議員の方々ももし一緒に見たいと言われたらいつでも一緒にご同席いただきまして、私ども一緒に行っていただくことについてはやぶさかではありません。結構広い。そして、あと市有林とは別に財産区がそれぞれ大分ありまして、一番大きい財産区は魚成の財産区、そしてその次に野村の財産区が太いわけですが、そこらも一回、議員の皆さんも財産区は特別地方公共団体ですので、ここの土地運営とは違いますけれども、協同して議員さん同士歩いていただくこともありがたいかと、このように思っておりますが、適切に管理しておりますから。先ほど部長が言うことについては、別に資料というのが要るようだったらまた個別に委員会等々でお渡ししますし、それ以外については適切に管理をさせていただくことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○副議長 ほかに質疑ありませんか。

梅川光俊君。

○20番梅川光俊君 1点だけお聞きをしたいなと思っております。

このこともちょうど先ほどの一般質問の中にありました緊急通報事業ですか、241名という形があったんですけれども、それに関連をいたしますが、補正予算でCATV、これが減額措置になっております。その理由が、加入者がおりませんということでございます。そのことも減額、増額の下承をしたところですが、またことし16、4、800円幾ばくか出てきております。その中で一番考えますことは、このCATVのメニューの中には入っておりませんが、緊急通報事業というのがこの22年度の予算の中にも入っております。その辺を含めて、今回野村と城川へ入っていただくということなんですけれども、そうすると限界集落とかいろいろその集落がほとんど1戸か2戸とかそういう形の中の出るだろうと思っております。その辺に対して、やはり緊急通報事業も400ぐらい上がったのかと思っておりますけれども、それを含めながらそういう取り組みができればありがたいと思うことと、その各集落に1戸でもその加入をさせていただいて、それを地元でもそういう運動をいたしますけれども、それを含めて、できればこの有利な事業の中で、減額がならないようにできるだけ前向けてこの設備がきちっとできますようお願いをして、その辺がどうかというご答弁を願いたいと思います。

○副議長 ページ数は何ページでしたか。

○20番梅川光俊君 これは本当に城川へ入りますと、CATV事業の中で限界集落とかそういうところがいっぱい出てきますので、今回宇和で加入が全然ありませんので減額という形をとられております、その事業費に関して。今回も城川へ入られても、そういう物の考え方が懸念をされます。そのときに、やはりその地域をどうするかという中で、少し配慮を願いたいと、そういう考え方であります。1戸でも入れればそこまで持ってほしいと思いますので、ひとつよろしく願いをいたします。

○副議長 ただいま一般会計の予算の中でございますので、ページ数をおっしゃってください。

暫時休憩をいたします。（休憩 午後１時５３分）

○副議長 再開いたします。（再開 午後１時５４分）

清水総務企画部長。

○清水総務企画部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

今の件につきましては、以前のこの議会の場でも私答弁を申し上げましたが、宇和であろうが野村の中心部であろうが、あるいは限界集落であろうが、基本的な考えは同じであろうと私はそう思っております。

○副議長 ほか質疑ありませんか。

二宮一朗君。

○２番二宮一朗君 ちょっと３点ほどお伺いをいたします。

まず最初に、６２ページの総務費、総務管理費、１１目の交通安全対策費と１０目の防犯対策費の中のそれぞれ１９節の西予地区防犯協会負担金７６６万１，０００円と交通安全協会負担金８８５万６，０００円、これはどういう意味の負担金なのかというのが１点。

２点目が、ページ数１８２ページ、消防費、４目災害対策費の中の事業概要で見ますと自主防災組織活動育成補助事業という部分でありますけれども１４７万円。これちょうどこの間災害がありまして、津波の警報等出まして、気になったものですけども、予算を見ても平成２０年が３６８万２，０００円、昨年度が２５７万４，０００円、今年度が１４７万円と、大体年々１００万円ずつ減額をされてきております。事業内容がどうなのかというのは僕よくわからないんですけども、実質的に自主防災組織というのが名前はできているんですけども、形は。なかなか進んでいないように感じます。ちょうど昨年、自分自身のことですけども、その集落の部落の役員をしまして、状態を初めて知りまして、これどうならいなという思いをしております。ですから、この減額をされておるといことの意味がどうなのかなと。もし僕が思う事業でないのであれば、自主防災組織を発展させるような予算で、例えば当初の３６０万円とか使えることがあるんじゃないのか

なというふうに思いますんで、その辺の中身を教えていただきたいというのが１点。

３点目に、ページ１９６ページ、中学校費の教育振興費、２目ですが、その中の１９節の負担金の中で通学費補助金というのがあると思いますが、概要でいうと多分生徒遠距離通学費補助事業なのかなと思うんですけども、この中身は旧町単位で言いますと、学校単位で違うとは思いますが、状況で。例えば、宇和中学校で私が以前ＰＴＡを担当させていただいているときにもよく出てきた話で、通学費の補助に対しては年々順次変わってきているとは思いますが、今の現状をちょっともしわかれれば教えていただきたいと思っております。３点お願いいたします。

○副議長 清水総務企画部長。

○清水総務企画部長 防犯協会と交通安全協会の補助金であります。これは主に人件費に係る補助金であります。

以上であります。

それから、自主防災については総務課長のほうから答弁いたします。

○副議長 総務課長。

○上甲総務課長 自主防災組織の活動育成補助金１４７万円ということについてお答えをいたしましたと思います。

この補助金につきましては、組織を結成する段階で育成補助金と結成支援補助金という形で補助を出しておるものでございます。まず、活動育成補助金につきましては、事業費の３分の２の額、１０万円以内ということで、結成後３年間補助をするようにいたしております。もう一つ結成補助金につきましては、１人当たり１００円、それぞれ組織の人口に対して１００円を乗じた額を補助するものでございます。これは１回限りでございます。ずっと補助金が減少しておるんじゃないかというご指摘でございますけれども、これは１８年から結成を促しまして、ことしの２月現在で西予市９３．６％の結成率になっておるかと思っております。そういう関係で、年々先ほどの補助金の額も減っておるということでございます。

以上でございます。

○副議長 森教育部長。

○森教育部長 二宮議員の生徒の通学費補助金でございますが、手元に精細な書類を持っておりませんので、今議会の後、お知らせをしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長 二宮一朗君。

○2番二宮一朗君 ちょっと1点だけ、今の内容は、事業はわかったんですけども、自主防災組織について。先ほども申しましたように、現実には組織は93.6%できてても、今回のああいいう警報があったとき、私もちょうどあの警報が出たときに気になって明浜をおりてずっと海岸沿いを三瓶を走ってみました。1時過ぎから4時ぐらいの間。田之浜地区なんかは何カ所かで集落の人が集まって、また消防団は全部ですけども出ておりました。ほかのところを見てみると、そんなに避難をしているとか、まだ仕事をその辺でされようる人もおるとか、高山の大早津の釣り突堤で釣りをしとる人もおる。船で出とる人さえもおるといふような状況でした。ですから、自主防災組織があの明浜の本当に熱心にやられとるあの地区でさえそういう状況であります。本当に将来の東南海地震等を踏まえたときに、だれもがうちぐらいはと思うんですよね。私もそういうところあります。でも、やっぱりせっかくの立ち上げた組織を進化させていただきたいのと、それが行政の役目ではないかと思うので、ぜひまたご検討をお願いしたいと思います。

○副議長 総務課長。

○上甲総務課長 今の二宮議員の再度の質問にお答えをいたしたいと思います。

確かに明浜町につきましては、自主防災組織かなり前から結成をされておまして、今回の津波警報におきましても約480名の方が高台に避難をしていただいたという経緯もありますし、一方三瓶につきましては数十名程度であったかといふように、本部におりまして把握をしておるところでございます。そういう意味で、自主防災組織の温度差といいますか、活動の温度差というものを痛切に感じたわけでございます。今後は、自主防

災組織の訓練会等につきまして、それぞれの自主防災組織、そして三瓶、明浜それぞれの支所において年1回程度の訓練会等につきましては実施をして、いざというときに備えたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長 元親孝志君。

○10番元親孝志君 9款消防費についてでございますが、事業概要が八幡浜地区施設事務組合負担金というので1億8,100万円計上されておりますが、これは前年度と比べますと3,000万円増額になっておりますが、まず増額の内訳が1点。

それからもう一点は、西予市が合併をいたしまして、5町の平準化を進めてきたわけでございますが、その中で平準化できてないのが上水道の料金とそしてこの常備消防の三瓶とそれから他の4町との職員の給与格差、これが是正されてないというふうに私思っておりますが、まずこの事務組合、三瓶だけが八幡浜事務組合になっておるわけでございますが、今西予市が宇和病院の新築計画を進めておるような状況の中で、宇和病院が新しくできれば、当然三瓶町の人たちは救急車に乗れば宇和病院に搬送されるというのが基本的な考え方であろうと思いますが、まずこの事務組合というものがいつ解消されて西予市消防署になるのか、それからまた以前議論を進めておられました消防組織の再編で、愛媛県下一本部にする云々の話がございましたが、そういった消防組織の再編計画等がどのようになっておるのか、この2点について伺いしたいと思います。

○副議長 中野消防長。

○中野消防本部消防長 八幡浜施設事務組合の負担金でございますけれども、これは八幡浜のほうで今度はしご車を更新するというふうなことを聞いております。その資料のほうについては、財政課のほうに提出がされておるのではないかというふうに思っております。

それから、消防の広域再編でございますけれども、現在三好市長を初め多くの市長が県一ブロックというふうな話を進めておりました。しかし、

なかなか話がまとまりませんで、ことしの4月からは任意協議会というふうな話もあったんですけども、まだそこまで至っていないというふうな市もございまして、現在3ブロック等についてのことも視野に入れて検討、いろいろ消防のほうで協議をしていかなければいけないというふうな状況になっております。

三瓶の分でございますけれども、以前に全員協議会のほうでご説明を何年か前にさせていただいたわけでございますけれども、その段階では消防広域再編のときを待とうというふうな結論だったかというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 元親孝志君。

○10番元親孝志君 今の説明によりますと、まず3,000万円の増額についてははしご車を購入することなんです、ご案内のように西予市の庁舎、屋上までいきますと6階建てになると思うんですが、こういった場合に西予市は3,000万円負担していますよね。そのときに例えば、あることはないかもしれませんが、庁舎の屋上でそういった必要性が生じた場合に、八幡浜は出動するんですか、西予市に向かって。

○副議長 中野消防長。

○中野消防本部消防長 現在の段階では、管轄が決まっておりますので、基本的に応援要請をしなければ出動はしないという形になります。西予市、旧の東は現在の西予市消防本部の管轄についてでございますので、以上でございます。

○副議長 元親孝志君。

○10番元親孝志君 もう一点だけ関連ですが、東京都庁の石原知事がおられる部屋っていうんだから4階になっておると聞いたんですが、それは消防のはしご車が届く範囲とかということになっというんですが、西予市のようにいきなり6階建てとかできた場合に、その消防法、結構建物に対して厳しいんですが、はしご車の設置っていうのは、そういう義務づけというのはないんですか。

○副議長 中野消防長。

○中野消防本部消防長 現在の西予市の建物の状況では、はしご車を設置するという基準には達していないということでございます。

○副議長 嶋川武文君。

○11番嶋川武文君 104ページの子ども手当に関連いたしまして、二宮議員からもあったんですが、地方自治体の負担金をお願いしたいと思います。

それと、ちょっとページ数が見当たらないんですが、これ市長に一つお願いしたいんですが、水産関係の雇用関係で市長には英断をしていただき、非常に感謝している次第でございますが、先ほども元親議員から質問があって、ちゃんとやっているよという答弁もいただきました。それで、私もこれに関連いたしまして、関係部課長と話はするんですが、どうも一部かみ合わないのがあります、そこは政治的な判断と申しましょうか。例えば、A水産というのがありまして、従業員が7人いると。それで、隣の八幡浜から従業員が4人ぐらい来ておると、3人が三瓶だという場合に、どうも3人掛ける1万円掛ける12カ月になっているようでございます。ご案内のとおり水産業界は、今度の合併でも多少ねじれはあるんですが、もともと八西地区でございますので水産業界は漁業組合が象徴しているように、八幡浜と非常に深い関係がございまして、八幡浜の従業員が三瓶に来る、三瓶の従業員が八幡浜の水産会社に行っているというケースが非常に多うございます。これは、部長とか課長の判断はこれも正しいんです、実は。私も正しいと思います。でも、私も正しいと思っております。こういう案件は、両方正しいんだと思います。私は、今申しましたように、A水産というのがあるとすれば、7人掛ける1万掛ける12カ月でぜひやっていただきたいと思っているわけでございます。具体的に言いますと、お金は恐らく会社に振り込むんだと思うんですね、A水産会社に。これはどうしてもかみ合わないところで、今も申しましたように部長も正しいですよ。でも、私も正しいと思っているわけですから、一つ市長の裁定じゃありませんが、今ここに市長のお答えをというのは確

かに難しいかもしれませんが、一つ市長のお考えをできればお伺いしたいと思うわけでございます。

○副議長 炭倉生活福祉部長。

○炭倉生活福祉部長 子ども手当につきまして、一般財源が幾らかということではありますが、6,926万4,000円が必要になってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 三好市長。

○三好市長 水産の雇用については、以前の議会、あるいは委員会等々も含めてでございますが、嶋川議員からご提案があったことを私どもは淡々と実施させていただいて、非常に水産業をやられてる方には喜んでいただいたことと思っております。

そういう中で、細かい云々については私もちょっと知らないところでありますが、恐らくやっていったら今のようなことも起こるんであろうかと思えます。そういう中で一番考えなくてはいけんの、西予市は水産あるいは農業がそれぞれ漁協、農協がまだ先にやっております。非常にそういう面ではやりづらい。だから、行政として両方の考えを聞きながらやらないといけないという側面もあるし、行政がそれぞれ違うところにあるというのは非常に難しい側面があります。私は、守るのは市長としては西予市を守る立場、八幡浜市は八幡浜市を守る立場にあります。その中で、これは市の税を単純に言えば使うということでございますので、どの辺が正しいのかというのが、ちょっと私も今のご発言でははかりかねますが、判断基準は適正にどこかで置かないといけんっていうことは自覚しておりますので、今後の課題というものでやらせていただきたらと思います。

以上です。

○副議長 小野正昭君。

○6番小野正昭君 どうしようかと思って大分迷ったんですけども、あえて質問をさせてもらいます。

68ページのこれは細節にあるんですけど、エルタックス運営事業が税金の関係だと思うんですが、去年は50万円だったんですが、約11倍ほど、655万2,000円。これはどういうふうなふえ方をされたのか、昨年と比べてですね。どういう事業をされるのか。

それからもう一点、これもちょっと聞きにくいんですが、69ページの23節、900万円、これは市税の約30億円に対する市税過誤納付還付金と3%ぐらいですかね、計算が。このぐらいの額を見込まれとると思うんですが、これが正しいのかどうかという判断はつきにくいんですが、どういう根拠でこういうふうな予算立てをされたのか2点目。

それから、これは関連質問になるんですけども、先ほど梅川議員がCATVの光ケーブルの質問をされましたけれども、この予算書の説明で64ページの15節の工事請負金のところで、3地区を除外すると、松溪、多田、田苗を除外するというふうな提案説明があったかに記憶をしておりますけれども、そこで例えば原則的にはしないという清水部長の答弁でしたけれども、例えば都会のほうから田舎に住みたい、しかも山間部に住みたいという方があった場合に、メーター3,000円要るわけですかね、説明では。そうすると、1キロ引くことになると300万円、これを引きたいということになれば個人負担になるわけなんですよ、引かないということであれば。できたら私は、福祉の面からも救急医療の面からも、集会所あたりぐらいまでは、原則的に引かないと言われますけれども、部長ぜひ置き土産で何とか検討してみようというぐらいの温かい配慮をしてもらって、集会所あたりぐらいまではして、あとはもうこれ受益者負担はいたし方ないんですけども、ばさっといくというのは何か忍びないなと思いますんで、ひとつ温かいご配慮をお願いしたいなど。

以上3点、質問いたします。

○副議長 総務企画部長。

○清水総務企画部長 まず、税のほうのエルタックスの運営事業費の関係であります。これは確定申告をする場合に電子申告あるいは手書きに分かれるわけでもありますけれども、一応来年度から全国的にエルタックス、いわゆる電子申告という形

をとる形になっております。それで要するに、税務署に確定申告をする場合に、その電子申告をした場合には即、税務署からこの西予市のほうにデータをいただく、そういうようなやりとりをする事業であります。そのための経費であります。

それから、還付金のことがありましたね。これは、今非常に経済情勢が悪化しておりまして、いわゆる法人の歳出還付に当たるものであります。といいますのは、法人の申告につきましては、まずその年に所得割といいますか、所得税を納めますと、その翌年にはその2分の1相当を予定納税をしなければなりません。それで、今度その該当する年度に当たった場合に、予定納税をしておるけれども、経営の悪化といいますか、そういう形で所得を納めなくてもよいといった場合に、いわゆるその予定納税分が返ってまいります。そういった意味の歳出還付をここに挙げております。

それからもう一点、CATVの関係であります。今ほど小野議員から置き土産という考え方はどうかというお話でございましたが、これはやはり正直申しまして、私自身も確かにそのような一つの温情的といいますか、そういった考え方も持たいたいという気はいたしておりますけれども、やはり伝送路が非常に長い集落、あるいは街中の中で非常に加入率が低い場合、そうした場合にはかれこれの要らない、いわゆる無駄といわれるような経費がかかってまいります。そういうことで、まず私たちが考えてきたのは、とにかく一番近い、とにかく入らなくてもある程度その付近までは引っ張りますよというような基本的な考え方を持っております。ですが、私は、議員さんが心配されておりますけれども、やはり今このように私たちが力を入れて促進しておるわけですから、今の段階に手を挙げてもらえれば当然引っ張るわけですから、できる限り今の段階で手を挙げてもらうのが私は一つの考え方であると思っております。

以上です。

○副議長 暫時休憩いたします。（休憩 午後2時19分）

○副議長 再開いたします。（再開 午後2時29分）

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程12）

○副議長 次に、日程第12、議案第36号「平成22年度西予市授産場特別会計予算」から議案第48号「平成22年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの13件を一括議題いたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

松山清議員。

○7番松山清君 議案第36号西予市授産場特別会計で、前年度と比較して330万円の増額ということで、先ほど補正でも減額があって、事業自体はふえてないように思うんですけども、ということで人件費の面での増額かなと。これは何か体制を変えとか、授産場自体の作業とか、何かそういった支援体制というんでしょうか、それを変えるのかどうかということについて1点お伺いしたいのと、もう一点は、宇和の授産場というのがありまして、今は休止というんでしょうか、なっとるんですが、これは将来、建物は残っとるのどうされるのかと。2点お願いします。

○副議長 炭倉生活福祉部長。

○炭倉生活福祉部長 授産場でございますが、3瓶の授産場につきましては、今12名来ていただいております。そういった中で職員を1名配置して、それから臨時職員という形でやらさせていただいております。当初21年度は若い職員を配置しておりましたが、嘱託で作業員という形で雇用しましたんで、そこで21年は減額をしております。それで今回はまた職員が、今の職員の給料を張りつけとるということです。21年は係の給料表、それから専門職を張りつけましたんで、それで補正で対応させていただいたという形で、去年の比較をされますと、当初は上がっておるといことになります。

それと、宇和の授産場につきましては、今後やっていくような形は今のところ見えておりません。廃止いたします。

○副議長 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

（日程13）

○**副議長** 次、日程第13、議案第52号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

嶋川武文君。

○**11番嶋川武文君** それでは1つだけ、国民健康保険税の値上げということでございますが、これはきょうも話の中に出てきましたが、これだけ値上げするというのはなかなかコンセンサスが得にくいと私は思うわけでございます。国民健康保険特別会計予算に関係するわけでございますので、これらの診療所勘定の検討をしているということをお聞きいたしました。どうもあすかあさって答申が出るということでございますが、どうもこれとセットにして説明しないと、なかなか同意は得られにくいんじゃないかと私は個人的に思います。したがって、値上げの分だけ説明ではなくて、やはりセットにした説明が必要かと思うわけでございます。値上げだけ先行して、これどうも話が決まっている税金でございますので、増税だけして、先行して、改革はやってはおるんですが、それは触れないというのは少しおかしいかなと思いますので、その辺の兼ね合いを答弁できるようにお願いいたします。

○**副議長** 炭倉生活福祉部長。

○**炭倉生活福祉部長** 保険税の12%の値上げにつきましては、合併16年に繰越金や基金が6億4,000万円ほどありました。年度ごとの赤字が累積いたしまして、現在20年の最終的に基金が2億5,000万円というところまで逼迫してまいりましたので、どうしてもこの税を上げなくてはならない。西予市におきましては、今まで税は愛媛県下でも一番低いような状態で維持してまいりましたので、そこら市民の皆様にはご理解をいただきたい。税は上げてはまだ下のほうにありますので、それのご理解をいただきたい。それにあわせて、診療所特別会計におきましても明浜の診療所、そこらに8,000万円一般会計から毎年繰り出していかなくてはならないというようなことで、あそこでそれだけの医者が必要かと、それだけの診療がなされておるかというようなことを検討委員会やいろいろ協議をしていただ

きました。あす、佐藤委員長のほうから3時に市長のほうへ答申をするようにしておりますので、その答申内容につきましては、その答申が出てからの回答にせらせていただきたいと思います、何分にも国保の会計、予算的に非常に困難な状態になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○**副議長** 梅川光俊君。

○**20番梅川光俊君** 私も一言だけこの件についてお願いをしたいと思います。

確かに、県下からいきますと下の部位におると思います。けども、やっぱり今の1次産業でやっているとこの人たちが入ってるんだろと思っております。自営業とか。一番困りますことは、12%っていったらすごい数字です、これ。その辺の4月から周知徹底をするということでございますので、なおかつ本当にそれを周知徹底をしてほしい。目的税でございますので。その辺をお願いをしたいのと、それから最高限度額っていうのちょっと教えていただきたいと思います。

○**副議長** 炭倉生活福祉部長。

○**炭倉生活福祉部長** 今現在ちょっと頭の隅のほうにあったらいいんですが、なかなか記憶が出てまいりません。介護やそこらがきておりますので、後期高齢というものも最高額が決められております、その国保税の中に。最終的には約63万円ぐらいだったと頭の隅にあるんですが、確かなものでありませんので、後ほどお知らせをいたしたいと思います。お願いいたします。

○**副議長** 兵頭竜君。

○**1番兵頭竜君** 1点だけ質問させていただきます。

先ほども炭倉部長のいろいろの答弁の中から、この国保税が県内で1番、2番目に低かったのが、今回の引き上げによってもまだ低い部類にはほかの他市町と比べて入っているということなのですが、この引き上げ今回施行されたとして、私1つだけ懸念するのは、まだちょっと他市町と比べて低いということも、低けりゃ低いほどそれ

は住民、市民にとってはいいと思うんですが、また二、三年後先にまた引き上げだよというようなことが起こっちゃいけないなということも懸念をしているわけです。5年、10年先のこの引き上げによっての見通しが現段階であるかどうか、その辺を1点伺いをいたします。

○副議長 炭倉生活福祉部長。

○炭倉生活福祉部長 兵頭議員のご指摘、10年先の税かといわれますと、もうこれは22年度の税であります。23年度はどうなるかまだわかりません。そういう状況の中にありますんで、その2億5,000万円も基金ありますけど、風邪などが流行しますと、一気に医療費がかさんでまいります。そういった中で、本来の姿の税というものに今、大体概算で組まさせていただいております。23年度、こうしたらもうこれで安泰かといわれますと、それはノーであります。今後の動向を見ながら、また市長のほうも昨今言われておりましたが、愛媛県下で国保特別会計、国保の保険証、愛媛県のほうで発行できるような検討も今、西予市だけでなしに、広域的な見地からこの取り組みがなされていこうとされておりますんで、そこらもあわせて検討していきたいと思っております。よろしくお願いします。

○副議長 ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長 ただいま議題となっております議案44件については、お手元に配付いたしております各常任委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

各常任委員会においては、各議案について十分に審査を行い、11日及び最終日の本会議において、委員会の審査の経過と結果について各常任委員長の報告を求めることといたします。

（日程14）

○副議長 次に、日程第14、陳情第1号「南予地域から産出された木材を使った住宅建築促進のための市町単独補助事業の創設について」から陳情第4号「夫婦別姓制度の拙速な導入に反対する意見書の提出を求める陳情について」までの4件を一括議題といたします。

この陳情につきましては、お手元に配付してお

ります陳情文書表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時42分

平成22年第1回西予市議会定例会会議録（第3号）

1. 招 集 年 月 日 平成22年3月11日
 1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場
 1. 開 議 平成22年3月11日
 午前10時00分
 1. 散 会 平成22年3月11日
 午前10時22分

1. 出 席 議 員

- 1 番 兵 頭 竜
 2 番 二 宮 一 朗
 3 番 兵 頭 学
 4 番 明 智 祥 勝
 5 番 井 上 勲
 6 番 小 野 正 昭
 7 番 松 山 清
 8 番 宇都宮 明 宏
 9 番 松 島 義 幸
 10 番 元 親 孝 志
 11 番 嶋 川 武 文
 12 番 沖 野 健 三
 13 番 森 川 一 義
 14 番 藤 井 朝 廣
 15 番 浅 野 忠 昭
 16 番 岡 山 清 秋
 17 番 酒 井 宇之吉
 18 番 兵 頭 勇
 19 番 山 本 昭 義
 20 番 梅 川 光 俊
 21 番 菊 地 ミスギ
 22 番 大 竹 忠 盛
 23 番 二 宮 元
 24 番 坂 本 隆 重

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 別 宮 静
 教 育 長 森 英 二
 公営企業部長 九 鬼 則 夫
 会 計 管 理 者 上 甲 悦 子
 総務企画部長 清 水 忠 夫
 産業建設部長 藤 中 彰
 生活福祉部長 炭 倉 貞 明

教 育 部 長 森 精 一
 明浜総合支所長 高 岡 和 廣
 野村総合支所長 角 藤 和 幸
 城川総合支所長 清 水 享 司
 三瓶総合支所長 宇都宮 又 重
 消防本部消防長 中 野 竹 夫
 総 務 課 長 上 甲 憲 章
 財 政 課 長 河 野 敏 雅
 企画調整課長 上 田 甚 正
 監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 岩 本 明 定
 議 事 係 長 井 上 千 浪

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 議案第22号 平成21年度西予市一般会計補正予算（第11号）
 議案第23号 平成21年度西予市授産場特別会計補正予算（第4号）
 議案第24号 平成21年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
 議案第25号 平成21年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
 議案第26号 平成21年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
 議案第27号 平成21年度西予市老人保健特別会計補正予算（第2号）
 議案第28号 平成21年度西予市介護保険特別会計補正予算（第4号）
 議案第29号 平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 3 0 号 平成 2 1 年度西予市公共下水
道事業特別会計補正予算
(第 5 号)

議案第 3 1 号 平成 2 1 年度西予市簡易水
道事業特別会計補正予算
(第 4 号)

議案第 3 2 号 平成 2 1 年度西予市上水道
事業会計補正予算 (第 4
号)

議案第 3 3 号 平成 2 1 年度西予市病院事
業会計補正予算 (第 4 号)

議案第 3 4 号 平成 2 1 年度西予市野村介
護老人保健施設事業会計補
正予算 (第 4 号)

議案第 3 1 号 平成 2 1 年度西予市簡易水
道事業特別会計補正予算
(第 4 号)

議案第 3 2 号 平成 2 1 年度西予市上水道
事業会計補正予算 (第 4
号)

議案第 3 3 号 平成 2 1 年度西予市病院事
業会計補正予算 (第 4 号)

議案第 3 4 号 平成 2 1 年度西予市野村介
護老人保健施設事業会計補
正予算 (第 4 号)

本日の会議に付した事件

- 1 議案第 2 2 号 平成 2 1 年度西予市一般会
計補正予算 (第 1 1 号)
- 議案第 2 3 号 平成 2 1 年度西予市授産場
特別会計補正予算 (第 4
号)
- 議案第 2 4 号 平成 2 1 年度西予市住宅新
築資金等貸付事業特別会計
補正予算 (第 2 号)
- 議案第 2 5 号 平成 2 1 年度西予市国民健
康保険特別会計補正予算
(第 5 号)
- 議案第 2 6 号 平成 2 1 年度西予市後期高
齢者医療特別会計補正予算
(第 3 号)
- 議案第 2 7 号 平成 2 1 年度西予市老人保
健特別会計補正予算 (第 2
号)
- 議案第 2 8 号 平成 2 1 年度西予市介護保
険特別会計補正予算 (第 4
号)
- 議案第 2 9 号 平成 2 1 年度西予市農業集
落排水事業特別会計補正予
算 (第 3 号)
- 議案第 3 0 号 平成 2 1 年度西予市公共下
水道事業特別会計補正予算
(第 5 号)

開議 午前10時00分

○議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、議案第22号「平成21年度西予市一般会計補正予算(第11号)」から議案第34号「平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第4号)」までの13件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、岡山総務常任委員長の報告を求めます。

岡山委員長。

○岡山清秋総務常任委員長 おはようございます。

総務常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月3日の本会議において、当常任委員会に付託されました議案1件を3月5日、8日、9日の3日間委員会審査を行いました。

審査結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりであり、議案を原案のとおり全会一致で可決決定をいたしました。

なお、議案審査の過程において、委員より特に質疑がありました事項の概要をご報告申し上げます。

議案第22号「平成21年度西予市一般会計補正予算(第11号)」について、今回の主な補正予算の中で地域活性化・きめ細かな臨時交付金4億3,172万6,000円があり、今やらないといけない事業を優先して補正予算を計上したとの説明でありました。

その中には、12月に300万円の測量設計監理委託料補正を計上しておりました三瓶総合支所移転事業を今回の交付金で8,513万4,000円を使い早期に完成させるとの説明でありました。

同じくこの交付金で野村中学校の維持管理事業4,494万円で、爆裂が激しい外壁、軒天の改修を行うとの説明でした。

次に、流通開拓連携促進事業9,000万円減額の説明を求めたところ、郵便事業者との地権者

の所有権移転の時期が22年9月ごろになるため22年度に組み替えをするとの説明でした。

また、誇れる地域づくり活動事業1,383万4,000円減額の説明を求めたところ、当初2,400万円計上しておりましたが、要望が少なく減額になるとの説明でありました。

次に、ケーブルテレビの加入促進については、3名の推進員で対応しておりますが、説明会などの出席率が低く効果が上がっていないので、今後区長さんを通じてチラシ等を配布して加入促進をしていくとの説明でありました。また、進捗率の質問に、2月末で宇和188世帯、野村657世帯の申し込みがあり、381世帯の引き込み工事が完了しているとの説明でありました。

次に、小・中学校耐震化事業の説明を求めたところ、小学校では大和田小学校、皆田小学校、3,594万6,000円。中学校では宇和中学校は4棟、三瓶中学校は3棟、1億979万3,000円を前倒しして計上するとの説明でありました。

次に、宇和町地域文化の里整備事業基金について、重要伝統的建造物群保存地区の指定を受けたが、今後基金の使用方法的な質問に、国からの補助は23年度からのため、22年度は町並み建造物修理の要望があれば活用し、その後も空き家等の対策に必要であり、この基金はこれからも必要で一般財源への組み入れは考えていないとの説明でありました。

以上、審査報告とさせていただきます。

平成22年3月11日、総務常任委員会委員長 岡山清秋。

○議長 次に、元親厚生常任委員長の報告を求めます。

元親委員長。

○元親孝志厚生常任委員長 それでは、厚生常任委員会の審査結果についてご報告申し上げます。

当委員会に審査を付託されました平成21年度西予市一般会計補正予算(第11号)及び7特別会計補正予算、3事業会計補正予算につきまして、3月5日に委員会を開催して審査を実施いたしました。

審査の結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、全議案を原案のとおり全会一致で可

決決定いたしました。

なお、議案審査の過程において、補正額が大きい事項及び委員より特に質疑がありました事項についてご報告申し上げます。

初めに、議案第22号「平成21年度西予市一般会計補正予算（第11号）」についてご報告申し上げます。

今回の主な補正は、市民生活課所管において浄化槽設置整備補助事業1,185万9,000円減額補正であります。これは5人槽11基、7人槽45基分が不要となり減額補正するものであります。減額の理由は、公共事業、公共下水事業、農業集落排水事業の普及に伴い申請件数の減によるものであります。

次に、塵芥処理庶務事業850万円の減額補正についてであります。これはごみ袋の入札減によるものですが、委員より、入札減によって1袋当たりの単価が減少しているのであれば、ごみ袋の単価を下げて住民に還元してはどうかという意見がありましたが、市としては、ごみは可能な限り出さないという理念で取り組んでいるので、ごみの排出を奨励するような方向には賛同できないということでありました。

また、ごみ運搬業務委託事業及び埋立ごみ処理委託事業、合わせて321万4,000円の減額補正であります。これはごみの再分類によって減額を達成することができたということでありました。

次に、社会福祉課所管において、保育園及び保育所の民営化計画は、その後どうなっているのかという質問に対し、行政大綱に基づき平成22年から5年計画で民営化を実施したいと報告がありました。平成22年度中に市の基本方針を策定し、23年度以降民営化への環境が整い次第順次対応をしていきたいとのことでありました。

また、都会においては不況の影響で生活保護世帯が急増しているが西予市内においてはどうかという質問に対して、4年前に市内の生活保護世帯は222世帯であったものが、現在は250世帯余りであり、西予市内においては急激な増加は生じていないとの説明でありました。

次に、健康づくり推進課所管において、予防接種委託料1,000万1,000円の減額補正について、これは日本脳炎に対する予防接種費用であります。この予防接種には急性散在性脳脊髄

炎発症の副作用があることから、平成17年から日本脳炎予防接種の積極的な奨励をやめたことにより、今回このような結果が生じております。今年の実績は、1月末現在、第1期生後6カ月以上90カ月未満が79名、第2期9歳以上13歳未満が2名となっております。

また、健診委託料1,358万8,000円減額補正についてであります。これは4月から10月にかけて実施している地区別集団健診費であります。減額補正するということは受診されていない人が多いということであり、好ましくない減額補正であります。

次に、7特別会計について、特に西予市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算では291万1,000円を一般会計から繰り出していることについて、税の公平性の視点からも、納税者に対しては支払い能力等を十分調査され、愛媛地方税滞納整理機構を活用するなどして徴収に努力されたいと要望をいたしました。

また、西予市国民健康保険特別会計補正予算においては、三瓶の2つの診療所勘定を除くすべての診療所において医業収益が減少し、一般会計からの繰り出しが増加しております。過疎化に伴い利用対象者が年々減少していることが大きな要因であります。国民健康保険特別会計は21年度決算額で1億円余りの収入不足が生じることを考慮すれば、診療所の運営には特に注意が必要ではないかとの意見がありました。それに対して、3月5日には診療所のあり方に対して検討委員会からの答申も出てまいりましたので、それらを参考にさせていただきながらあるべき診療所運営について住民の皆さんの理解をいただけるよう協議を進めてまいりたいとの回答でありました。

次に、国保税の滞納によって保険証の交付をとめられている世帯が120世帯程度あるが、子供の取り扱いについてはどうなっているのかという質問に対して、滞納世帯であっても中学生までは保険証を交付しており、今年の夏以降、高校生についても保険証を交付する予定であるとの説明でありました。

次に、簡易水道特別会計及び公営企業会計予算についてであります。宇和病院において給与費5,866万5,000円の減額補正について、その内訳について説明を求めました。

これは看護師3名と薬剤師1名の年度内退職に

よる減額補正との説明がありました。年度内に4名の医療スタッフが退職するということは、何か特別の理由があったのではないかとこの質問がありましたが、病院側の責任で退職するのではなく本人の確固たる理由があつてのことでとめることはできなかったということでありました。補充につきましては、早急に専門学校等に募集をかけているとのことでありました。

最後に西予市上水道事業会計補正予算について、営業収益3,457万円減額補正について、その理由の説明を求めました。

意外と思ったことは、近年の技術革新によって節水機能が非常によく普及しており、特に食器洗い乾燥機等の普及によって水の使用量が大幅に減少しているとの説明には驚きを感じました。節水と経営という二律背反を今後どうクリアするのか新たな課題が出てまいりました。

以上、報告とさせていただきます。

平成22年3月11日、厚生常任委員会委員長 元親孝志。

○議長 次に、森川産業建設常任委員長の報告を求めます。

森川委員長。

○森川一義産業建設常任委員長 産業建設常任委員会の審査結果をご報告申し上げます。

去る3月4日の本会議におきまして、当常任委員会に付託されました平成21年度補正予算について、3月5日から3月8日まで関係部課長の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。

その審査の経過並びに結果の概要についてご報告を申し上げます。

初めに、議案第29号「平成21年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について、事業費の減額は事業費確定による減と多田地区処理施設機能調整工事の減によるものとの説明を受けました。

委員より、一般加入と事業加入で加入金は分けているのかという質問があり、一般加入金は1升20万円としているが、農業集落排水施設は地元の維持管理組合から引き継いでいるため事業加入金は統一されていないのが現状である。農業集落排水事業の使用料については、基本料金1,50

0円に1人350円の人数分を加えた金額を徴収しているが、各施設の維持管理ができる料金設定の検討が急務となっているとの答弁がありました。

次に、議案第30号「平成21年度公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」については、接続件数の減を見込んだものや委託料の入札減などが主でした。

続いて、議案第22号「平成21年度西予市一般会計補正予算（第11号）」の建設課所管分において、きめ細かな臨時交付金充当事業の説明を求めました。

建設課割り当て分3億8,545万円の内訳について、橋梁維持管理事業、市内12カ所1億3,600万円。市道改良工事、野村2件、城川3件、三瓶1件、1億4,345万円。漁協施設等維持管理事業、三瓶2件、2,000万円。下水道維持管理事業、道路維持管理事業、旧5町に配分8,600万円との説明がありました。

委員から、急傾斜崩壊防災対策事業の早期取り組みについて質問があり、平成21年度については、県に8カ所要望していたが、県の事業費が削減される中、西予市で3カ所採択を受け実施することができたとの答弁がありました。

これを受け、委員から、人命の安全がまず基本であるので、早期に整備を行っていただくようお願いしたいとの要望がありました。

農林水産課所管分については、林道中筋鉢ヶ森線のり面復旧工事等の事業内容について説明があり、委員から、アンカーの下部が崩壊しているが適正な設計となっているのかと質問がありました。

地質の状況が悪いため、事前に地質調査4カ所を行い10メートルのアンカーを18本設置し、のり面整形を行っていたが、アンカー下部の起立地面が抜け落ち通行不能となった。今後は、崩壊した部分のはり枠工で対応し、影響を受けているアンカー3本は支持層に定着しているため有効利用し、林道機能の早急な回復を図りたいとの答弁がありました。

産業創出課所管については、明浜塩風呂ミストサウナ修繕費について説明があり、商工観光課所管分については、プレミアムつき商品券についての説明がありました。

検討の結果、当委員会に付託された平成21年

度補正予算は、全員異議なく、原案のとおり可決決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

平成２２年３月１１日、産業建設常任委員会委員長森川一義。

○議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

まず、議案第２２号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第２２号「平成２１年度西予市一般会計補正予算（第１１号）」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第２２号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第２３号から議案第３４号までの１２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第２３号「平成２１年度西予市授産場特別会計補正予算（第４号）」から議案第３４号「平成２１年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第４号）」までの１２件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第２３号から議案第３４号までの１２件は原案のとおり決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

３月１７日は午後２時より会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午前１０時２２分

平成22年第1回西予市議会定例会会議録（第4号）

1. 招 集 年 月 日 平成22年3月17日
 1. 招 集 の 場 所 西予市議会議場
 1. 開 議 平成22年3月17日
 午後 2時00分
 1. 閉 会 平成22年3月17日
 午後 3時22分

1. 出 席 議 員

- 1 番 兵 頭 竜
 2 番 二 宮 一 朗
 3 番 兵 頭 学
 4 番 明 智 祥 勝
 5 番 井 上 勲
 6 番 小 野 正 昭
 7 番 松 山 清
 8 番 宇都宮 明 宏
 9 番 松 島 義 幸
 10 番 元 親 孝 志
 11 番 嶋 川 武 文
 12 番 沖 野 健 三
 13 番 森 川 一 義
 14 番 藤 井 朝 廣
 15 番 浅 野 忠 昭
 16 番 岡 山 清 秋
 17 番 酒 井 宇之吉
 18 番 兵 頭 勇
 19 番 山 本 昭 義
 20 番 梅 川 光 俊
 21 番 菊 地 ミスギ
 22 番 大 竹 忠 盛
 23 番 二 宮 元
 24 番 坂 本 隆 重

1. 欠 席 議 員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 別 宮 静
 教 育 長 森 英 二
 公営企業部長 九 鬼 則 夫
 会 計 管 理 者 上 甲 悦 子
 総務企画部長 清 水 忠 夫
 産業建設部長 藤 中 彰
 生活福祉部長 炭 倉 貞 明

教 育 部 長 森 精 一
 明浜総合支所長 高 岡 和 廣
 野村総合支所長 角 藤 和 幸
 城川総合支所長 清 水 享 司
 三瓶総合支所長 宇都宮 又 重
 消防本部消防長 中 野 竹 夫
 総 務 課 長 上 甲 憲 章
 財 政 課 長 河 野 敏 雅
 企画調整課長 上 田 甚 正
 監 査 委 員 正 司 哲 浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 岩 本 明 定
 議 事 係 長 井 上 千 浪

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 議案第 6 号 西予市職員の給与に関する
 条例等の一部を改正する
 条例制定について
 議案第 7 号 西予市宇和福祉センター
 条例の一部を改正する条
 例制定について
 議案第 8 号 西予市敬老祝金条例の一
 部を改正する条例制定に
 ついて
 議案第 9 号 西予市隣保館条例の一部
 を改正する条例制定につ
 いて
 議案第 10 号 西予市国民健康保険診療
 所条例の一部を改正する
 条例制定について
 議案第 11 号 西予市健康保養地中核施
 設の設置及び管理に関す
 る条例の一部を改正する
 条例制定について
 議案第 12 号 西予市林業センター条例
 の一部を改正する条例制
 定について
 議案第 13 号 西予市みかめ海の駅条例
 の一部を改正する条例制
 定について

議案第 14号 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 15号 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 16号 西予市消防団条例及び西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第 17号 西予市元気な三瓶っ子育成基金条例を廃止する条例制定について

議案第 18号 西予市農林水産業振興事業基盤整備用機械使用料条例を廃止する条例制定について

議案第 19号 市道路線の廃止について

議案第 20号 市道路線の認定について

議案第 21号 西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について

議案第 35号 平成22年度西予市一般会計予算

議案第 36号 平成22年度西予市授産場特別会計予算

議案第 37号 平成22年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第 38号 平成22年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算

議案第 39号 平成22年度西予市国民健康保険特別会計予算

議案第 40号 平成22年度西予市老人保健特別会計予算

議案第 41号 平成22年度西予市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 42号 平成22年度西予市介護保険特別会計予算

議案第 43号 平成22年度西予市農業集落排水事業特別会計予算

議案第 44号 平成22年度西予市公共下水道事業特別会計予算

議案第 45号 平成22年度西予市簡易水道事業特別会計予算

議案第 46号 平成22年度西予市上水道事業会計予算

議案第 47号 平成22年度西予市病院事業会計予算

議案第 48号 平成22年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算

議案第 52号 西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

陳情第 1号 南予地域から産出された木材を使った住宅建築促進のための市町単独補助事業の創設について

陳情第 2号 水産関係の陳情について

陳情第 3号 永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書の提出を求める陳情について

陳情第 4号 夫婦別姓制度の拙速な導入に反対する意見書の提出を求める陳情について

2 西予市農業委員会委員の推薦について

追加 議案第 53号 平成21年度西予市一般会計補正予算（第12号）

議案第 54号 平成21年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）

議案第 55号 平成21年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

意見書案第1号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書（案）の提出について

議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 1 議案第 6 号 西予市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 号 西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 号 西予市敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 9 号 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 10 号 西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 11 号 西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 12 号 西予市林業センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 13 号 西予市みかめ海の駅条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 14 号 西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 15 号 西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 16 号 西予市消防団条例及び西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 17 号 西予市元気な三瓶っ子育成基金条例を廃止する条例制定について
- 議案第 18 号 西予市農林水産業振興事業基盤整備用機械使用料条例を廃止する条例制定について

- 議案第 19 号 市道路線の廃止について
- 議案第 20 号 市道路線の認定について
- 議案第 21 号 西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について
- 議案第 35 号 平成 22 年度西予市一般会計予算
- 議案第 36 号 平成 22 年度西予市授産場特別会計予算
- 議案第 37 号 平成 22 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第 38 号 平成 22 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
- 議案第 39 号 平成 22 年度西予市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 40 号 平成 22 年度西予市老人保健特別会計予算
- 議案第 41 号 平成 22 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 42 号 平成 22 年度西予市介護保険特別会計予算
- 議案第 43 号 平成 22 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 44 号 平成 22 年度西予市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 45 号 平成 22 年度西予市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 46 号 平成 22 年度西予市上水道事業会計予算
- 議案第 47 号 平成 22 年度西予市病院事業会計予算
- 議案第 48 号 平成 22 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
- 議案第 52 号 西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 陳情第 1 号 南予地域から産出された木材を使った住宅建築促進のための市町単独補助事業の創設について
- 陳情第 2 号 水産関係の陳情について

- 陳情第 3号 永住外国人への地方参政
権付与に反対する意見書
の提出を求める陳情につ
いて
- 陳情第 4号 夫婦別姓制度の拙速な導
入に反対する意見書の提
出を求める陳情について
- 2 西予市農業委員会委員の推薦について
- 追加 議案第 53号 平成21年度西予市一般
会計補正予算（第12
号）
- 議案第 54号 平成21年度西予市公共
下水道事業特別会計補正
予算（第6号）
- 議案第 55号 平成21年度西予市簡易
水道事業特別会計補正予
算（第5号）
- 意見書案第1号 核兵器の廃絶と恒久平和
実現に関する意見書
（案）の提出について
- 議員派遣の件について

開議 午後2時00分

○議長 ただいまの出席議員は24名でありま
す。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあると
おりであります。

炭倉生活福祉部長。

○炭倉生活福祉部長 梅川議員から国保税の限度
額についてのご質問を保留とさせていただいてお
りましたので、お答えをさせていただきます。

医療部分が50万円、それから後期分が13万
円、介護分が10万円、合計で国保税の最高限度
額は73万円となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 森教育部長。

○森教育部長 二宮一朗議員からご質問がありま
した通学補助の関係についてご説明をさせていた
だきます。

この補助金につきましては、西予市補助金の交
付規則に基づきまして交付をしております。ま
ず大野ヶ原から惣川幼稚園へ通う者について対象
としております。さらに、4キロ以上公共交通を
利用する者の児童、それから4キロ以上徒歩によ
る児童について対象となります。さらに、5キロ
以上の交通機関を利用する「児童」、それから5
キロ以上の通学する自転車通の生徒、これ両方と
も「生徒」でございますが、これも対象となっ
ておると。ただし、スクールバスで通っておる者
については、今は該当しないということでござい
ます。

バス利用の児童につきましては、延べ11カ月
分を定期券の額として支払いをしておりますし、
中学生生徒については12カ月分の定期購入分を
補助としております。それ以外には、4キロ、6
キロ以上になりますと別途加算措置がございま
して、その加算措置によって補助をしておるこ
とでございます。

バス通学児童、平成22年度の予定としまして
は35名を予定しております。それから、徒歩通
学児童については10名でございます。さらに、
バス通学生徒の中学生ですが、67名が該当しま
す。さらに、中学生で65名が徒歩または自転車
通ということになります。合わせまして1,45

7万1,000円が補助金になるものでございます。ちなみに宇和中学校につきましては、バス通が10名、徒歩または自転車によるものが46名ということでございます。

以上、報告とさせていただきます。

(日程1)

○**議長** 日程第1、議案第6号「西予市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」から議案第21号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について」までの16件及び議案第35号「平成22年度西予市一般会計予算」から議案第48号「平成22年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの14件並びに議案第52号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」、さらに陳情4件の35件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

岡山総務常任委員長。

○**岡山清秋総務常任委員長** それでは、総務常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議におきまして、当常任委員会に付託をされました議案4件、陳情2件に対し、3月5日、8日、9日の3日間委員会審査を行いました。

審査結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりであります。

陳情第3号「永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書の提出を求める陳情について」は、国においても今、国会提出を見送る情勢であり、慎重に対処すべきと継続審査に決定をいたしました。

陳情第4号「夫婦別姓制度の拙速な導入に反対する意見書の提出を求める陳情について」は、日本の文化、風習の点からも同じく継続審査と決定いたしました。

議案4件は、原案のとおり全会一致で可決決定をいたしました。

なお、議案審査の過程において、委員より特に質疑がありました事項の概要をご報告申し上げます。

初めに、議案第16号「西予市消防団条例及び西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例制定について」機能別消防隊員とは、能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加をする消防団員のことであり、近年の人員不足の影響で昼夜を限定した活動や特定の災害種別にのみ活動し消防団活動を補完する役割を期待されております。

西予市消防団もサラリーマン団員が70%を超えており、昼間に団員が不足している地区もあり、西予市としても住民参加型の防災まちづくりを目指す上で必要な団員である旨の説明がありました。

次に、積み立てた基金約65億円を他に流用できないかとの質問に、合併時旧5町合わせまして45億円でありましたが、それぞれの事業の目的基金であり、振りかえの運用は難しいとの説明でした。

次に、税務課所管分のふるさと納税の啓発活動の説明を求めたところ、ホームページに載せたり旧町単位にあるふるさと会などにチラシを配布して啓発活動をしているとの説明でありました。

次に、情報推進課所管の研修委託料100万円の説明を求めたところ、無料で利用することのできるオープンオフィスであり、官公庁などを中心に採用されるケースがふえつつあり、日本では兵庫県洲本市、栃木県真岡市、愛媛県四国中央市などの採用があり、西予市もこのソフトを採用するための研修委託料との説明でした。

また、CATV整備事業の事業予定について説明を求めたところ、平成22年度は惣川地区、大野ヶ原地区、三瓶周辺を整備するとの説明でありました。

次に、教育委員会所管の遊子川小学校、湊筋小学校、三瓶小学校のアスベスト除去工事の説明を求めたところ、国のアスベスト基準値が下がり、3校だけが基準を上回るための工事で、他の工事は該当しない旨の説明でありました。

また、結婚推進委員活動の説明を求めたところ、希望者は登録制にしており、毎月5日に相談日として活動をしており、年間「12」組のカップルが誕生しており、今後も交流会等を企画していくとの説明でありました。

次に、議案第38号「平成22年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」は、国の貸し付けと併用は認められないのかとの質問に対し、現在他の育英奨学資金との併用は認めていないが、今

後理事会で協議をしていくとの説明でありました。

なお、当委員会に付託されました議案を総括するため、市長との懇談会を行いました。

その中で、工事の地元発注については、1,000万円以下の工事は総合支所長の権限であるが、工事と設計監理は金額差があり、今後内規として運用するとの回答でありました。

また、水産業振興雇用支援対策事業では、対象が属地か属人かの判断を当委員会で審議をし、属地が適切であると判断をし、市長に要望をいたしました。

最後に、当委員会で審査中に、予算書の1つの事業費の中に複数の事業が入っている場合は、関係部課長の説明時に記録ミスや聞き忘れがあり、効率向上の面からも今後は補足説明のある書類の添付を要求をいたしております。

以上、審査報告とさせていただきます。

平成22年3月17日、総務常任委員会委員長 岡山清秋。

○議長 次に、元親厚生常任委員長の報告を求めます。

元親委員長。

○元親孝志厚生常任委員長 それでは、厚生常任委員会の審査結果についてご報告申し上げます。

当委員会に審査を付託されました平成22年度西予市一般関係予算及び7特別会計予算、3公営企業会計予算につきまして、3月8日、9日、10日の3日間にわたり委員会を開催して審査を実施いたしました。

審査の結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、全議案を原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

なお、議案審査の過程において、前年対比の増減額の多い事項及び委員より特に質疑がありました事項についてご報告を申し上げます。

厚生常任委員会の審査方法といたしまして、市民生活課、高齢福祉課、社会福祉課及び健康づくり推進課については、事務事業量の分類は理解できても予算書内での分類は理解しがたい面が多く、特に職員給与費及び扶助費が予算内訳に占める割合が多く、施策予算がどのように計上されているのかを判別しがたいため、別途所管別に総括

表を提出いただき、事業の前年対比で増減の多いもの、新規事業等について全体を先に把握をして、その後詳細な説明を求める審査を実施いたしました。

初めに、議案第35号「平成22年度西予市一般会計予算」についてご報告申し上げます。

市民生活課所管において特記すべき事項は、地方改善対策施設費5,000万円の減、塵芥処理費1,635万5,000円の減、し尿処理費1,776万3,000円の減等であります。

地方改善対策費の減額については、市道奈良野名場連線の事業費の減額であり、塵芥処理費の減額については、西部衛生センターのごみの中間処理業務を宇和衛生センターへの集約に伴う減額や、また市指定ごみ収集袋作成の原材料費の下落に伴い減額されたためであります。また、し尿処理費の減額については、主に汚泥再生処理施設整備事業費の減によるものであります。

委員からの意見として、城川町の火葬場帰楽苑について、この施設は通夜及び簡単な葬儀ができるようになっているが、残念手狭なため一部建て増しはできないかという意見がありましたが、J Aとも協議をして見積もりをとって検討しましたが、3,500万円以上の経費が必要なため将来的には野村の浄香苑とあわせて検討をしたいので、現段階では対応できないとのことでありました。

次に、高齢福祉課所管についてであります、新規事業として手話通訳派遣事業223万5,000円、放課後等対策事業400万円、介護雇用プログラム事業4,749万7,000円等あります。このうち、介護雇用プログラム事業とは緊急雇用創出事業で2年間の限定事業であります、働きながら資格を取ることを目的とした事業であり、介護福祉士資格取得予定者10名分の予算であります。

また、高齢福祉課の主要施策の中で、要支援者が災害時等においても安心できるような緊急通報装置の設置拡充を図り、安心して生活が送れるよう安否確認システムの構築のための費用346万4,000円が計上されております。西予市市内において、既に65歳以上のひとり暮らし高齢者及びひとり暮らしの重度身体障害者241世帯に設置がなされております。

次に、社会福祉課所管においては、今年度は前

年度対費で20%増額予算となっております。

主な新規事業予算として、要援護者支援システム管理運営事業526万2,000円、子ども手当支給事業5億408万3,000円、高等技能訓練等促進事業338万4,000円、地域子育て創造事業2,568万8,000円等であります。

このうち、子ども手当支給事業について地方自治体負担割合はどうなっているのかの質問に対して、従来の児童手当相当分を自治体負担とするため、西予市においては6,926万4,000円が負担額になりますとの説明でありました。

また、要援護者支援システム管理運営事業については、平成22年度に市内の要援護者の災害時における支援システムを構築するための経費であります。

次に、健康づくり推進課について、母子衛生費737万5,000円が前年対比減額となっておりますが、これは妊婦健診費として前年1回当たりの基準算定額を7,000円で積算していましたが、事業実施に当たり愛媛県が統一で上限4,000円の助成と決定され、そのための減額であります。健診の内容等についての変更はなく、1回の出産で14回の健診が助成されます。

次に、議案第42号「平成22年度西予市介護保険特別会計予算」について、委員より、保険料の収納状況について質問がありました。

平成20年度決算時において特別徴収、年金天引き分ではありますが、100%。普通徴収90.4%であり、収納率99.4%で、未収額が401万2,000円となっております。介護保険料は2年以上滞納いたしますと介護サービス利用者負担が1割から3割になります。普通徴収者は年金支給額年18万円以下の低所得者が対象であるため、未収額の徴収には難しい対応が想定されます。

次に、議案第52号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」は、合併時から今日までに年間約8,000万円近い基金の取り崩し等で歳入不足に対応してきましたが、基金及び繰越金も合併時に6億4,000万円余りあったものが、現在基金が2億5,000万円にまで減少しており、新型インフルエンザ等の災害を想定すれば、これ以上の基金の取り崩しはできないため、保険税の改正に及んだとの説明であ

りました。今回改正しても県下では決して高額になるものでないことから、改定に理解をいたしました。

最後に、議案第47号「平成22年度西予市病院事業会計予算」について、宇和病院において前年度の当初予算、歳入歳出均衡予算ではなく、約1億5,000万円のマイナス予算を当初組んでおりましたが、今年度は3,600万円のマイナス予算が組まれております。前年度対比で見れば大幅な収入増ということになりますが、その理由として、宇和病院において昨年より医師が1名増になって医業収益の増額が見込まれることや、診療報酬の改正により当然増額が見込まれること、さらに一般会計からの繰入金が公立病院に対する国の基準が緩和され、しかも交付税の中で繰入金がより明確化されたことにより、歳入額の増額が見込めることからこのような予算編成になっております。

以上、報告とさせていただきます。

平成22年3月17日、厚生常任委員会委員長 元親孝志。

○議長 次に、森川産業建設常任委員長の報告を求めます。

森川委員長。

○森川一義産業建設常任委員長 産業建設常任委員会審査報告書。

産業建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議におきまして、当常任委員会に付託されました議案9件、陳情2件について、3月5日から3月8日まで関係部課長の説明を受け、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりであり、9議案すべて原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

また、陳情2件のうち陳情第1号については継続審査審議とし、陳情第2号については採択と決定いたしました。

なお、議案審査の過程におきまして、委員より特に質疑のありました事項についてご報告申し上げます。

議案第13号「西予市みかめ海の駅条例の一部を改正する条例制定について」委員より、入場料

金を取ることで入場者数が減るのではないかとの質問があり、ろ過装置を設置することにより光熱水費は80万円の増となり指定管理者に負担がかかるため、入場料金を徴収することで負担の減少を図りたい。現在みかめ海の駅の入込み数は年間約20万人であり、2割の方が入場していただけると推定し、収入を40万円見込んでいる。差額については、指定管理者の努力で協力願うとの答弁がありました。

議案第21号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について」委員より、乳用牛の預託計画、夏季、冬季の1頭当たりの預託金及び西予市委託金850万円の内訳について質問があり、預託計画は120頭を基準としている。夏季預託金は1頭1日当たり550円、冬季預託金1頭1日当たり700円としている。委託金の内訳は、管理に係る固定経費、種子代、肥料代、水道光熱費、減価償却費、賃借料、車両費を計上しているとの答弁がありました。

次に、議案第35号「平成22年度西予市一般会計予算」についてご報告申し上げます。

用地課所管分において、未登記事務処理の進捗率について委員より質疑があり、登記事務に必要な地積測量図の整備ができないため、未登記の市道、農道、林道についてはおこなっている。現在は現年度の登記事務処理が中心となっているが、年がたてばたつほど処理が困難になるため、事務担当部署へ地積測量図の整備をお願いしているとの説明があり、委員から、事業によっては緊急に処理しなければならない事案も出てくるため、用地課で対応できる体制をつくってほしいとの要望がありました。

建設課所管においては、田之浜、高山漁港越波防止対策事業の工事箇所について、波が飛ばない設計をするよう強く要望がありました。また、田之浜、高山ですが、漁業地域水産業供給基盤整備事業は最終年度なのかとの確認があり、この継続事業は22年度においてすべて終了するとの答弁がありました。

農業委員会について、委員より、農業者年金の加入状況について質問があり、旧制度昭和46年1月からでは受給者1,140人、被保険者193人の計1,333人で、新制度平成14年1月からでは受給者が23人、被保険者が99人、60歳以上では78人の200人、新、旧制度の合

計では1,533人となっているとの答弁がありました。

次に、耕作放棄地がふえているが、この状況についてどのように考えているか質問があり、平成20年度の調査では約1,000ヘクタール以上の耕作放棄地があり、農業委員会でも昨年7月から9月にかけて農業委員と事務局職員が農地パトロールを実施し、解消可能または解消すべきと判断される農地の地権者に聞き取りを行いました。高齢者では耕作ができない、買い手がないなど、耕作放棄地の解消は容易ではないとの答弁があり、委員から、耕作放棄地対策に取り組むための組織体制づくりが急務であるとの要望が出されました。

次に、産業創出課所管の第三セクターへの委託料について、委員より、委託料については施設管理費研究開発販売促進費となっているが、研究開発及び販売促進費は本来企業側の義務ではないか。経営状況をわかりやすく表現してほしい。国の方針も第三セクターのあり方に対して厳しくなっているから、市としても今後はそのような考え方で取り組む必要があるのではないかとの意見があり、第2次行政改革実施計画においても第三セクターのあり方については引き続き検討することになっているとの説明がありました。

次に、農林水産課所管の西予市物産会館どんぶり館について、委員より、宇和島市まで高速道路が開通したときの経営戦略は考えているかとの質問があり、西予市物産会館が開設されて11年が経過し、ふれあい市場として定着し、納入者は当初予定の180人から500人と予想をはるかに超えている。ふれあい市場も手狭になると同時に施設の古さが目立ってきている。

内子から宇和島市の間に6カ所の類似施設が完成、建設計画がある中、高速道路の無料化により顧客の行動範囲が広範囲になり、新鮮な食品を扱うだけでは競争力に勝てない状況になると危惧しており、来ていただいたお客様に再度来店していただけるよう接客や販売品の品ぞろえは無論のこと、施設を充実させ、市を代表する西予市物産会館として安定した運営を実践していただくため、今回ふれあい市場の改修を行う予算を計上しているとの答弁がありました。

水産業は、委員より、漁業振興のための予算を計上してほしいとの要望がありました。

林道整備について、委員より、林道整備の予算に関して地域へ浸透していないのではと指摘があり、今後は総合支所と連携をとりながらやっていきたいとの答弁がありました。

市有林関連事業について、野村町惣川地区に80ヘクタールの市有林があるが、材としての価値は通常の7割程度の木材であるため、作業道を入れて間伐材、木質ペレット用に使用するように計画してはどうかとの意見があり、今後検討していきたいとの答弁がありました。

陳情第1号「南予地域から産出された木材を使った住宅建築促進のための市町単独補助事業の創設について」であります。西予市だけで取り組むものではなく、まずは近隣の市町が足並みをそろえることが必要とのことから、継続審査となりました。

続いて、陳情第2号「水産関係の陳情について」は、日常利用される身近な施設であり、取り組むべき議案であるとの採択となりました。

以上で産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

平成22年3月17日、産業建設常任委員会委員長森川一義。

○議長 岡山委員長。

○岡山清秋総務常任委員長 先ほどの総務常任委員会の報告の中、誤報が1点ありますが、この場で構いませんか。

○議長 訂正願います。
岡山委員長。

○岡山清秋総務常任委員長 先ほどの常任委員会の報告の中で、結婚推進委員活動の説明を求めたところ、年間「12」組のカップルが誕生しているという報告をいたしました。これは、「一、二」組のカップルでございますので、修正をして報告とさせていただきます。

○議長 次に、酒井病院問題等特別委員長の報告を求めます。
酒井委員長。

○酒井宇之吉西予市宇和病院問題等特別委員長

西予市宇和病院問題等特別委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、当委員会に付託されました議案第47号「平成22年度西予市病院事業会計予算」のうち、宇和病院にかかわる新病院建築費関係分について委員会審査を行いました。

審査結果は、議案を原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

なお、議案審査の過程における質疑入り事項についてご報告申し上げます。

新病院建築費2,450万円について、設置予定の新病院建設推進室2人の職員人件費が主なもので、基本調査のための委託料を予算化しているとの説明がございました。

予算説明の過程で、新病院建設推進組織図案と新病院建設に向けての推進体制計画案の説明がありました。

以上、審査報告とさせていただきます。

平成22年3月17日、西予市宇和病院問題等特別委員会委員長酒井宇之吉。

以上であります。

○議長 次に、兵頭し尿処理場問題等特別委員長の報告を求めます。

兵頭委員長。

○兵頭勇西予市し尿処理場問題等特別委員長 し尿処理場問題等特別委員会の審査報告を申し上げます。

当委員会では、議案第35号「平成22年度西予市一般会計予算」のうち、汚泥再生処理施設整備事業について審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の委員会審査報告のとおり決定をいたしました。

議案審査の過程については、委員より特に議論がありました事項の概要をご報告申し上げます。

この事業費総額は116万円ですが、市民検討委員会及び職員の先進地視察研修が主なものであるとの説明がありました。

委員より、1人当たりの旅費が多いのではないかと。遠くまで行かなくても、近くで西予市に見合った研修で十分であり、処理方法も決定していないのに処理方法が決定してから先進地視察を行うべきではないかとの質疑がありましたが、この

予算は概算で予算化しており、どのような方向になっても対応できるような予算処置を行っているのでご理解を願いたいとの答弁であった。

以上、特別委員会の付託案件に関し審査を行い、全会一致で原案可決決定いたしましたので、審査報告といたします。

平成２２年３月１７日、し尿処理場問題等特別委員会委員長兵頭勇。

○議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

まず、議案第６号「西予市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、議案第７号から議案第１１号までの５件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第７号「西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について」から議案第１１号「西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの５件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、議案第１２号及び議案第１３号の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第１２号「西予市林業センター条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第１３号「西予市みかめ海の駅条例の一部を改正する条例制定について」は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、議案第１４号及び議案第１５号の２件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第１４号「西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第１５号「西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について」は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、議案第１６号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第１６号「西予市消防団条例及び西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、議案第１７号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第１７号「西予市元気な三瓶っ子育成基金条例を廃止する条例制定について」は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、議案第１８号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第１８号「西予市農林水産業振興事業基盤整備用機械使用料条例を廃止する条例制定について」は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、議案第１９号及び議案第２０号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第１９号「市道路線の廃止について」及び

議案第20号「市道路線の認定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第19号及び議案第20号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第21号「西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第35号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第35号「平成22年度西予市一般会計予算」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第36号から議案第48号までの13件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第36号「平成22年度西予市授産場特別会計予算」から議案第48号「平成22年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの13件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第36号から議案第48号までの13件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第52号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第52号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、陳情4件について採決いたします。

まず、陳情第2号「水産関係の陳情について」は委員長報告のとおり採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第2号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第1号「南予地域から産出された木材を使った住宅建築促進のための市町単独補助事業の創設について」及び陳情第3号「永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書の提出を求める陳情について」並びに陳情第4号「夫婦別姓制度の拙速な導入に反対する意見書の提出を求める陳情について」の3件は委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第1号及び陳情第3号並びに陳情第4号の3件は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、西予市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員は4名とし、岩井郁子君、熊谷琢磨君、家森明美君、松浦愛子君、以上の方を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議会推薦の農業委員は4名とし、岩井郁子君、熊谷琢磨君、家森明美君、松浦愛子君、以上の方を推薦することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時50分)

○議長 再開いたします。(再開 午後2時52分)

ただいま市長から提出されました議案第53号「平成21年度西予市一般会計補正予算(第12

号)」から議案第55号「平成21年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）」までの3件と意見書案第1号及び議員派遣の件についてを本日の日程に追加し、追加日程とし、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、5件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定をいたしました。

（追加）

○議長 まず、追加日程第1、議案第53号「平成21年度西予市一般会計補正予算（第12号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 議案第53号「平成21年度西予市一般会計補正予算（第12号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回提案いたします主な補正予算は、歳出では、宇和中学校体育館改築工事、小・中学校耐震化事業に充当しておりました小・中学校建設費国庫補助金の確定と国の地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の交付額が決定したことにより、総務管理費、林業費、水産業費、道路橋梁費、小学校、中学校費においてそれぞれ補助金、地方債の財源充当替えを行い、また将来への財政負担軽減を図るため減債基金の積み立てを行っております。

歳入につきましては、特別交付税国庫支出金の交付額の決定による調整と上水道事業会計から利益剰余納付金を計上しております。

また、学校教育施設等整備事業債を3,500万円軽減し、その上で財政調整基金に2億5,625万7,000円を繰り戻しております。

これによりまして、採決いただいております歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億8,414万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ299億4,482万4,000円と定めるものであります。

なお、今回の補正では、三瓶総合支所移転事業を初めとする54事業、35億2,064万3,000円の繰越明許費を計上しております。

以上、ご説明いたしました。詳細な点につき

ましては、担当課長のほうに説明させますのでよろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 河野財政課長。

○河野財政課長 それでは、予算書に沿って補足説明をさせていただきます。

まず、歳出につきまして説明をいたします。

11ページをお開き願います。

5目財産管理費であります。これは三瓶総合支所移転事業にきめ細かな交付金1,386万6,000円の充当替えをするものでございます。

2目林業振興費につきましては、林道中通川西線開設ほか3路線の美しい森づくり基盤整備交付金事業に公共投資臨時交付金535万円の充当替えをしております。

12ページをお開き願います。

3目漁港管理費につきましては、漁港施設等維持管理事業にきめ細かな臨時交付金を324万9,000円。

2目道路橋梁維持費につきましては、橋梁維持管理事業、道路維持管理事業にきめ細かな臨時交付金3,281万円。

3目道路新設改良費につきましては、市道改良事業にきめ細かな臨時交付金を2,330万円。

6目用悪水路費につきましては、下水路維持管理事業にきめ細かな臨時交付金324万9,000円の充当替えをしております。

次に、13ページでございますが、3目小学校建設費につきましては、大和田小学校と皆田小学校の小学校施設耐震化事業に、国庫支出金では学校施設費国庫補助金を300万6,000円減額し、公共投資臨時交付金を2,143万9,000円追加し、合計1,843万3,000円及び学校教育施設等整備事業債1,460万円の充当替えを行っております。

次に、1目中学校管理費につきましては、野村中学校施設維持管理事業にきめ細かな臨時交付金を725万円。

3目学校管理費につきましては、宇和中学校体育館改築事業と宇和中学校及び三瓶中学校施設耐震化事業に、国庫支出金では学校建設費国庫補助金を4,122万6,000円減額し、公共投資臨時交付金を3億1,805万2,000円追加

し、合計2億7,682万6,000円。また、学校教育施設等整備事業債を4,960万円減額をしております。

14ページをお開き願います。

1目25節積立金3億8,414万6,000円につきましては、これからの大型事業等の起債借入金に対する将来負担に備え、減債基金の積み立てを行うものであります。

次に、歳入でございますが、9ページをお開き願います。

9款1目地方交付税2億8,947万円につきましては、特別交付税の確定により増額計上するものであります。

なお、交付決定額は11億9,947万円で前年度比4.6%、5,236万2,000円の増額となっております。

13款7目教育費国庫補助金4,423万2,000円の減額であります。これは小・中学校の学校建設費国庫補助金の確定によるものであります。

8目総務費国庫補助金4億2,856万5,000円につきましては、地域活性化・公共投資臨時交付金及び地域活性化・きめ細かな臨時交付金の交付額確定によるものであります。

10ページをお開き願います。

17款1目公営企業会計繰入金160万円ですが、これは上水道施設整備において、一般会計で出資債を借り、上水道事業会計に出資をしておりますが、その出資に対する利益剰余納付金であります。

4ページに返っていただきたいと思います。

第2表繰越明許費であります。2款総務費では、三瓶総合支所移転事業ほか2事業、繰越事業費計2億5,359万2,000円。

3目民生費では、宇和福祉の里事業ほか2事業、計7,947万8,000円。

4款衛生費では、地域保健医療システム構築事業4,823万円。

5款労働費では、宇和と城川地区の市道改良事業1億3,420万6,000円。

6款農林水産業費では、農作物生産振興対策事業ほか16事業、計14億4,338万7,000円。

7款商工費では、商工観光施設整備事業1,232万7,000円。

8款土木費では、道路橋梁維持修繕事業ほか11事業、計5億9,948万1,000円。

9款消防費では、消防施設整備事業ほか1事業、計4,765万5,000円。

10款教育費では、小学校施設整備事業ほか9事業、計7億8,950万2,000円。

11款災害復旧費では、農業用施設災害復旧事業ほか2事業、計1億1,278万5,000円。

総事業で54事業、事業費では35億2,064万3,000円を限度額として、平成21年度から22年度へ繰り越しをしております。

繰り越しの主な理由につきましては、きめ細かな交付金事業につきましては、さきの3月11日に議決をいただいたばかりですので、年度内完了が見込めないものであります。ほかの事業の主な理由は、用地の取得や物件補償、林道開設では土地の使用等について地権者との交渉調整に不測の日数を要した。また、国の経済対策で耐震診断調査委託事業や消防ポンプ自動車購入などは全国的に受注が多く、納期の遅延があったこと等によるものであります。

繰越明許費の詳細につきましては、お手元に配付しております資料のとおりであります。款、項、事業名、金額、繰越理由等、それから完成見込み月等を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第53号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第53号「平成21年度西予市一般会計補

正予算（第１２号）」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第５３号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

○議長 次に、追加日程第２、議案第５４号「平成２１年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第６号）」及び議案第５５号「平成２１年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）」の２件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

藤中産業建設部長。

○藤中産業建設部長 議案第５４号「平成２１年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第６号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、宇和処理区及び野村処理区において関係機関との協議、設計変更の不測の日数を要した等の理由により、年度内の施工が困難になったことに伴い繰越明許費２億５，２００万円を計上するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 九鬼公営企業部長。

○九鬼公営企業部長 議案第５５号「平成２１年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、三瓶南地区簡易水道における第２水源掘削後の濁り水の処理に不測の日数を要し、その後の浄水場造成工事及び電気工事の年度内完成が見込めなくなったことに伴い繰越明許費３，４３７万３，０００円を計上するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第５４号及び議案第５５号の２件は、会議規則第３７条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第５４号「平成２１年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第６号）」及び議案第５５号「平成２１年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第５号）」の２件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第５４号及び議案第５５号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

○議長 次に、追加日程第３、意見書案第１号「核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書（案）」の提出についてを議題といたします。

事務局長に朗読いたさせます。

○岩本事務局長 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書（案）。

ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ。

この訴えは、核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びである。

しかし、核兵器はいまだに世界に約２万１，０００発も存在し、今なお人類は核兵器の脅威にさらされ続けている。

こうした中、昨年４月にオバマ米国大統領が核兵器のない世界を提唱して以来、７月の米ロ首脳会談で両国が戦略核兵器の削減を合意し、さらに９月２４日の国連安全保障理事会では核軍縮不拡散決議を全会一致で採択したことは歴史的に大きな前進である。

今や米国を初めロシア、英国、フランス、中国の核保有５カ国はもとより、核拡散防止条約ＮＰＴ未加盟で核保有したインド、パキスタン、事実上の保有国と言われるイスラエルは、核兵器廃絶に向け具体的な取り組みが強く求められている。

また、核兵器開発の疑惑のあるイラン、昨年５

月に核実験を強行した北朝鮮は国連加盟国の一員として国連決議を遵守し、核開発を放棄すべきである。

よって、国におかれては、核兵器の廃絶と世界の恒久平和実現のため、2010年5月に開かれる核拡散防止条約（NPT）再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく、下記の事項について積極的に取り組まれるよう強く要請する。

記。

1、国是である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶を目指す2020ビジョンを支持し、その実現に向けて取り組むこと。

2、核拡散防止条約（NPT）の遵守及び加盟促進に全力で取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月17日、愛媛県西予市議会。

提出先、衆議院議長横路孝弘、参議院議長江田五月、内閣総理大臣鳩山由紀夫、外務大臣岡田克也。

以上であります。

○議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の説明を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

（追加）

○議長 次に、追加日程第4、議員派遣の件につ

いてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいたしました議員派遣につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合は、議長にご一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

三好市長より閉会のあいさつがございます。

三好市長。

○三好市長 平成22年第1回西予市議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

既にマスコミ報道等でも大きく取り上げましたが、去る3月11日、西予市明浜出身の宇都宮健児氏が会員数約2万8,000人を有する日本弁護士連合会の会長に選ばれました。西予市民にとりまして、この上のない大変な名誉なことであり、市民の皆様とともに心からお祝いを申し上げたいと存じます。ご承知のとおり、宇都宮弁護士は多重債務問題や消費者金融問題の第一人者として知られ、また国民を震撼させた地下鉄サリン事件被告被害対策弁護団長や年越し派遣村の名誉村長を務められ、今や話題の弁護士として各界から注目を集めておられます。

日本の司法は、裁判員制度や被害者参加制度など大きな改革の真っただ中にあります。宇都宮弁護士におかれましては、どうか今後とも国民のために日本の司法の発展のため、より一層ご活躍されますことをご期待申し上げる次第でございます。

さて、今期定例会では3月3日から本日まで15日間にわたる会期で条例改正及び平成22年度一般会計当初予算等の重要案件につきまして慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり決定を

得ましてまことにありがとうございました。

また、本会議での一般質問、議案質疑、委員会審議の中でそれぞれの立場で慎重なご意見や鋭いご指摘をいただきました。このことは、市民の皆様の熱い思いを代弁されたものと真摯に受けとめ、これからの市政の運営に遺憾なきをしたいと存じます。

平成22年度の予算執行に当たりまして、慎重を期し、適正、的確を旨として取り組むとともに、所信表明の中でも申し上げましたように、発想の転換を図りつつ住民福祉の増進と誇れる愛着の持てる西予市づくりに渾身の努力を傾注する所存でありますので、今後ともご指導、ご支援を賜りたいと存じます。

いよいよ陽春の候となりました。議員の皆様におかれましても、ご多忙のことと存じますが、健康に十分ご留意をいただき、市政推進にご尽力をいただきますよう心からお願いを申し上げます。まことにありがとうございました。

○議長 これをもって平成22年第1回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後3時22分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

西予市議会副議長

同 議員

同 議員

平成22年第1回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第 6号	西予市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	22.3.17	原案可決
議案第 7号	西予市宇和福祉センター条例の一部を改正する条例制定について	22.3.17	原案可決
議案第 8号	西予市敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について	22.3.17	原案可決
議案第 9号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について	22.3.17	原案可決
議案第 10号	西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定について	22.3.17	原案可決
議案第 11号	西予市健康保養地中核施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	22.3.17	原案可決
議案第 12号	西予市林業センター条例の一部を改正する条例制定について	22.3.17	原案可決
議案第 13号	西予市みかめ海の駅条例の一部を改正する条例制定について	22.3.17	原案可決
議案第 14号	西予市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	22.3.17	原案可決
議案第 15号	西予市簡易水道及び愛媛県条例水道の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について	22.3.17	原案可決
議案第 16号	西予市消防団条例及び西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	22.3.17	原案可決
議案第 17号	西予市元気な三瓶っ子育成基金条例を廃止する条例制定について	22.3.17	原案可決
議案第 18号	西予市農林水産業振興事業基盤整備用機械使用料条例を廃止する条例制定について	22.3.17	原案可決
議案第 19号	市道路線の廃止について	22.3.17	原案可決
議案第 20号	市道路線の認定について	22.3.17	原案可決
議案第 21号	西予市大野ヶ原育成牧場の指定管理者の指定について	22.3.17	原案可決
議案第 22号	平成21年度西予市一般会計補正予算（第11号）	22.3.11	原案可決
議案第 23号	平成21年度西予市授産場特別会計補正予算（第4号）	22.3.11	原案可決
議案第 24号	平成21年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）	22.3.11	原案可決
議案第 25号	平成21年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	22.3.11	原案可決
議案第 26号	平成21年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	22.3.11	原案可決
議案第 27号	平成21年度西予市老人保健特別会計補正予算（第2号）	22.3.11	原案可決

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果
議案第 28号	平成21年度西予市介護保険特別会計補正予算（第4号）	22.3.11	原案可決
議案第 29号	平成21年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	22.3.11	原案可決
議案第 30号	平成21年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	22.3.11	原案可決
議案第 31号	平成21年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	22.3.11	原案可決
議案第 32号	平成21年度西予市上水道事業会計補正予算（第4号）	22.3.11	原案可決
議案第 33号	平成21年度西予市病院事業会計補正予算（第4号）	22.3.11	原案可決
議案第 34号	平成21年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第4号）	22.3.11	原案可決
議案第 35号	平成22年度西予市一般会計予算	22.3.17	原案可決
議案第 36号	平成22年度西予市授産場特別会計予算	22.3.17	原案可決
議案第 37号	平成22年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	22.3.17	原案可決
議案第 38号	平成22年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	22.3.17	原案可決
議案第 39号	平成22年度西予市国民健康保険特別会計予算	22.3.17	原案可決
議案第 40号	平成22年度西予市老人保健特別会計予算	22.3.17	原案可決
議案第 41号	平成22年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	22.3.17	原案可決
議案第 42号	平成22年度西予市介護保険特別会計予算	22.3.17	原案可決
議案第 43号	平成22年度西予市農業集落排水事業特別会計予算	22.3.17	原案可決
議案第 44号	平成22年度西予市公共下水道事業特別会計予算	22.3.17	原案可決
議案第 45号	平成22年度西予市簡易水道事業特別会計予算	22.3.17	原案可決
議案第 46号	平成22年度西予市上水道事業会計予算	22.3.17	原案可決
議案第 47号	平成22年度西予市病院事業会計予算	22.3.17	原案可決
議案第 48号	平成22年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	22.3.17	原案可決
議案第 49号	西予市情報基盤整備事業第2期伝送路施設整備工事（第6工区）変更請負契約について	22.3.3	原案可決
議案第 50号	西予市情報基盤整備事業第2期伝送路施設整備工事（第7工区）変更請負契約について	22.3.3	原案可決
議案第 51号	西予市立小中学校電子黒板の取得について	22.3.3	原案可決
議案第 52号	西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	22.3.17	原案可決
議案第 53号	平成21年度西予市一般会計補正予算（第12号）	22.3.17	原案可決
議案第 54号	平成21年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）	22.3.17	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 55号	平成21年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)	22.3.17	原案可決
諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について	22.3.3	原案同意
諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について	22.3.3	原案同意
	西予市農業委員会委員の推薦について	22.3.17	推 薦
陳情第 1号	南予地域から産出された木材を使った住宅建築促進のための市町単独補助事業の創設について	22.3.17	継続審査
陳情第 2号	水産関係の陳情について	22.3.17	採 択
陳情第 3号	永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書の提出を求める陳情について	22.3.17	継続審査
陳情第 4号	夫婦別姓制度の拙速な導入に反対する意見書の提出を求める陳情について	22.3.17	継続審査
意見書案第1号	核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書(案)の提出について	22.3.17	原案可決
議会報告第1号	総務常任委員会の視察研修報告について	22.3.3	報 告
議会報告第2号	西予市し尿処理場問題等特別委員会の中間報告について	22.3.3	報 告
	議員派遣の件について	22.3.17	承 認
【西予市農業委員会委員】 岩井 郁子 熊谷 琢磨 家森 明美 松浦 愛子			